

陸軍省、野戦教範FM7-35

歩兵連隊の 対戦車中隊と 歩兵大隊の 対戦車小隊

陸軍省、1942年3月15日

変更、1944年11月13日

本書について

第二次世界大戦時の戦術級シミュレーションゲーム
作成のため、資料として訳出したものを私家版として
ここに公開する。

2025/08/01、公開

連絡先

X:@izaemon8

パート1 歩兵連隊の戦車中隊

第1章 概要

第1節 編成

第2節 戦術的な運用

第3節 中隊長の戦闘任務

第4節 防御策

第2章 医療支援と後送

第3章 補給と車両整備

第1節 補給

第2節 車両整備

第4章 行軍と野営

第1節 行軍

第2節 野営

第5章 攻撃戦闘

第1節 概要

第2節 接近行軍

第3節 集結区域

第4節 攻撃前の偵察、計画、および命令

第5節 攻撃における運用

第6節 特殊作戦

第6章 防御戦闘

第1節. 概要

第2節. 防御における運用

第3節. 後退行動

第4節. 特殊作戦

第7章 対戦車小隊

第1節. 概要

第2節. 接近行軍

第3節. 攻撃における運用

第4節. 防御における運用

第5節. 後退行動

第8章 対戦車分隊

第1節. 概要

第2節. 戦術的運用

第9章 対戦車地雷小隊

第1節. 概要

第2節. 対戦車地雷装備と補給

第3節. 地雷原と道路障害

第4節. 戦術的運用

パート2 歩兵大隊の対戦車小隊

第1章 概要

第1節 編成

第2節 補給、医療、後送

第3節 戦術的運用

第4節 行軍と宿営

第2章 攻撃戦闘。

第1節 接近行軍と集結区域

第2節 攻撃における運用

第3節 特殊作戦

第3章 防御戦闘。

第1節 防御における運用

第2節 後退行動

付則1. 対戦車兵器の個別防護および砲座

付則2. 対戦車砲および車両の河川渡河用応急手段

付則3. 一般訓練

付則4. 歩兵連隊対戦車中隊の戦術訓練に関する指示

パート1

歩兵連隊の戦車中隊

第1章 概要

第1節 編成

1. 編制

a. 概要、対戦車中隊は、中隊本部、3個対戦車小隊、および1個対戦車地雷小隊で構成される。

b. 中隊本部、中隊本部要員は、その任務の性質上、指揮班と管理班に分かれる。

(1) 指揮班、この班は、中隊長、副指揮官、偵察将校、先任曹長、通信軍曹、偵察軍曹、ラッパ手、無線手、伝令、および兵員で構成される。中隊長は、戦闘における中隊の運用に必要な準備を行い、戦闘中に中隊を統制する上で、主に指揮班を補佐として使用する。各個人の職務は以下の通りである。

(a) 中隊長、中隊長は、中隊の訓練、規律、統制、戦術的運用、補給、および管理に責任を負う。戦闘中の職務の詳細は、本章第3節を参照のこと。訓練における職務の記述は、補則3および4を参照のこと。

(b) 副指揮官、副指揮官は、中隊指揮所において、中隊長を補佐する。彼はしばしば中隊長から、弾薬、食料、水、ガソリンの供給を補佐する特定の任務を負わされる。彼は状況を常に把握し、中隊長が死傷した場合、直ちに中隊の指揮を執る準備ができていなければならない。彼は中隊長によって、連隊指揮所における代理人として使用されることもある。

(c) 偵察将校、偵察将校は、偵察の実施において中隊長を補佐する。彼はまた、必要に応じて、中隊長が指定した区域または陣地へ小隊を指揮または誘導する際にも補佐する。偵察における彼の職務については、第10項を参照のこと。

(d) 先任曹長、先任曹長は、中隊長の監督の下、中隊指揮所を設置および運営する。彼は中隊長が連隊指揮所、対戦車小隊、対戦車地雷小隊、管理班、および中隊輸送部隊との連絡を維持するのを補佐する。通信軍曹が中隊指揮所から離れて職務を遂行している場合、先任曹長は中隊伝令所を運営または監督するように求められることがある。(下記(e)も参照のこと)。

(e) 通信軍曹、通信軍曹は、通信を維持する上での中隊長の主要な補佐役である。彼は中隊指揮所における部隊伝令所の設置と運営、および中隊全体における通信器材の設置、運用、および維持に責任を負う。彼はしばしば中隊長に同行して観測所へ、または中隊区域内を移動するよう求められることがある。指揮所を不在にする間、中隊伝令所は先任曹長の監督下で運営されるか、または先任曹長が不在の場合、通信軍曹の指示により利用可能な他の要員によって維持されることがある。通信軍曹は、中隊に支給された通信器材の設置、運用、および維持に関して、適切な中隊要員の訓練に責任を負う。(付則3を参照のこと)。

(f) 偵察軍曹、偵察軍曹は、中隊長または偵察将校から割り当てられる偵察任務を遂行する。彼は観測所の設置を補助することがあり、また案内役を務めることもある。

(g) ラッパ手、ラッパ手は、信号手、案内人、観測者、および伝令としての訓練を受けている。彼は中隊本部無線トラック（3/4トン兵員輸送車、無線機装備）を運転し、運転手による整備に責任を負う。

(h) 無線手、無線手は、現在の通信計画に従い、警戒網または上級司令部との通信のために中隊に支給された無線機を操作する訓練を受けている。彼らは中隊指揮網で使用される無線電話の操作に関して、他の中隊要員の訓練を支援する。彼らは連隊通信小隊において、符号演習、および無線機の設置、運用、および維持に関する訓練を受けることがある。

(i) 伝令、伝令は、伝令任務に従事していない場合、案内人として、また中隊指揮所における他の要員の補佐として使用されることがある。彼らは中隊通信器材の操作と維持に関する訓練を受けている。彼らは中隊本部に割り当てられた1/4トントラックを運転し、運転手による整備に責任を負う。

(j) 兵員、兵員は、補充要員として使用され、観測者および伝令として訓練される。

(2) 管理班、この班は、輸送軍曹、補給軍曹、兵器修理工、給養軍曹、調理兵および調理補助員、自動車整備兵、および中隊事務員で構成される。彼らの主要な職務は以下の通りである。

(a) 輸送軍曹、輸送軍曹は、中隊の車列を統括する。彼は中隊の自動車の運用と整備を監督する。弾薬補給における彼の職務については、21項を参照のこと。

(b) 補給軍曹および兵器修理工、補給軍曹は、食料および水を除くすべての物資の補充と配給に責任を負う。彼は中隊のニーズを中隊長に常に知らせる。また、兵器修理工の作業を監督する。戦闘中、彼は通常、特に弾薬の補給に関する事項で中隊長を補佐するため、前衛部隊にいる。兵器修理工は通常、車列の野営地にいる。そこで彼は物資の調達と配給を支援し、武器やその他の装備品の軽微な修理を行い、簡単な木工作业を遂行する。

(c) 給養軍曹、調理兵、および調理補助員、給養軍曹は、中隊に支給される食料と水の確認、食料の食事への分割、食事の準備における調理兵と調理補助員の監督、および中隊への食事の配給に責任を負う。彼と彼の助手は、前衛部隊で食事を配給する場合を除き、支援中隊長の直接監督の下、連隊の車列野営地で作業する。

(d) 自動車整備兵、自動車整備兵は、輸送軍曹の監督の下、中隊の車列の整備を行う。彼は整備トラック（3/4トン兵員輸送車）を運転し、運転手による整備に責任を負う。（24項を参照のこと）。

(e) 中隊事務員、中隊事務員は、中隊の記録を保持する。連隊人事班の一員として、彼は人事将校の下で機能する。戦闘においては、人事班は連隊から分離され、師団または軍団の後方梯隊とともに行動し移動することがある。それ以外の場合、人事班は連隊の車列野営地で機能する。

c. 小隊、対戦車小隊および対戦車地雷小隊の構成については、それぞれ図1および97項と149項を参照のこと。

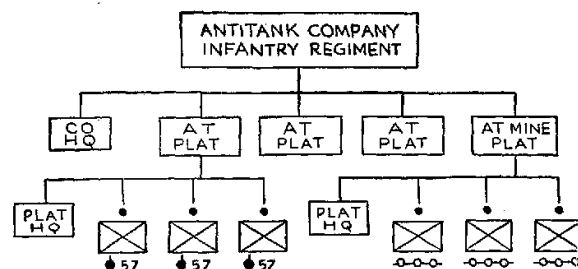


図1. 対戦車中隊の編成

2. 武装

a. 概要、対戦車中隊の武装は、クルー操作兵器と個人携行兵器を含む。

(1) クルー操作兵器は、57mm対戦車砲、対戦車ロケットランチャー、および50口径機関銃である。

(2) 個人携行兵器は、小銃、騎兵銃、および拳銃である。

(3) 兵器の記述と特性については、TM 9-303およびFM 23-5, 23-7, 23-30, 23-35, 23-65, および23-75を参照のこと。

b. クルー操作兵器、(1) 57mm対戦車砲、対戦車中隊の主要兵器は57mm対戦車砲である。この砲は高い砲口初速と低伸弾道を有し、その実用的な発射速度は毎分15から20発である。発射速度は、砲自体の制限よりも効果の観測に大きく影響される。比較的広い射界（90度）を有し、架台を容易に移動させることで、この射界を超えて出現する目標を交戦させることが可能である。

(a) 射程、移動する車両に対して使用される場合、砲の有効射程は、砲手が移動目標に命中させる能力に大きく左右される。通常、800ヤードを超える距離で戦車に対して発砲することはない。より長い射程で、または地形を考慮せずに発砲すると、砲陣地の早期発見とそれに伴う奇襲効果の喪失を招く。このような行動は、敵戦車に車体遮蔽物のある位置を取らせ、砲に発砲させることを可能にする。（図2を参照）。

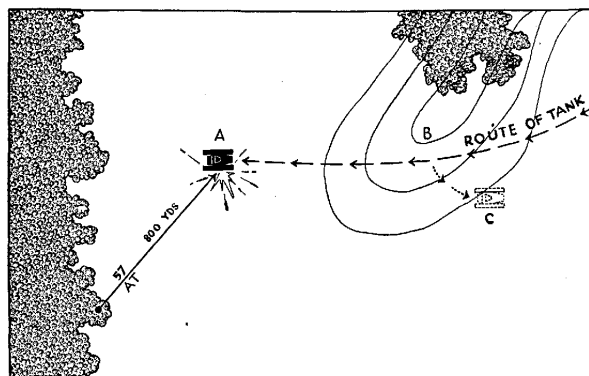


図2 射撃開始。戦車が有効射程内にあり、かつ確実に交戦状態にあるAのような場合に射撃を開始すべきで

ある。戦車が丘の頂上Bに現れた際に射撃を開始した場合、戦車は遮蔽された位置Cに移動することができる。

(b) 命中角、徹甲弾の貫通能力は、弾道の経路と命中した目標部分の平面とのなす角度が90度の場合に最大となる。貫通能力は角度が90度から逸脱するにつれて減少し、逸脱が20度を超える場合は著しく低下する。装甲車両は通常、正面に最も重い装甲を持ち、側面、後方、および下面の装甲ははるかに薄い。命中角が90度から逸脱しても、これらの車両の側面、後方、および下面に命中させるよう最大限の努力を払うべきである。

(c) 機動力、牽引車によって牽引される場合、この砲は道路上でも不整地でも高い機動力を有する。重量があるため、手による不整地移動能力は限られている。手による長距離移動が必要な場合は、砲班に追加の支援を提供するよう最大限の努力を払うべきである。

(d) 脆弱性、対戦車砲は、歩兵射撃の範囲内での移動中に極めて脆弱である。また、射撃陣地にいる場合も、設置されているか否か、および設置されている場合は地形の性質によって、多かれ少なかれ脆弱である。砲が発見され破壊される、または有効に使用される前に砲員が敵の砲火により死傷するリスクがあるため、敵の攻撃が差し迫るまで掩蔽された位置に留めておくべきである。(6b項を参照)。

(2) 対戦車ロケットランチャー、対戦車ロケットランチャーと榴弾ロケットは、戦車その他の装甲車両に対して使用するために支給される。ロケットは建物や石造りの建造物に対しても有効である。

(a) ランチャー、ランチャーは、対戦車班の各砲班に1丁、対戦車地雷小隊の小隊本部に1丁の割合で支給される。これらは通常、牽引車に搭載される。主要兵器の操作に絶対的に必要とされない弾薬運搬兵または砲班の他の要員は、分隊長によってロケット兵に指定される。装填および再装填に必要な支援を提供するため、対戦車ロケットランチャーは通常、2名1組のチームによって操作される。ロケットは伏射、立射、座射、または膝射の姿勢から発射できる。砲座(掩体壕または個人壕)から発射することも可能だが、その場合、ランチャー後方からの爆風が装填手や他の近くの要員に当たらないように構築されていなければならない。(付則1を参照)。

(b) ロケット、ロケットの最大射程は650ヤードである。300ヤードまでの射程では、移動目標に対して合理的な精度を有する。より高い精度を達成し、奇襲効果を助けるため、移動目標に対する射撃は、実行可能な最後の瞬間まで控えられなければならない。

(c) クルー操作兵器、クルー操作兵器の側面と後方は、機械化された攻撃に対して特に脆弱である。そのような攻撃が差し迫っている場合、ロケットチームは、装甲車両の側面と後方のより軽い装甲に対して側面射撃を可能にする位置を占める。2組のチームで運用することで、異なる方向から同時に攻撃する2つ以上の敵装甲車両に対抗する行動が容易になる。

(d) 対戦車砲でカバーされていない敵装甲車両の侵入経路、対戦車砲でカバーされていない敵装甲車両

の侵入経路は偵察され、ロケットチームの射撃位置は実行可能になり次第選定および準備される。

(e) 対戦車地雷としての対戦車ロケットの使用、対戦車地雷としての対戦車ロケットの使用については、163項を参照のこと。

(3) 機関銃、50口径機関銃は、各対戦車小隊に配備された3台の1/2トン・トラック(牽引車)のうちの1台に搭載されており、主に対空防御の目的で小隊の車列の防衛に使用される。小隊の車列の局地的な防御のため、地上架台も提供される。全要員は本兵器の発砲訓練を受けている。トラックが停止し、運転手のみがその場にいる場合、必要であれば彼が発砲を行う。

c. 個人携行兵器、(1) 騎兵銃、小銃、および拳銃 これらの兵器は、個人、集団、火器、および中隊施設の緊急防御と局地的な防御のために使用される。(15項を参照)。中隊の部隊が露出した陣地で行動する場合、近接防御のために追加の小銃兵を配置することが不可欠である。

(2) 小銃擲弾、(a) 対戦車小銃擲弾は、戦車および装甲車両に対して使用される。(FM 23-30を参照)。これは、擲弾発射器を装備した中隊内の小銃および騎兵銃から発射される。有効射程(約75ヤード)内では、高性能炸薬擲弾は既知のすべての軽戦車および中戦車に対して有効である。また、対人擲弾として260ヤードまでの射程で使用することもできる。

(b) 各トラック運転手は小銃または騎兵銃と擲弾発射器で武装しており、主に有効射程内に接近する装甲車両の攻撃から自身のトラックを防御するために使用される。各対戦車分隊の分隊長は、車両を必要としない場合、トラック運転手を活用して、特に砲の火力ではカバーできない方向からの機械化攻撃から砲と砲員を防御するのを支援することができる。

3. 装備

a. 概要、対戦車中隊の装備については、編成装備表を参照のこと。

b. 信号通信器材、対戦車中隊には、以下の信号通信器材が支給される。車両搭載無線機、低出力携帯無線電話、音声通話式電話機、信号弾、パネルセット、および整備器材である。

(1) 車両搭載無線機は、そのような運用が規定されている場合、師団またはそれ以上の部隊の警戒網で運用される。それ以外の場合、連隊本部との通信に使用されることがある。

(2) 低出力携帯無線電話機は、中隊指揮網内または連隊内のその他の指定された網内での通信に使用される。

(3) 音声通話式電話機は、部隊間の距離がそれほど離れていない場合、中隊内での通信に使用される。音声通話式電話機の全てまたは任意の数を中隊本部で保持し、以下の間の通信に使用することができる。

(a) 中隊指揮所と中隊警戒所または警戒分遣隊。

(b) 中隊指揮所と小隊長。

(c) 中隊指揮所と他の本部。

(4) 信号弾は、中隊内で、および中隊指揮所と上位および隣接部隊の指揮所との間で利用される。パネルは、空地間通信に使用される。

4. 輸送

a. 概要、中隊輸送部隊は、中隊に本来割り当てられている車両（編成装備表を参照）で構成される。通常、これらの車両は指揮、通信、整備、牽引車として、また弾薬および中隊要員の輸送のために使用される。

b. 車両による移動、地形が適切であり、敵の砲火が許す限り、57mm砲と弾薬は牽引車によって移動される。武器運搬車と牽引車に搭載されているものを除く個人携行兵器は、割り当てられた個人によって携行される。有効な敵の砲火が車両による移動を妨げる場合、砲と弾薬は手動で移動される。

c. 支援中隊からの配属、支援中隊輸送小隊のトラックとトレーラー各1台が、連隊炊事および荷物車列の対戦車中隊班として中隊に割り当てられる。

第2節 戦術的な運用

5. 概要

a. 戦車戦術、(1) 戦車は、我々の防御陣地を突破し制圧する任務をもって、多数で攻撃してくる可能性が高い。彼らは、予期せぬ方向から、そして装甲車両にとって通行不能に見える地形を横断して攻撃することで、奇襲を狙う。広範な砲撃と急降下爆撃が、しばしば攻撃開始に先行するであろう。攻撃は通常、我々の対戦車砲を破壊しようとする多数の戦車によって主導され、戦車の後には歩兵が続き、戦車が残した抵抗のあらゆる区域を破壊し、成功を拡大する。予備の歩兵と対戦車砲は、側面からの包囲攻撃を実行するために投入されることがある。

(2) 対戦車砲に遭遇すると、1輦の戦車は遮蔽物を探し、砲を制圧射撃で釘付けにし、他の戦車が砲を包囲し、側面および後方から攻撃できるようにする。戦車は通常、突撃ではなく射撃によって攻撃する。この目的のために、彼らは機関銃と50mm以上の対戦車兵器の両方を最大限に活用する。近接戦闘では擲弾も使用する。

(3) 攻撃に先行する広範な偵察中、敵はデコイを最大限に活用し、対戦車砲の所在を発見するために戦闘戦車偵察部隊を派遣する。この戦闘偵察部隊は、長距離で対戦車砲を誘い出し、陣地内に侵入して砲に自らを明かせようとするであろう。

b. 対戦車中隊の機能、対戦車中隊の機能は、大隊対戦車小隊と連携し、攻撃または防御戦闘において、敵装甲車両の攻撃から連隊またはその部隊を防御することである。奇襲、機動力、積極性、および柔軟性が不可欠である。戦闘行動は、砲が常に一箇所に留まり、単一目標に火力を集中するような静的なものではない。

(1) 主任務、(a) 中隊は、連隊長によって以下の主任務の1つ以上を割り当てられることがある。最前線大隊の対戦車防御を強化すること。連隊の区域または地区内の対機甲防御を深めること。装甲攻撃から連隊の側面および後方を防御すること。最後の任務には、連隊指揮所、弾薬配給所、および弾薬前進経路の防御が含まれる場合がある。連隊長は、特定の接近経路を含む責任区域を割り当てるか、または射撃方向を具体的に指定することができる。敵の装甲攻撃に対する連隊の継続的な防御を確保するため、対戦車中隊の部隊の運用は、連隊全体の一般的行動計画に含められなければならない。その移動と陣地は、砲兵中隊榴弾砲および大隊、隣接部隊、上位部隊の対戦車部隊と連携されなければならない。独立した防御部隊としての運用は、広範囲な分散と相互射撃支援の喪失をもたらし、連携のとれていない行動と有効性の喪失につながる。

(b) 連隊長によって割り当てられる任務は、通常、中隊長によってなされた提言に基づいている。もしそうでない場合、状況が必要とすると彼が考えるいかなる変更でも提言することが、後者の義務である。(8b項を参照)。

(2) 副次任務、(a) 連隊長は、中隊の対戦車部隊に、敵の観測所、および準備射撃その他の射撃を生き延び、友軍に脅威を与える対戦車その他の兵器を無力化または破壊するという副次任務を割り当てることがある。連隊長はまた、明確に位置が特定されたクルー操作兵器、砲座、トーチカ、有利な目標を提供する要員の集団、または類似の点目標に対する射撃任務を割り当てることがある。このような任務は、連隊が町や要塞化された陣地への攻撃のような特殊作戦に従事している場合に頻繁に発生する。

(b) 砲が副次任務に従事している間に敵の機械化攻撃が発生した場合、それらの砲は直ちに、さらなる命令なしに、対機甲防御という主任務に戻る。

(c) 対戦車防御陣地の位置の早期暴露を避けるため、そのような副次任務は、可能な限り、主射撃陣地から十分に離れた補助射撃陣地から実行されるべきである。

6. 陣地 (図3を参照)

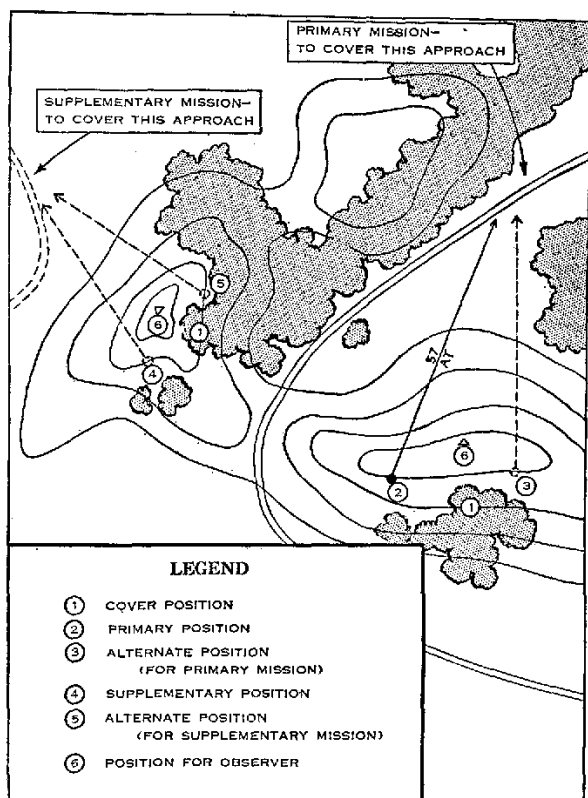


図3 砲陣地。

a. 射撃陣地、対戦車砲の射撃陣地は、主要、補助、および代替に分類される。

(1) 主要陣地、主要射撃陣地とは、砲がその主任務を最もよく遂行できる陣地である。

(2) 補助陣地、補助射撃陣地とは、砲がその主要陣地からは達成できない射撃任務を遂行できる陣地である。

(3) 代替陣地、(a) 代替射撃陣地とは、主要または補助陣地に向けられた敵の砲火を避けるために占領され、かつそれぞれの主要または補助陣地と同じ射撃任務を遂行できる陣地である。代替陣地は、砲を手で移動させることができ、かつ遮蔽と隠蔽を提供する経路によって、主要（補助）陣地から十分に近くなければならない。その陣地に向けられた砲火の有効範囲に含まれることを避けるため、主要（補助）陣地から十分に離れた（少なくとも75ヤード）場所に位置すべきである。実行可能な場合、各主要および補助陣地に対して複数の代替陣地を選定すべきである。

(b) 一度射撃を開始すると、敵戦車が射程内にいる間は中断されない。しかし、この射撃は射撃陣地の位置を暴露することになり、代替陣地への移動が必要となる。そのような場合、行動の小康状態を利用して移動を実行すべきである。

b. 掩蔽陣地、掩蔽陣地とは、砲のすぐ近くにある（射撃陣地以外の）陣地であり、敵と積極的に交戦していない要員と兵器に遮蔽と隠蔽を提供するものである。

c. 射撃陣地帯、小隊（分隊）の射撃陣地と掩蔽陣地が位置する区域は、射撃陣地帯として知られる。射撃陣地帯は、良好な観測と射界、各砲の主要、補助、および代替射撃陣地の適切な位置、射撃陣地の部分的遮

蔽、敵の低伸弾道射撃から遮蔽された近くの掩蔽陣地、砲の移動と弾薬の補充のための射撃陣地への掩蔽された経路、掩蔽陣地と射撃陣地の両方における航空観測からの隠蔽、自然または人工の障害物による機械化攻撃からの防御（特に区域の側面）、交差点や迫撃砲・砲兵陣地など、敵の砲火を引きつけそうな地形からの十分な距離を提供すべきである。実行可能な限り、射界には敵戦車に車体遮蔽陣地を提供するような地形が含まれるべきではない。

d. 離脱陣地、(1) 離脱陣地とは
離脱陣地とは、砲が車両から離され、手動で射撃陣地または掩蔽陣地へ移動される場所である。離脱陣地は、可能であれば遮蔽され、遮蔽されており、射撃陣地または掩蔽陣地に可能な限り近い場所にあるべきである。

(2) 車両の保持、対戦車部隊の砲が射撃陣地または掩蔽陣地にいる間、部隊の車両は後方の遮蔽され隠蔽された場所に保持される。移動状況においては、この場所は、腕と手の信号による通信を可能にし、弾薬の手動運搬を最小限に抑えるため、射撃陣地に十分に近くなければならない。

e. 行動への即応態勢、対戦車砲を操作する砲員は、常に突然の機械化攻撃に備えていなければならない。砲は以下のいずれかの即応態勢にある場合がある。

(1) 機動状態、機動状態にある砲は、牽引車に連結されたままである。牽引車のエンジンは暖機状態に保たれる。緊急時には、砲員は乗車したままである。

(2) 掩蔽陣地にある状態、(a) 砲は必要となるまで掩蔽陣地に留まり、その後、手動で迅速に射撃陣地へ移動される。場合によっては、砲と砲員が正面からの射撃から遮蔽されたままで、主要な射撃方向以外の方向へ掩蔽陣地から射撃を行うこともある。

(b) 敵の機械化攻撃に先行する重砲準備射撃、航空爆撃、および歩兵支援射撃から防御するため、しばしば掩蔽陣地で砲座と個人壕を掘る必要がある。

(3) 射撃陣地にある状態、砲は通常、防御戦闘または射撃陣地で砲座を準備し偽装することが実行可能な他の状況を除き、正面からの低伸弾道射撃に曝される射撃陣地に保持することはできない。そのような射撃から遮蔽されている場合、側面まで広がる責任区域をカバーする射撃陣地（時間があれば砲座を設置）に配置することができる。このような位置は、責任区域が正面に及ぶ場合に適切な掩蔽陣地となるような位置と類似している。

f. 参考文献、機械訓練、砲操作訓練、および射撃技術については、FM 23-75を参照のこと。他の兵器における個人の訓練については、FM 23-5, 23-30, 23-35, 23-60, および23-65を参照のこと。

7. 地形

部隊の配置と任務によって定められた制限内で、地形とその敵機械化攻撃への影響の可能性が、対戦車砲部隊の配置と対戦車地雷小隊の運用を左右する。地形は特に、以下の点で装甲車両の運用に影響を与える。

a. 接近経路、遮蔽され、隠蔽された接近経路が求められる。

b. 開豁地、開豁地、または遠方からの観測に晒される地形は、避けられるか、高速で横断されるであろう。

c. 障害となる地形、水域、軟弱地盤、急斜面、密林、およびその他同様の困難な地形は通常避けられるであろう。しかし、防御側は、戦車の行動に不利な地形に過度の信頼を置くべきではなく、有利な地形と同様に、それらを火力でカバーする準備をしなければならない。

第3節 中隊長の戦闘任務

8. 中隊長および幕僚

a. 中隊長として、(1) 対戦車中隊長は、将来の任務に備えて中隊を準備するために、予測と計画を立てなければならない。すべての部下が中隊の任務においてその役割を適切に遂行することを確実にするために、彼の監督は継続的でなければならない。上位本部からの命令に従い、彼は特定の行動方針に関する決定に責任を負う。彼は部下からの助言や提案を受け入れることができるが、部隊が行うこと、あるいは行わないことに対して責任を負うのは彼一人である。

(2) 補給と車両整備における中隊長の職務については、第3章を参照のこと。

b. 連隊対戦車将校として、対戦車中隊長は連隊対戦車将校である。彼は装甲車両に対する防御に関する事項について連隊長に助言する。彼は連隊S-3と密接に連絡を取り、彼を通じて提言を提出し、連隊長の命令を受けることができる。(FM 7-40および100-5を参照)。彼の職務には以下が含まれる。

(1) 連隊の対機甲防御に関するタイムリーな提言を行うこと。これには、対戦車中隊、大隊対戦車小隊、およびその他の大隊および連隊の対戦車兵器の運用、カノン砲部隊が連隊の対機甲防御を補完するよう指示された場合の連隊榴弾砲将校との必要な調整、自然障害物の改良、および人工障害物の構築が含まれる。対戦車中隊長が提言を提出する前に連隊長がすでに決定を下している場合、前者は必要と考える変更を提言する。

(2) 連隊の対空・対機甲警戒システムの計画に影響を与える可能性のある対機甲防御のためにとられたすべての措置についてS-2に情報提供すること。

(3) 連隊区域内における支援および配属部隊を含むすべての対機甲活動の調整、およびこれらの活動と上位および隣接部隊の計画との調整。

(4) 敵地雷原の突破に関するタイムリーな提言を行うこと。

(5) 状況の変化が必要とする場合、連隊の対機甲防御のいかなる部隊の配置または任務の変更に関するタイムリーな提言を行うこと。

9. 統制

a. 統制の程度、中隊長が戦闘中に各小隊の活動に対して行使する統制の程度は、いくつかの要因に左右さ

れる。偵察と命令発令に利用可能な時間、小隊の行動区域または地区を観察する能力、小隊との迅速な通信手段、中隊内で利用可能な信号通信機関を効率的に利用する能力、および行動の速度と強度である。可能な限り、統制は以下の通りに行使される。

(1) 各対戦車小隊の配置、各対戦車小隊には陣地帯が割り当てられる。もし砲を機動状態に保つ場合、隠蔽され遮蔽された区域が割り当てられる。また、1つ以上の敵戦車の侵攻が予想される経路をカバーする責任地区と主要射撃方向が割り当てられ、発砲条件に関する具体的な指示が与えられる。小隊が逐次的な陣地を占領する場合、各陣地に対して同様の指示が発せられる。加えて、各逐次陣地への移動の時間、経路、および方法が中隊長によって指示されることがある。

(2) 地雷小隊の配置、地雷小隊には、地雷原と地雷敷設道路封鎖の位置が割り当てられ、実施すべき敷設、地雷敷設中に他の部隊から小隊に与えられる防御、および敷設完了後の敷設物警備に関する小隊の責任に関する具体的な指示と情報が与えられる。もし地雷を撤去し、逐次的な位置に再び敷設する場合、各位置に対して同様の指示が発せられる。加えて、中隊長は撤去を開始する時間または条件、および新しい位置への移動経路を指示する。

(3) 弾薬車両の統制、中隊長は、各小隊区域の後方における弾薬車両の移動、およびその区域への弾薬または地雷の供給を統制する。

b. 分散統制、しかし、しばしばそうであるように、そのような完全かつ集中的な統制が非現実的な場合、統制は任務命令によって小隊長に部分的に分散される。任務命令とは、隷下部隊に明確な任務を割り当てるが、実行の詳細の一部またはすべてを隷下部隊長に委ねるものである。中隊長が統制をどの程度分散するかは、現行の状況下で連隊に最大限の対機甲防御を確保するために最善の方法を決定することに基づくであろう。例は以下の通りである。

(1) 機動状況下での統制、機動状況下において、小隊は、連隊の側面を初期射撃陣地帯および後で発表される逐次的な射撃陣地帯から防御する任務をもって、初期射撃陣地帯、責任地区、および主要射撃方向を割り当てられることがある。この場合、発砲条件の決定は小隊長によって行われる。

(2) 前衛部隊での統制、小隊は、連隊の前衛梯隊で前進している大隊の側面を防御する任務を割り当てられることがある。この場合、占領すべき初期陣地、発砲条件、逐次的な陣地の位置、およびそこへの移動の時間と方法は、小隊長によって決定される。

10. 偵察

a. 概要、(1) 対戦車中隊長は、連隊内の対戦車手段の位置と能力について常に情報を把握しておく。彼は個人的な偵察、偵察将校や他の要員からの報告、および大隊長や大隊対戦車将校、連隊榴弾砲将校との会議を通じてこの情報を入手する。同様の方法で、彼は既存の対戦車障害物の位置と性質に関する情報を入手し、構築または既存の地形の改善によって他の障害物を作成する可能性を判断する。

(2) 最初は、対戦車中隊長は隣接部隊や上位部隊によって取られている対機甲防御のための措置について、一般的な知識しか持っていないかもしれない。そのような場合、彼は偵察または適切な部隊指揮官との接触によって、必要な追加情報を入手するためのあらゆる機会を速やかに利用しなければならない。そのような情報を受け取った後、彼は連隊の対機甲防御計画において必要と考える変更を提言する。

b. 計画、連隊野戦命令を受領した後、または連隊長の事前の指示に基づいて、中隊長は以下のことを行うべきである。

(1) 対戦車中隊に影響を与える命令または指示のすべての部分を分析する。

(2) 協力と火力支援の詳細について、他の適切な将校と簡潔に協議する。

(3) 偵察を計画する。

(4) 中隊のいかなる準備的移動または配置についても早期に指示を発する。

(5) 副指揮官と先任曹長に、彼の偵察経路（中隊長が個人的に実施する場合）、および部下が中隊野戦命令を受けるために集合する場所と時間を知らせる（そのような集合が実行可能な場合）。

c. 偵察の実施、(1) 対戦車偵察とは、敵装甲部隊の侵攻が予想される経路の地形を調査することである。射撃陣地帯、掩蔽陣地、射撃陣地の位置、機動状態にある砲のための隠蔽陣地と暫定的な射撃陣地およびそこへの経路、敵戦車の集結区域とその進入および退出経路、既存または潜在的な戦車障害物、対戦車地雷を運用する場所、および通信経路と配給地点の特定が含まれる。偵察は常に移動と陣地占領に先行する。その範囲、徹底度、および必要な支援は、利用可能な時間によって決定される。

(2) 偵察は以下の通りでなければならない。

(a) 時宜を得ていること。

(b) 慎重に計画されていること。観測報告、地図、写真を含む利用可能なすべての情報が利用される。

(c) 継続的かつ段階的であること。

(d) 掩蔽と隠蔽を最大限に活用して実施されること。

11. 命令

a. 命令の発令割り当てられた任務を遂行するための詳細な行動計画を決定した後、中隊長は隷下部隊に具体的な任務を割り当てる。可能な場合は、略図またはオーバーレイが提供される。戦闘前には、隷下部隊が命令を受けるためにしばしば集結することができる。これにより、命令発令前の状況認識が容易になり、中隊長は命令が理解されていることを確認することができる。攻撃においては、敵の観測と砲火のため、隷下部隊の集結はしばしば非現実的であろう。敵と交戦中の指揮官は、命令を受けるために部隊から呼び出されるべきではない。中隊長が指揮官に直接命令を発することができない場合、伝令によって伝達されることがある。

b. 警告命令、多くの状況において、差し迫った作戦の警告命令を発することが必要または望ましい場合がある。警告命令の主な目的は、早期の計画、移動、偵察を開始させ、その後の遅延を避けることである。

c. 命令の監督、中隊長は、命令が隷下部隊によって適切に理解され、実行されていることを確認するために、その実行を監督する。

12. 戦闘中の位置

戦闘中、対戦車中隊長は、中隊の行動を最もよく観測できる場所、あるいは決定的な結果を得るために最大の威力を発揮できる場所へ移動する。彼は通常、観測所または中隊の作戦と状況に関する最も完全で直接的な情報を得られる他の地点で大部分の時間を過ごすであろう。彼は指揮所と継続的に連絡を維持し、観測所を離れる前に、およそその経路と時間計画を含む将来の計画について幕僚に指示を与える。彼は常に状況を把握し、将来の可能性を考慮し、それらに対応するための暫定計画を準備する。もし彼が命令を発令したり、全体的な状況に影響を与える情報を入手した場合、彼は可能な限り早く上位本部に報告する。

第4節 防御策

13. 警戒システム

a. 概要、連隊対空・対機甲警戒システムは、情報システムと信号通信システムの両方を含み、敵航空機、装甲部隊、自動車化部隊の存在と行動に関する早期かつ継続的な情報を確保するために連携されている。（FM 7-40を参照）。

b. 連隊対空・対機甲警戒システム、(1) 連隊S-2は、連隊警戒システムの確立と監督、および支援砲兵の観測システム並びに隣接および上位部隊の警戒システムとの連携に責任を負う。彼はこれらの機能において、対戦車中隊長の助言を活用する。

(2) 連隊警戒システムは、連隊の統制下で活動するすべての偵察および警戒分遣隊、連隊内のすべての観測施設、および警報を発するための手段を備えた対空・対戦車監視兵を含む。連隊の信号通信システムは、警戒システムの他の部隊と連隊対戦車部隊との間で警報を伝達するために使用される。システム内のすべての部隊は、利用可能な最も迅速な通信手段によって、機械化脅威を直ちに報告する。すべての警告メッセージは緊急として分類される。

c. 区域警戒システム、航空部隊と自動車偵察部隊は通常、連隊付近における敵戦車の存在に関する最初の警告を発する。しかし、対戦車中隊長は、効果的な区域警戒システムが中隊内で常に稼働していることに責任を負う。彼は、各班に対空・対戦車監視兵が配置されていること、および連隊警戒システムとこれらの監視兵から受け取った警告が、中隊のすべての部隊に速やかに伝達されることを確実にする。

d. 警告信号、敵航空機または装甲車両の接近または存在を警告するため、以下の標準的な警告信号が規定さ

れている。すなわち、笛、車両のクラクション、サイレン、またはクラクションの長い音を3回繰り返し鳴らす。または、小銃、騎兵銃、または拳銃による3発の等間隔な射撃。または、自動火器からの短い射撃を3回。日中、信号を発する個人は、指差しによって差し迫った危険の方向を示す。夜間、警報信号は、方向を示すために音声によって補足される。標準信号に加えて、無線や信号弾などの利用可能な他の手段も使用できる。

14. 航空攻撃時の行動（置換）

a. 航空攻撃に対する対策の必要性、上位司令部が戦闘航空機による攻勢行動を通じて講じた警戒措置の効果にかかわらず、すべての部隊は航空攻撃と偵察の可能性を考慮し、適切な警戒措置を講じなければならない。受動的措置には分散、隠蔽、偽装が含まれる。能動的措置は敵航空機への射撃から成る。

b. 航空攻撃時の部隊行動、(1) 航空攻撃の警告を受けた際、陣地、野営地または宿营地内の対戦車中隊要員は、最も近い隠蔽物または遮蔽物を探し、静止する。ただし、敵戦車と交戦中の砲員は例外である。これらの砲員は引き続き戦車と交戦する。

(2) 行軍中、歩兵部隊は展開し、遮蔽物を探す。状況が継続的な移動の必要性を示し、警告の時間的余裕がある場合、歩兵部隊は道路から離れて展開し、行軍を継続する。自動車化部隊は行軍を継続する。中隊は目的地に遅れるよりも、ある程度の死傷者を受け入れる準備ができていなければならない。

c. 敵航空機への射撃規則、50口径機関銃の砲員および小銃で武装した要員は、中隊長または責任ある部隊指揮官の命令または事前に取り決められた信号により、低空飛行する航空機に対して常に射撃の準備ができていなければならない。敵であると明確に認識されたか、確実に敵であると識別されたか、または爆弾や銃砲による攻撃を行わない限り、いかなる航空機も射撃してはならない。

(1) 行軍中、敵航空攻撃の警告を受けた際、牽引車およびその他の車両は道路から離れて運転される。地形と時間が許す限り、予想される被弾区域から十分離れた道路外に移動する。利用可能なあらゆる遮蔽と隠蔽を最大限に活用する。50口径機関銃の砲員に指定された者を除く全員は、降車して遮蔽するが、攻撃が通過次第移動を再開できるよう、車両に十分近く留まる。

(2) その他の状況において、航空攻撃の警告を受けた際、対戦車中隊の要員は分散し、遮蔽する。ただし、敵戦車と交戦中の砲員は例外である。これらの砲員は引き続き戦車と交戦する。

(3) 50口径機関銃および小銃と騎兵銃で武装した要員は、攻撃してくる航空機が有効射程内に入り次第、中隊長または責任ある部隊指揮官の命令または事前に取り決められた信号によってのみ発砲する。

15. 機械化攻撃に対する近接防御

もし戦車が対戦車砲から300ヤード以内に接近することに成功した場合、砲の操作または整備に従事してい

ない要員、あるいは随伴歩兵に射撃していない要員は、ロケット弾や個人携行兵器を戦車に対して使用する。ドアや砲塔は、開いている場合、小火器の射撃に対して特に有利な目標となる。視察孔や潜望鏡も同様である。もし戦車が、そのような行動を正当化するほど接近することに成功した場合、焼夷手榴弾、対戦車爆弾、および発煙手榴弾が使用されることがある。防御側が戦車の破壊行動を避けるために遮蔽を強いられるまで射撃は継続される。（付則1を参照）。戦車が通過するとすぐに射撃陣地に戻り、これらの車両または他の接近する戦車や随伴歩兵に対して射撃を継続する。

16. 個人の防御

a. 遮蔽と隠蔽の活用、移動中および停止中を問わず、利用可能な遮蔽と隠蔽を最大限に活用すべきである。

b. 個人壕の構築、部隊が戦闘区域で停止した場合、個人の防御は追求され改善されるか、または掘削される。停止が短期間であると予想される場合、彼らは地形によって提供されるような自然の防御を利用するであろう。停止がより長期間であると予想される場合、例えば集結区域での停止のように、個人壕が掘られるであろう。個人壕の構築においては、自然の遮蔽と隠蔽が最大限に活用される。時間がある限り、砲は砲座に設置され、隠蔽される。

c. 個人壕と砲座の構築および偽装、個人壕と兵器の砲座の構築と偽装の詳細については、付則1を参照のこと。

第2章 医療支援と後送

17. 救護所

a. 救護所の利用、対戦車中隊の部隊は、活動している区域内の大隊救護所を利用する。大隊区域内で活動していない場合、連隊救護所または最寄りの大隊救護所を利用する。

b. 中隊長と軍医との連携、行動開始時、対戦車中隊長は連隊軍医と連絡を取り、中隊の各部隊が利用すべき救護所について明確な理解を確認する。その後、彼らはこれらの部隊の位置の変更について軍医に情報を提供し続ける。なぜなら、そのような変更は、彼らが利用すべき救護所の指定に相応の変更を必要とする可能性があるからである。

18. 中隊衛生兵と担架兵

a. 中隊衛生兵、中隊衛生兵は、大隊の編制中隊と対戦車中隊にそれぞれ3名ずつ配属される。彼らはそれぞれの会社の小隊に順番に配属される。対戦車中隊の部隊は、自身の中隊衛生兵によって支援される。これらの衛生兵は、前衛陣地と大隊救護所、または連隊救護所の間で活動する。大隊対戦車小隊は、最寄りの編制中隊の衛生兵によって支援される。中隊衛生兵の職務は以下の通りである。

(1) 配属された部隊に密着して行動すること。

(2) 負傷者および病人に応急処置を施すこと。

(3) 歩行可能な負傷者または担架兵によって、大隊（連隊）軍医に情報を送ること。これらのメッセージには、部隊の位置、位置または配置の変更予定、および部隊区域内の死傷者の概数と位置が記載される。

(4) 歩行可能な負傷者および病人に、救護所の正確な位置とそこへの経路を指示すること。

(5) 重傷者および重病者を、彼らが支援する中隊の前進経路上の遮蔽された場所に配置すること。

(6) 死亡者を確認し、タグを付け、位置をマークすること。

b. 担架兵、各大隊には12名の担架兵班が配属される。これらの班は2名または4名のチームで活動する。チームの規模は、積載物の重量と搬送距離によって異なる。担架兵は、歩行不能な負傷者を戦場の位置から大隊救護所へ後送する。担架による後送を希望する対戦車部隊の指揮官は、適切な救護所と連絡を取り、そのような後送を要請する。

19. 命令

対戦車中隊命令には、死傷者が後送される救護所の名称と位置が含まれるであろう。中隊の全隊員はこれらの名称と位置を知らされる。もし、行動中に中隊のいずれかの部隊の死傷者が当初発表されたものとは異なる救護所に後送されることになった場合、または後送システムにその他の変更が加えられることになった場合、中隊長は必要な追加指示を発令する。

第3章 補給と車両整備

第1節 補給

20. 参考文献

補給に関する定義と方法については、FM 7-30および100-10を、兵站データについてはFM 10-10を、管理手続きについてはTM 12-250および12-255を参照のこと。

21. 第5種補給品

a. 概要、(1) 第5種補給品には、中隊の兵器用のあらゆる種類の弾薬、ならびに対戦車地雷と信号弾が含まれる。

(2) 対戦車中隊の弾薬の初期補給は以下の通りに携行される。

対戦車砲： 牽引車および中隊弾薬車両

50口径機関銃： 牽引車

対戦車擲弾： 牽引車および中隊本部車両

対戦車ロケットランチャー： 牽引車

騎兵銃、拳銃、小銃： 個人

地雷： 対戦車地雷小隊の貨物車両

(3) 携行弾薬の量、陸軍省または作戦区域司令官は、携行すべき弾薬の初期量を規定する。個人および中隊輸送車両に携行される量は、補充が実施されるまで中隊が戦闘に突入し、継続するために十分であるとみなされる量である。

b. 補充、(1) 責任、連隊長は、中隊弾薬補給地点に十分な量の弾薬を用意することに責任を負う。中隊長は、小隊に弾薬を配給することに責任を負う。小隊長は、班に弾薬を配給することに責任を負う。

(2) 補充の一般計画、(a) 対戦車砲およびその他の兵器用の弾薬は、通常、中隊弾薬車両および/または連隊の車列車両によって中隊弾薬補給地点に届けられる。中隊はこの地点から弾薬を配給する。（図4を参照）。

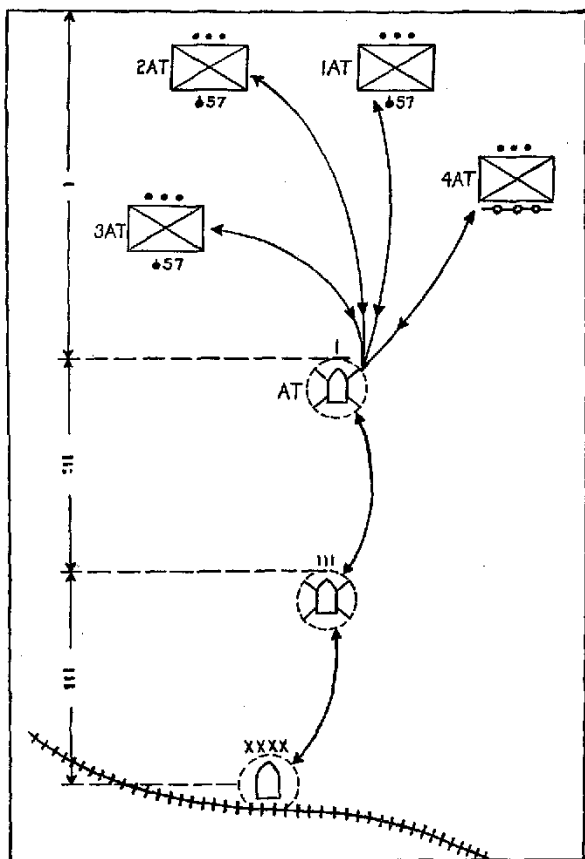


図4 弾薬補給。連隊車両は、陸軍弾薬補給地点から対戦車弾薬を調達し、連隊弾薬補給地点を經由して中隊弾薬補給地点へ輸送する。中隊は中隊区域内で弾薬を配給する。

(b) 大隊対戦車小隊および大隊に配属された対戦車中隊のいかなる部隊の弾薬も、大隊長の責任である。彼は連隊弾薬補給地点から、またはそこを通じて弾薬の補充を手配する。

(3) 中隊弾薬補給地点、(a) 中隊長は中隊弾薬補給地点を選定する。ここは通常、中隊通信網を活用できるよう中隊指揮所の近くに置かれるであろう。中隊弾薬補給地点へ向かうまたはそこから戻る車両は、中隊指揮所に必要以上に接近しないように経路が設定される。中隊弾薬補給地点の望ましい特性は以下の通りである。

小隊への掩蔽経路が分岐する地点またはその後方に位置すること。

航空および地上からの観測から隠蔽されていること。

敵の低伸弾道射撃から遮蔽されていること。識別が容易であること。

後方への車両移動が容易であること。

(b) 補給軍曹は、中隊長が指定した他の要員の支援を受けて、中隊弾薬補給地点を運営する。戦闘のすべての段階において、小隊内の弾薬補給状況は、この地点の運営要員に頻繁に報告されなければならない。

(4) 小隊車両の統制、すべての小隊車両は、小隊区域内にある間は小隊の統制下にある。中隊輸送軍曹は、小隊区域から中隊弾薬補給地点へ、そして帰還す

る間、弾薬運搬に使用される車両の移動を監督、調整、促進する。

(5) 対戦車小隊、(a) 攻撃時の補充。

1. 手で移動する場合の対戦車砲の機動力が限られているため、牽引車は通常、砲陣地の近くで掩蔽された状態を保つべきである。緊急時には、小隊本部のトラックを弾薬補給に利用できる。もしより大量の補充が必要となった場合、中隊弾薬車両を使用すべきであり、かつ/または連隊車列からの追加車両の使用を手配すべきである。
2. 小隊軍曹は、小隊内の弾薬状況を常に把握しておく。戦術的状況が許す限り、彼は緊急補充のために小隊本部のトラックを中隊弾薬補給地点に派遣する。中隊弾薬補給地点の責任下士官は、この車両に弾薬を再装填させ、派遣元の小隊に送り返す。牽引車の通常の弾薬積載量は常に維持されるべきである。少量の弾薬は砲陣地の近くに配置され、推定される必要量を満たすのに十分な量が陣地に保持されるべきである。
3. 緊急の弾薬要求に直面した小隊長は、中隊長にその旨を通知する。中隊長は、その小隊への弾薬供給の優先順位を指示するか、または消費量が少ない小隊からの弾薬の移送を指示することができる。

(b) 防御時の補充

1. 連隊長は、戦闘陣地の連隊区域で荷揚げされる弾薬の量を規定するであろう。敵が接触して前進した後、後方からの弾薬補充は、しばしば暗闇の掩蔽下でのみ実行可能となる。しかしながら、弾薬が著しく枯渇した中隊の対戦車部隊に対しては、即時の再補給が手配されなければならない。これは、中隊指揮所付近に設置された中隊弾薬補給地点に一定割合の弾薬を保持するか、または上記3と同様に、消費量が少ない小隊からの弾薬の移送によって達成される。
2. 通常、小隊長は日没時またはその直前に、手持ちの弾薬量を報告するよう指示されるであろう。中隊長はこれらの報告に基づいて、日没後に前方へ運ばれた弾薬の小隊への再補給を計画し、実行する。

(c) 大隊に配属された対戦車部隊の補充、対戦車弾薬の備蓄は、可能であれば大隊弾薬補給地点に、大隊対戦車小隊のために保持されるべきである。緊急時には、配属された対戦車部隊への補充はこの備蓄から行われることがある。それ以外の時、これらの部隊の車両は、大隊弾薬補給地点を經由して、中隊弾薬補給地点で補充される。

(d) 急速な移動状況下での補充、前衛部隊との行動や追撃のような急速な前方移動においては、弾薬補給のシステムは攻撃時と同様である。補給地点からの距離が補充を困難にするほど大きい場合、必要量を予測し、追加量の弾薬と輸送手段を上位本部から確保しなければならない。

(e) 後退行動における補充、後退行動中、弾薬の補充は対機甲防御に必要な最小限に抑えられる。計画された行動に十分な量が各部隊に残される。連隊弾薬運搬車両は、後方陣地の中隊または小隊に解放されることがある。または、選定された遅滞陣地または後退経路に沿って、上位本部が弾薬補給地点を設置することによって再補給が行われることがある。連隊長は、そのような補給地点の位置について中隊長および大隊長に通知するであろう。

(f) 手動運搬による補充、場合によっては、状況が小隊射撃陣地帯と中隊弾薬補給地点間の車両移動を禁止することがある。移動状況中にそのような状態が発生した場合、対戦車中隊要員だけでは十分な弾薬を手動で運搬して適切な補充を行うことは通常非現実的である。中隊長の要請に応じ、連隊長は、中隊を追加要員で増強するか、または他の部隊の要員による手動運搬を通じて、中隊要員による手動運搬が実行可能な1つ以上の地点に弾薬を輸送することによって補充を確保する。同様の支援は、大隊長によって大隊対戦車小隊および配属された対戦車部隊に提供される。弾薬および工兵小隊の要員、および必要な追加要員が使用されることがある。

(6) 対戦車地雷の補充、(a) 特定の状況、特に防御行動においては、対戦車地雷小隊車両に積載されたすべての地雷を使用する必要があるかもしれない。しかし、可能な限り、対戦車地雷の初期配給量の約3分の1は、移動予備として車両の1台に保持されるべきである。

(b) ある特定の場所で地雷が限られた期間のみ必要とされ、その後回収されるか放棄されなければならない状況が示された場合、連隊長は地雷小隊車両（貨物トラックとトレーラー）を回収された地雷を輸送するために待機させるよう指示することができる。車両がこの目的のために使用されない限り、地雷小隊長はそれらが空になり次第、中隊弾薬補給地点を経由して連隊弾薬補給地点に送る。連隊弾薬将校は、順番に車両を陸軍弾薬補給地点に補充のために派遣することができる。

(c) 特定の地雷原または地雷敷設道路封鎖の必要性がなくなった場合、地雷は武装解除され、回収され、検査され、使用可能な地雷は利用可能な小隊車両に積載されるべきである。回収されたすべての地雷を積載するのに十分な貨物スペースがない場合、余剰の地雷は小さな分散した山に置かれ、その位置は連隊長に報告され、処分が決定される。

(d) 時間不足、人員不足、またはその他の理由により敷設された地雷の回収ができない場合、地雷原は交通警備員によって警備され、その位置は連隊長に報告されなければならない。この手続きの例外は、すべての友軍車両が通過した後、後退行動中に地雷原を放棄する場合である。

22. 命令

a. 中隊命令における行政的詳細、中隊命令における行政的詳細には、該当する以下の項目が含まれる。

(1) 中隊弾薬補給地点および連隊弾薬補給地点の位置。

(2) 弾薬の前進経路（攻撃時のみ）。

(3) 陣地に配置する弾薬の量。

(4) 中隊車両の配置。

(5) 第三種補給地点の位置。

(6) 連隊および大隊救護所の位置。

b. 追加的な行政指示、行政的な性質の追加指示は、命令に含めるか、または関係者に対して断片的な形式で後で発令されることがある。これらの指示には、給食計画、および案内兵と運搬班の詳細が含まれることがある。

c. 小隊長命令における情報、同様の適切な情報は、小隊長の命令に含まれる。

23. 作戦区域における便宜的措施

a. 活用、通常の補給および配給手段が機能停止または部分的に機能停止している場合、補給を補完し不足を補うために、連隊区域内のあらゆる資源を効率的に活用しなければならない。部隊は、敵が一般的に使用する鹵獲兵器を装填し、設置し、発砲できるよう訓練されなければならない。また、作戦区域内で常に使用されている、機械化および自動車化された敵の輸送車両の軽微な修理と操作も行えるよう訓練されなければならない。

b. 戦場における車両、兵器、その他の物資の回収 連隊内の手段を用いて、自軍および敵の車両で、使用可能または戦闘区域内で使用可能にできるものを、戦況の変動により敵に回収または破壊される前に回収しなければならない。弾薬が尽き、使用可能な敵の兵器や弾薬がある場合は、これらを使用すべきである。連隊区域内で発見されたあらゆる種類の使用可能な物資は警備され、その種類、量、場所は直ちに上級司令部に報告されなければならない。

c. 使用可能または修理可能な車両および使用可能な物資の破壊、部隊は、あらゆる種類の物資および装備品を迅速かつ効果的に破壊する方法を訓練されなければならない。兵器や車両の場合、効率的な破壊には、単に特定の作動部品を取り外す以上の行動が必要となる。もし部隊固有の手段が車両に供給されていない場合、後者を破壊し、他のあらゆる種類の物資を使用不能にするための効率的な方法を即興で考案しなければならない。使用可能な装備品や使用可能な物資が敵の手に落ちるのを防ぐため、迅速な行動が取られるであろう。（FM 23-75を参照）。

第2節 車両整備

24. 責任と職務

a. 中隊長の責任、中隊長は、車両の運用と整備に責任を負う。運用要員は慎重に選抜される。整備の連鎖において最も重要な位置は運転手である。彼はその能力、判断力、および誠実な職務遂行に基づいて選抜される。運転、必要な行軍検査、および運転手による整

備について、彼は注意深く指導される。中隊長は、観察と頻繁な個人および幕僚による検査を通じて、これらの職務が適切に遂行されていることを確認する。

b. 自動車整備兵の職務、中隊の自動車整備兵は、輸送軍曹の監督下で中隊整備を担当する。支援中隊の整備班は、対戦車中隊の自動車整備兵の能力を超える部隊整備を行うであろう。

c. 整備の階梯、対戦車中隊の能力を超える整備を必要とする車両は、S-4に報告される。整備の階梯については、AR 850-15を参照のこと。

d. 特定気候下での運用と整備、寒冷地および砂漠地帯における自動車の運用と整備に関する問題の検討については、FM 25-10、31-15、および31-25を参照のこと。

第4章 行軍と野営

第1節 行軍

25. 参考文献

部隊移動を規定する基本原則については、FM 000-5を、部隊移動に関する技術的および兵站的データについては、FM 101-10を、連隊および大隊の行軍中の行動については、FM 7-40および7-20を、連隊車列の運用については、FM 7-30を、車両移動の詳細な扱いについては、FM 25-100を、行軍命令の書式については、FM 101-5を参照のこと。

26. 概要

a. 責任、対戦車中隊長は、連隊長の指示に従い、行軍中の連隊の対機甲防御の組織化と調整を担当する。

b. 提言、行軍開始前に中隊長が行う提言には、中隊の部隊を警戒部隊に配属すること、および彼の統制下にある中隊の部分の配置と任務が含まれるべきである。提言は、大隊、隣接部隊、および上位部隊の対機甲措置と連携して、連隊に最大限の防御を提供するようなものでなければならない。

27. 日中行軍

a. 対戦車中隊、(1) 対戦車中隊の部隊は、あらゆる方向からの機械化攻撃に対する防御を提供できるよう、連隊の防御のために配置されなければならない。もし地形が迅速な不整地移動を許す、または道路状況が中隊の部隊が連隊の縦隊を追い越すことを許す場合、これらの部隊は行軍経路に沿って逐次的な射撃陣地を占領する。行軍経路と交差する道路は最も危険であり、砲部隊または障害物（地雷を含む）のいずれか、またはその両方でカバーされるべきだが、敵装甲車両による浸透の可能性も常に考慮されなければならない。

(2) 対戦車部隊は、ある陣地から別の陣地へと躍進によって移動する。各牽引車は、先行する牽引車から50から100ヤードの距離を保って続く。先頭車両が停止した場合、後続車両も停止する。車両が接近するよう信号されない限り、距離は維持される。機械的故障により停止した車両の運転手は、後続車両に追い越すよう信号する。縦隊が停止した場合、運転手は車両を道路または小道から少し離れた場所に移動させ、分散して隠蔽する（図5を参照）。砲と車両は、直ちに行軍を再開できるよう駐車される（図6を参照）。荒れた地面や困難な場所では、兵士は降車して車両に続き、必要であれば手助けする。一人の兵士が先行して経路を選定する。掩蔽された経路が求められる。林の縁、散在する建物や木々は隠蔽に貢献する（図7を参照）。開けた稜線は避けられる。他の部隊によって完全に防御されていない陣地へ移動する際、車両は躍進によって前進し、各躍進は指定された要員によって偵察される。

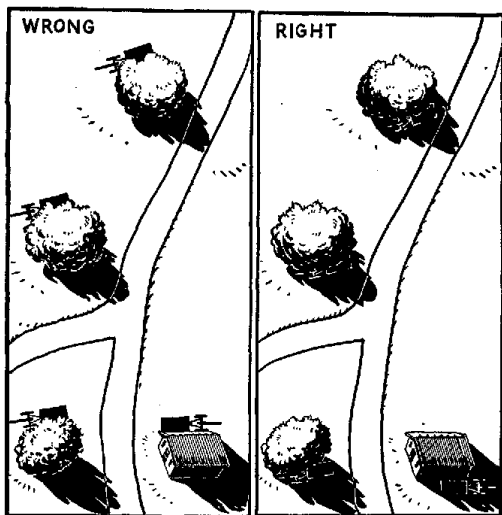


図5 停止中に隠蔽された車両。

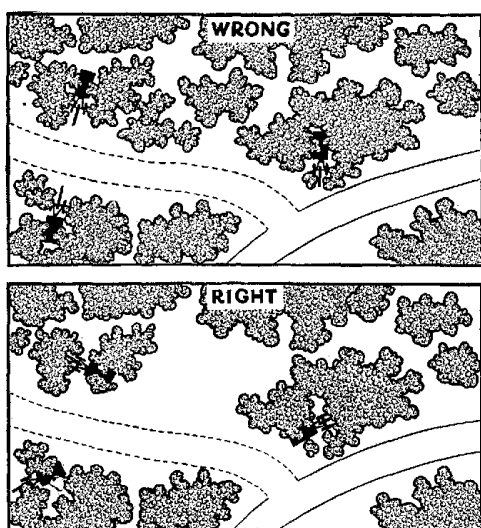


図6 行軍再開準備のために駐車され、隠蔽された車両。車両と砲の位置を示すために、図中の木の葉は切り取られている。

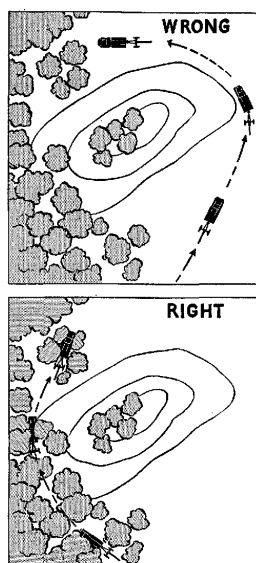


図7 林の縁を利用している車両。

b. 対機甲警戒、(1) 内陸連隊の場合、前進中の敵装甲攻撃の最も可能性の高い方向は前方からである。このため、対戦車中隊の部隊は前衛に配属されるか、または縦隊のかなり前方を行軍し、前衛大隊の対戦車小隊を迅速に増強できるようにすべきである。後者の場合、対戦車中隊の道路優先権を中隊長が要請すべきである。

(2) 連隊間の間隔が広がるにつれて、側面からの敵機械化攻撃の可能性が高まる。露出した側面を伴う前進においては、対戦車中隊の部隊を側面警戒部隊に配属すべきである。行軍中に複数の危険な側面区域を通過しなければならない場合、側面警戒部隊の梯隊は陣地から陣地へと躍進によって移動する（図8を参照）。もし脅威のある側面から単一の接近経路がある場合、側面警戒部隊は単一の要衝地形を占領することができ、その占領は主力部隊に必要な対機甲防御を提供するであろう。この要衝地形は初期遅滞陣地として利用されるか、任務が達成されるまで防御される。攻撃の場合、主力部隊指揮官は直ちに通知され、側面警戒部隊は主力部隊が行動準備を整えるか、または縦隊の最後尾が指定された地点を通過するまで敵の前進を遅滞させる。（FM 7-40を参照）。



図8 側面警戒。主力部隊は矢印で示された道路上を移動している。側面警戒は右側の道路上を移動する。対戦車部隊は交差点への接近路①、②、③において、銃砲と道路封鎖により防御を提供する。（図22も参照）。

(3) 後衛への配置、敵に向かって行軍する際、連隊の後方は通常、小規模な後衛によって防御される。対戦車中隊の一部がこの部隊に配属されることがある。後退時には、連隊の後衛ははるかに強力になり、対戦車中隊から1つ以上の対戦車小隊、および地雷小隊の一部または全部の配属が含まれることがある。一般に、敵と密接に接触している後衛に配属された対戦車部隊の戦闘行動は、遅滞行動（後方への逐次的な遅滞陣地の占領）に記述された手順に従って実施される。

(4) 主力部隊における対戦車防御、主力部隊内の対戦車部隊（大隊対戦車小隊を含む）、砲兵中隊部隊、および支援野戦砲兵は、連隊に対戦車防御を提供する上で、前衛、側面、および後衛の対戦車部隊と連携できるよう配置される。主力部隊における対戦車中隊の詳細な配置は、地形と敵装甲部隊の予想される戦術によって異なる。地形が移動を容易にする場合、通常、大多数の兵器を集中統制下で保持し、警戒部隊を回避または突破した敵装甲車両の差し迫った脅威に晒され

ている縦隊のいかなる部分も迅速に増援できる位置に配置することが望ましい。

(5) 偵察分遣隊、中隊偵察将校を長とする偵察分遣隊は、敵装甲車両の接近経路の可能性、および砲と地雷原に適した陣地に関する早期情報を提供するため、前衛と共に十分に前方を移動する。この分遣隊には、連隊指揮グループとの通信のために無線電話が支給されるべきである。

c. 指揮グループ、中隊指揮グループは、常に連隊指揮グループと共に行軍する。中隊長は連隊長と共にいるか、または連隊長と連絡を維持する。

d. 攻撃時の行動、機械化攻撃の警告を受けた際、中隊長は、連隊がその場で攻撃を迎撃するか、またはより適切な地点に行軍を継続するかについて、連隊長の決定を確認する。彼は、警戒部隊に配属されていないすべての対戦車兵器の運用に関する簡潔で具体的な提言を提出する準備ができていなければならない。もし地雷を使用する時間的余裕がある場合、彼は地雷を敷設し、敵の機械化攻撃をそらすか、または対戦車兵器の集中射撃でカバーされた区域に誘導するような地点に地雷を敷設することを提言すべきである。中隊の各部隊は、常に遅滞なく射撃陣地へ移動する準備ができていなければならない。

28. 夜間行軍

a. 夜間、中隊は通常、連隊の自動車縦隊の一部として行動する。しかし、敵の機械化攻撃の危険がある場合は、中隊の各部隊を縦隊全体に分散させたり、側面警戒に配属したり、側面と交差する接近路に道路封鎖を設置するために投入したりすることができる。(FM 7-40を参照)。

b. 中隊長およびすべての隷下指揮官は、音響および照明の規律、接触の維持、警戒を含む行軍規律に特に注意を払う。部隊は密着して移動し、距離は大幅に短縮される。航空機からの照明弾によって照らされた場合、中隊の全要素は停止し、個人は頭を低くし、光が消えるまで動かない。通常、敵航空機に対しては発砲しない。

c. 中隊が側面沿いに道路封鎖を設置する場合、可能であれば、経路および道路封鎖地点の詳細な日中偵察を行うべきである。この偵察を行う人員には、中隊長およびそのような道路封鎖の設置に従事する各部隊の指揮官を含めるべきである。状況が地形偵察を妨げる場合、地図偵察を行うべきである。いずれの場合も、道路封鎖の設置を担当する各指揮官のために、経路スケッチを作成しなければならない。これらのスケッチには、道路、夜間に容易に認識できる道路近くの目立つ地物、道路の合流点、交差点、およびそれらの特徴、方向の重要な変更ごとの羅針盤方位、および起点から重要な地物までの距離を示すべきである。状況が地形偵察を許す場合、敵の注意を引かないように単独車両によって実施すべきである。経路は慎重に標識され、特に道路の合流点と交差点において標識される。案内兵、発光マーカー、石灰、テープ、または紙片を使用することができる。案内兵が配置される場合、日

中は隠蔽状態を維持し、中隊長が移動の統制のために許可した場合を除き、夜間は照明を点灯しない。

29. 自動車移動中の対機甲防御

a. 対機甲防御の手段、自動車移動中の連隊の対機甲防御には、能動的および受動的防御措置の両方が含まれる。縦隊内では、適切な兵器を持つ部隊は一般に、自身の直接的な防御に責任を負う。そのような兵器を持たない部隊は、適切に武装した部隊からの防御を受けられるように配置されるか、またはその防御のために特別な措置が講じられる。

(1) 能動的防御措置には、連隊の対戦車兵器を縦隊全体に分散配置することが含まれる。しかしながら、対戦車中隊の大部分はしばしば警戒部隊に配属される。

(2) 受動的防御措置には、隠蔽、分散、欺瞞、速度、および地雷やその他の自然および人工の障害物の使用が含まれる。

b. 自然障害物で囲まれた経路での防御、自動車移動の経路が、開口部の少ない自然の戦車障害物によって囲まれている場合、主力部隊の前進に先立って、対戦車中隊の部隊をこれらの開口部またはその付近に配置することによって、自動車縦隊の対機甲防御が最も効果的に達成される(図8を参照)。縦隊が通過した後、これらの部隊は逐次的に縦隊内の元の位置に戻るか、縦隊の最後尾に加わる。

30. 特殊状況下での行軍

山岳地帯、砂漠、ジャングル、および極寒地での行軍については、FM 100-5、31-15、31-20、および31-25を参照のこと。

31. 行軍前哨

対戦車部隊が警戒部隊に配属され、後者が行軍前哨となった場合、対戦車砲は野営地の対機甲防御と同様の方法で運用される。(32項を参照)。

第2節 野営

32. 野営地の対機甲防御(図10参照)

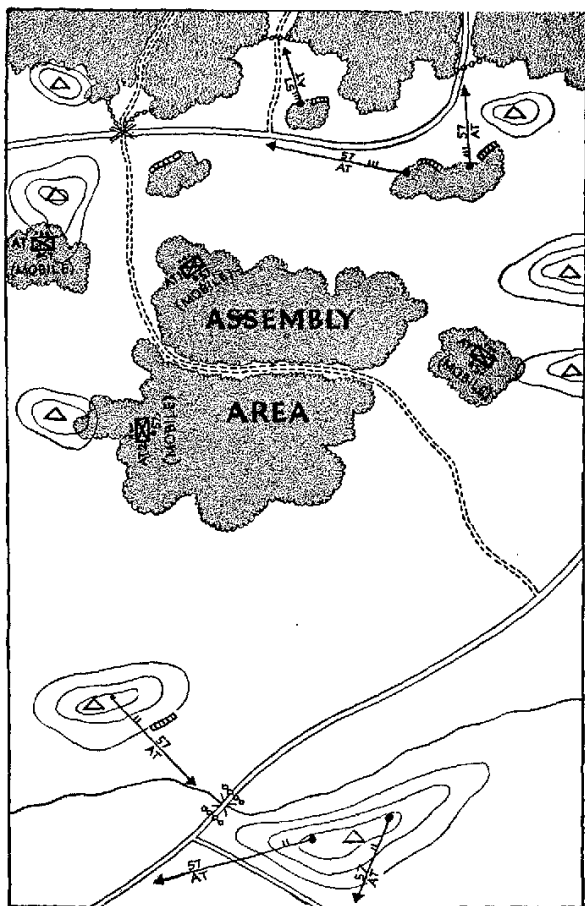


図10 集結区域の防御。対戦車中隊の対戦車小隊と、大隊からの1個小隊が、地雷が敷設された接近経路を援護する射撃陣地を占領している。対戦車中隊の2個小隊と大隊対戦車小隊2個は機動状態を維持し、敵戦車攻撃の警告を受けて偵察済みの射撃陣地へ迅速に移動する準備ができている。

a. 野営地または集結地の対機甲防御計画、前方部隊に援護された行軍中、連隊長は対戦車中隊に直接野営地または集結地に進出し、連隊の残りの部隊が到着する前に一時的な対機甲防御を確立するよう指示することができる。対戦車部隊は無援護の行軍では連隊に先行することはできないが、野営地または集結地の対機甲防御を部隊到着後直ちに確立することが特に重要である。行軍中、対戦車中隊長はこのような対戦車防御の計画を策定するよう求められることがある。彼は通常、各自の大隊に割り当てられた区域において、周辺の射撃陣地帯に大隊対戦車小隊を配置することを推奨する。地形の考慮事項と砲の制限が、このように防御できる周辺部分を決定する。中隊長の意見として、大隊対戦車砲の数が完全な周辺防御に不十分である場合、彼は対戦車中隊の砲の一部または全部をそのような防御を支援するために使用することを推奨することができる。残りの砲は、野営地の偵察が完了するまで機動状態に保持される場合がある。対戦車中隊が連隊の残りの部隊に先行して野営地へ向かうか、または同行するかにかかわらず、中隊長は、その防御のための協調計画を推奨する準備として、可能な限り早期に偵察を開始する。

b. 野営地の防御配置と機動分遣隊、連隊が単独で野営する場合でも、より大規模な部隊の一部として野営する場合でも、機動分遣隊に含まれるものを除き、すべての大隊および連隊の対戦車砲を野営地周辺の射撃陣地帯に配置することが頻繁に必要となる。カノン砲中隊の榴弾砲も、副次的な接近経路を援護するため、または後方陣地から対戦車砲の射撃を強化するために使用されることがある。榴弾砲の運用は連隊S-3を通じて調整される。連隊が単独で野営する場合でも、より大規模な部隊の近くで野営する場合でも、対戦車砲、榴弾砲、および砲兵部隊を含む機動分遣隊を編成することができる。これらの分遣隊は、敵の機械化攻撃の脅威が発生するまで野営地内に保持され、その後、防御陣地の外側で攻撃に対応し、攪乱し、遅滞させるために使用される。

c. 地雷の敷設と警戒、地雷は、敵の戦車を防御対戦車砲の射撃方向へ誘導するように、戦車の接近経路に敷設することができる。また、対戦車砲のすぐ近くで使用され、攻撃してくる戦車からこれらの砲を防御することもできる。友軍の部隊や車両による偶発的な地雷の爆発を防ぐため、警備員と適切な警告標識を使用しなければならない。

33. 野営地の占領

a. 配置と準備、対戦車中隊に割り当てられた野営地内で、中隊長は警備任務に就かない部隊、および中隊指揮所と炊事場の位置を割り当てる。車両は通常、隠蔽され、遮蔽された場所に配置され、混乱と遅延を最小限に抑えて行軍を再開できるよう方向と位置が決められる。偽装規律を維持し、攻撃時に警報を発するために、内部警備が確立される。(FM 7-40を参照)。

b. 個人壕の構築と偽装、位置にかかわらず、すべての要員は1人または2人用の個人壕を掘るよう求められる。これらの個人壕は、テントを使用する場合はテントと同様に、空中からの観測から偽装されなければならない。

第5章 攻撃戦闘

第1節 概要

34. 参考文献

攻勢戦闘に関する基本原則については、FM 000-5を、歩兵連隊および大隊による攻勢戦闘を規定する一般原則については、それぞれFM 7-40および7-20を、信号通信および戦闘情報については、FM 7-25を、補給についてはFM 7-30を参照のこと。

35. 歩兵の任務

攻撃において、歩兵の主要任務は、敵と接近し、これを破壊または捕獲することである。

36. 部隊の配置

攻撃行動における歩兵連隊の一般的な配置は、偵察・警戒梯団、攻撃梯団、予備梯団、および行政梯団から成る。警戒梯団には、偵察部隊、前方警戒分遣隊（前衛）、側面および後方警戒分遣隊、および連絡班または接触哨戒が含まれることがある。攻撃梯団は、1つまたは複数の大隊と、配属された部隊または兵器で構成されることがある。管理梯団は、兵站中隊（連隊本部要員を除く）と連隊衛生分遣隊から成る。予備梯団は、連隊の残りの部隊から成る。

第2節 接近行軍

37. 展開命令

連隊長の展開命令は、対戦車中隊に防御任務を割り当てる。これらの任務には以下が含まれる。

- a. 特定の方向または区域からの装甲攻撃に対する連隊の側面防御。
- b. 連隊の先頭大隊または先頭梯隊の前進防御。

38. 対戦車中隊各部隊の配置

a. 連隊が師団の先頭梯隊にあり、前方に援護部隊なしで前進している場合、または敵の機械化攻撃を防ぐには不十分な援護部隊の後ろを前進している場合、接近行軍中の対戦車中隊の配置はしばしば以下のようになる。

(1) 1つ以上の対戦車小隊が、先頭大隊を支援または配属される。

(2) 残りの対戦車小隊は、連隊の第二梯隊を防御するように配置される。側面と後方の防御が主要な考慮事項となる。

(3) 地雷小隊は通常、第二梯隊と共に行軍し、敵の機械化攻撃が発生した場合、脅威のある地点へ迅速に移動する準備ができています。

(4) 中隊指揮グループは連隊指揮グループと共に行動する。中隊長は連隊長と共にあるか、または連隊長

と連絡を維持する。彼は連隊への継続的な防御を確保するため、無線電話（無線沈黙が規定されていない限り）および自動車伝令によって小隊と連絡を維持し、彼らの作戦を大隊対戦車小隊の活動と調整する。

b. 状況が連隊に側面警戒部隊の設置を要求する場合、対戦車中隊の部隊は通常、そこに配属される。

39. 車両の移動

接近行軍の開始時、連隊長は対戦車中隊の車両を中隊長に引き渡す。57ミリ対戦車砲を長距離にわたって手動で移動させることは非現実的であるため、対戦車小隊の牽引車は通常、部隊に随伴する。移動は、掩蔽物から掩蔽物へと長距離の躍進によって行われる。識別しやすい地形に沿った経路が、迂回であっても好ましい。

40. 日中の接近行軍

a. 編成、日中の接近行軍は、砲兵射撃、地上部隊による攻撃、および航空攻撃に対する防御を提供する編成で行われなければならない。隠蔽と掩蔽、ならびに敵の装甲攻撃に対する良好な観測と射界を提供する射撃位置のために、地形を最大限に活用する。小隊は、地形、それぞれが担当する正面、敵の接近度と行動に応じて、横方向、縦深、またはその両方に分離される。中隊長は通常、小隊内の編成を指示しないが、後者が採用した誤った編成は速やかに修正する。

b. 中隊長の展開命令、(1) 中隊長は、迅速かつ簡潔な命令、しばしば断片的な形式で、中隊に割り当てられた任務の遂行のために小隊を配置する。彼は連隊編成における初期位置または配置、および各小隊の任務を指示する。大隊または他の部隊に配属される対戦車部隊の移動に関する命令は、連隊命令受領後、中隊長が実行可能な限り早期に発令する。

(2) 中隊長はまた、各小隊の移動方法も指示する。すなわち、連隊編成内のおおよその初期位置を維持するように移動するか、またはある射撃位置区域から別の区域へ躍進によって移動するかである。機械化攻撃が差し迫っていない限り、躍進を完了した各砲は、暫定的な射撃位置の近くにある掩蔽された位置で牽引車に結合されたままである。通常、対戦車兵器は梯隊によって移動されるため、その一部は常に戦闘準備が整っている。小隊が躍進によって移動する場合、中隊長は、最初の命令で、またはその後の断片的な命令によって、小隊長に各連続する場所からの解除の時期または条件、および後者がこれらの場所の偵察を担当するかどうかを通知すべきである。彼はまた、移動が小隊全体で一度に行われるか、または個々の砲が跳び越し移動で行われるかを指示することもできる。

c. 接近行軍中の偵察、(1) 中隊長は接近行軍中、継続的な偵察に責任を負う。彼は偵察将校、偵察軍曹、および彼が指定するその他の要員によって支援される。もし中隊長が個人的に偵察分遣隊を率いる場合、副指揮官が中隊の指揮を執り、連隊長に対する中隊長の代表として行動することもある。

(2) 偵察、偵察は、戦車の接近経路、ガス汚染区域、敵の観測に晒される区域、戦車障害物、前進経路、車両移動の障害物、迂回路、渡河点、そして対戦車地雷の設置場所と射撃陣地の選定のために実施される。利用可能であれば、地図と航空写真は地上研究を補完するために使用される。

d. 小隊の行動、行軍中、敵の地上および航空観測から掩蔽と隠蔽を提供する経路が利用され、ガス汚染区域は迂回され、砲撃されている区域は回避される（図9参照）。砲撃されている区域や敵の観測に晒される突出した地点が回避できない場合、車両はこれらの区域または地点を個別に、高速で通過する必要がある。即応態勢は移動中常に維持される。

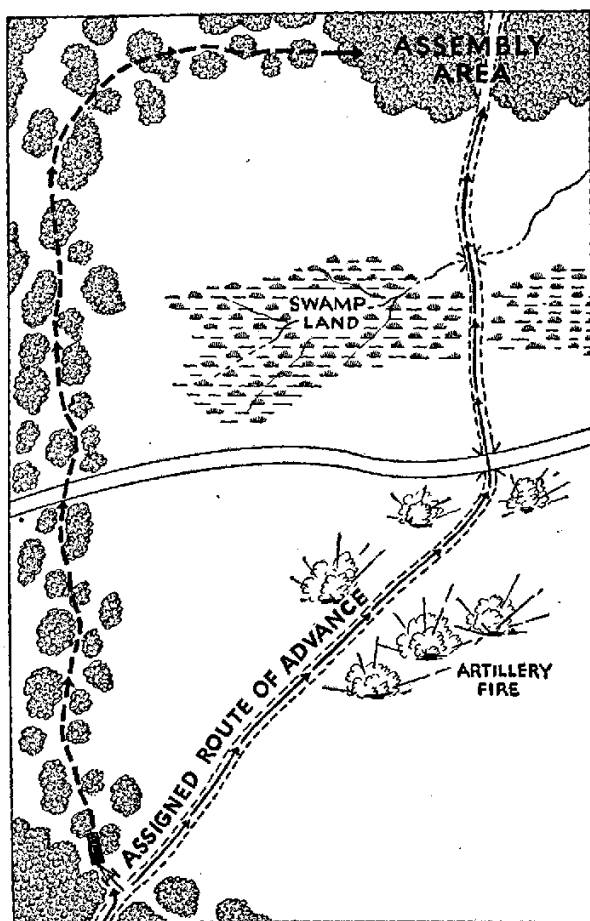


図9. 指定された前進経路からの逸脱。敵の観測と砲兵射撃に晒される経路は回避される。隠蔽され、掩蔽された経路が使用される。

e. 対空警戒、下級部隊は航空攻撃からの自隊の防御に責任を負う。

41. 夜間接近行軍

a. 夜間接近行軍は、日中の接近行軍とは主に、方向維持と統制の著しい困難さにおいて異なる。これらの困難を軽減するために詳細な計画が立てられる。経路は慎重に選択される。もし行軍が地形を横断して行われる場合、経路は地図や略図にプロットされ、コンパスの読みと目印の使用によって方向を維持できるよう

にする。横方向の分散は避けられ、距離と間隔は短縮される。躍進を使用する場合、日中よりも短くする。

b. 対戦車中隊は通常、連隊の自動車部隊と共に単一の部隊として行軍する。しかしながら、分隊や小隊には、奇襲的な機械化攻撃から前方、側面、または後方を防御するための特定の警戒任務が与えられることがある。

c. 夜間接近行軍に関する中隊長の命令は、適切な修正を加えて、日中の接近行軍に関する命令と同様である。

d. もし中隊に別の経路または前進地帯が割り当てられた場合、中隊長または彼が指定する要員によって、正確なコンパス方向の確認、経路のプロットとマーキング、および重要地点への誘導員の配置のために、日中の偵察が行われるべきである。識別しやすい地形に沿った迂回経路は、より直接的だが不明瞭な経路よりも好ましい。

第3節 集結区域

42. 集結区域の占領

可能な場合、連隊は攻撃展開に先立って集結区域を占領する。攻撃はこれらの区域で組織化され、調整される。戦闘に不可欠でない装備は処分され、追加の弾薬が支給される。部隊は、その後の行動における配置に従って区域内の位置を割り当てられるが、航空攻撃や砲兵射撃に対する集中目標とならないよう十分に分散を保つ。集結区域からの出発前に、偵察が行われ、命令が発令される。（FM 7-40参照）。

43. 集結区域の対機甲防御（図10参照）

a. 連隊の接近行軍が前方の掩護部隊の防御下で行われる場合、対戦車中隊長は偵察要員と共に連隊に先行し、集結区域の対機甲防御のための早期偵察を開始することがある。もし掩護部隊が十分に強力であれば、対戦車中隊の全部または一部は、連隊が集結区域に到着する前に、対機甲防御を確立するために接近行軍の後期段階で連隊に先行するよう指示されることがある。

b. 勧告の提出を指示され、地形偵察が非現実的である場合、中隊長は利用可能な地図、航空写真、および偵察報告を直ちに検討する。彼はその後、集結区域の周縁防御に関する勧告を提出し、大隊対戦車砲の射撃によって援護されるべき区域を明記する。これは、自らの砲および砲兵中隊の榴弾砲（使用される場合）によって援護される区域と共に、集結区域の全周防御を確実にすることを目的とする。彼は、榴弾砲将校と協議の上、初期配置において防御を補完・強化するために必要とされない榴弾砲を、中央の位置で機動性を保つよう勧告することもある。彼は、状況と地形に関する十分な知識があれば、この時点で対戦車地雷の敷設を勧告することもある。

c. 連隊長の命令受領後、中隊長は、連隊集結区域に到着した際に小隊が占領すべき射撃陣地と各小隊の主要な射撃方向を明記した断片的な命令を発令する。

d. 中隊長は、副指揮官または偵察将校の支援を受けながら、対機甲防御の検査を直ちに開始すべきである。この検査は以下のことを確認すべきである。

(1) 区域へのすべての戦車接近路が観測下にあり、十分な射撃によって援護されているか。

(2) 対戦車防御に従事する対戦車兵器の配置または任務に変更が必要か。

(3) 地雷を使用すべきか。

e. 彼の自中隊の小隊内における配置の変更で、割り当てられた任務の適切な遂行に必要なものは、中隊長が直ちに実施する。この検査直後、彼は連隊長に対し、敷設されるべき対戦車地雷原の位置、および効果的な対機甲防御を提供するために必要な、自らのまたは大隊対戦車小隊の初期配置または任務、ロケット部隊の運用、または砲兵中隊の兵器の運用における変更を勧告する。状況が緊急である場合、勧告は検査中に伝令によって発送される。

f. 中隊長は以下のことを確実にしなければならない。

(1) 部隊、車両、砲を敵の航空または地上観測から分散させ隠蔽し、砲兵または空爆の影響を最小限に抑えるために、すべての自然な隠蔽物およびあらゆる地形の起伏を利用すること。

(2) 河川、密に並んだ切り株、岩、または大木など、戦車の移動に対する利用可能なすべての障害物を活用すること。

(3) すべての要員が個人壕を掘ること。

(4) 目的のために詳細に指定された他の部隊によって提供されない限り、区域警戒が速やかに確立されること。

(5) 時間が許せば、各個人の身体状況と装備が直属の上官によって確認されること。

(6) 兵員に可能な限りの休息が与えられること

第4節 攻撃前の偵察、計画、および命令

44. 連隊偵察隊

連隊長は偵察において特定の幕僚に補佐される。偵察隊は通常、連隊長の指示に従って詳細な偵察のために小グループに分かれる。対戦車中隊長は、連隊長の偵察に同行するよう、または指定された時間と場所で彼と合流し、攻撃開始線への前進および攻撃中の連隊の対機甲防御に関する勧告を提出する準備をするよう指示されることがある。後者の場合、対戦車中隊長は必要な勧告の基礎とするための偵察を開始する。(FM 7-40参照)

45. 偵察

a. 中隊長は、利用可能な時間内で最大限の結果を達成するために、偵察を慎重に計画しなければならない。開始前に、彼は簡単な地図研究を行い、敵および

隣接・支援部隊に関する関連情報を入手し、利用可能な時間でどれだけの範囲をカバーできるかを決定する。彼は中隊の必要な準備移動に関する指示を発令し、もし可能であれば、部下が大隊攻撃命令を受けるために集合する時間と場所を通知する。彼はまた、彼の偵察経路を、既知の範囲で中隊の前任将校に知らせる。彼は、射撃陣地および対機甲防御のその他の詳細の調整のために、偵察前、偵察中、または偵察後に隣接部隊および上級指揮官と協議する。時間が非常に切迫しており、連隊長による攻撃命令発令前の偵察が極めて限定的であるか、あるいは地図研究のみに限定される場合がある。このような状況下では、中隊長は連隊攻撃命令発令後、可能な限り早期に下記bに記述された範囲と同様の偵察を完了する。その後、彼は連隊命令で中隊の各部隊に割り当てられた陣地または任務における重要な変更について勧告を提出する。

b. 連隊の行動区域は、限られた時間内で一人の個人が徹底的な偵察を行うには大きすぎる場合が頻繁にある。したがって、中隊長は詳細な偵察のために区域を偵察要員、小隊長、および彼自身の間で分割するか、または彼がいくつかの選定された高所から概要調査を行う間に、これらの個人の間で区域を分割することもある。

c. 偵察は、準備された偵察計画に従って実行されるべきである。対戦車偵察の議論については、10項を参照のこと。連隊が掩護部隊を通過する場合、偵察には、その部隊の対戦車部隊の配置と任務、および攻撃開始後の行動に関する指示の決定が含まれるべきである

46. 計画

a. 偵察中、中隊長は連隊の対戦車部隊の攻撃およびそこへの前進における運用計画を立てる。彼の計画には、中隊の各部隊が前進を開始する時間または条件が含まれる。これには、集結区域の防護のために占領された陣地と、攻撃のために最初に占領される陣地との間の、中間陣地の選定と占領が含まれる場合がある。連隊の出発線への移動が夜間に行われる場合、計画には通常、連隊の行動区域に側面から通じるすべての道路を地雷またはその他の障害物で封鎖することが含まれる。

b. 攻撃が進行するにつれて、中隊長は、状況の変化によって必要となり、地形によって指示される、小隊の位置や任務の変更を常に勧告し、実行する準備をしていなければならない。

47. 命令

a. 連隊攻撃命令受領後、中隊長は、大隊または連隊の他の下位部隊を支援する、あるいはそれに配属される中隊の部隊の移動を開始させ、攻撃命令を発する。

b. 可能な限り、命令は中隊の将校および選抜された下士官に対し、遮蔽と隠蔽が効き、命令中で言及される地形が指示できる場所で発せられる。状況が急速に変化する場合は、通常、指揮官の集合は現実的ではなく、命令は断片的な形式で、口頭または書面による伝

令によって個々の小隊長に発せられなければならない。

c. 攻撃命令は、完全な形式であれ断片的な形式であれ、以下の内容を含む。

(1) 敵および友軍に関する必要な情報。これには以下が含まれる。

(a) 付近で作戦中の敵戦車の種類。

(b) 既知または疑われる敵の地雷原または地雷敷設された道路障害の位置。通路および警告標識に関する情報。

(c) 付近で作戦中の友軍戦車の提案された移動および行動計画、その識別マーク、および信号。

(d) 友軍と思われる戦車に自己識別を要求する際に使用される挑戦信号（規定されている場合）。

(e) 他部隊の近隣の対戦車砲の位置、および友軍に属する既知の地雷原およびその他の障害物の位置。

(2) 連隊の行動区域および目標、攻撃の全体計画、および中隊の任務。

(3) (a) 各対戦車小隊への指示で、以下の詳細のうち適切なものすべてを網羅するもの：連結解除位置；射撃陣地区域、責任範囲および主要射撃方向（または、砲が移動可能に保持される場合はその位置と任務）；射撃開始条件；行動区域で作戦中の他の対戦車部隊との連携に関する特記事項。命令は、小隊が攻撃のための初期陣地に移動する時刻または状況（例えば、特定の battalion または連隊の他の要素による移動の開始など）を示し、移動の実施に必要な指示を含むべきである。

(b) 地雷小隊によって敷設される地雷原または道路障害の位置；地雷の敷設または警護に関する特記事項；追加の地雷原敷設のための偵察およびその他の準備；任務完了後の地雷小隊の位置。

(4) (a) 弾薬補給；中隊弾薬補給所の位置；牽引車の配置に関する指示。

(b) 連隊および大隊の救護所の位置。

(5) 信号通信の規定、以前の指示でカバーされていない警告システムの詳細、信号操作指示からの関連抜粋（呼び出し名、周波数、事前取り決められたメッセージコード、地図座標コード、信号弾など）；連隊、大隊、および対戦車中隊の指揮所の位置；中隊長の位置。

第5節 攻撃における運用

48. 概要

a. (1) 連隊が日中に攻撃陣地へ移動する際、対戦車中隊の1つ以上の小隊が、出発線への前進および攻撃中、先頭大隊の対機甲防御を増強するために使用されることが通例である。これらの小隊は中隊の統制下で、通常、大隊対戦車小隊の砲の後方に陣地を占め、その火力を増強し、相互支援を提供し、敵装甲車両による浸透を制限し、攻撃中の大隊の側面および後方からの接近を援護し、適時の移動によってこれらの大隊の防御の連続性を維持する（図11参照）。

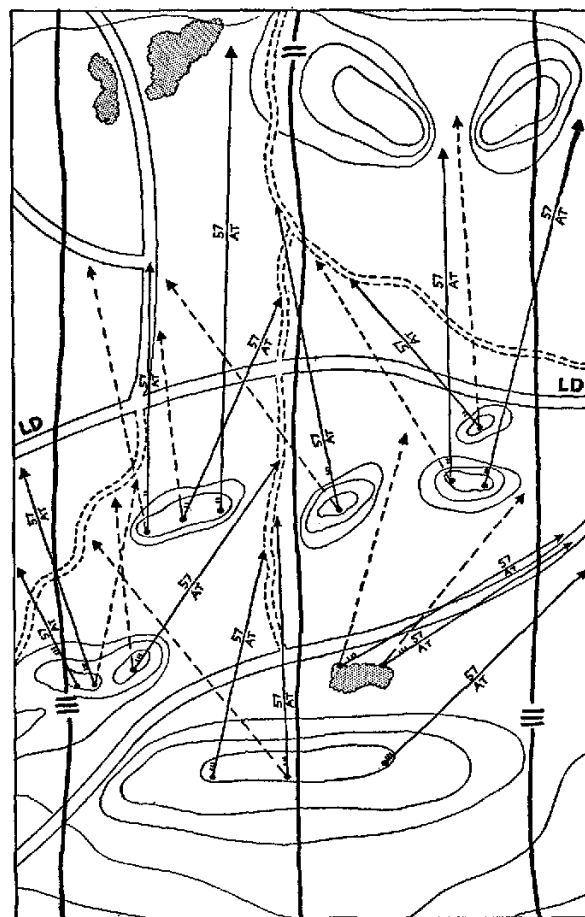


図11. 連隊攻撃における対戦車砲の連携使用のための初期配置。連隊の対戦車砲は、中央および後方の陣地から対機甲防御を深め、側面および後方への防御を提供し、隣接部隊の砲との火力連携を支援する。

(2) 連隊が夜間に、日中攻撃を開始する陣地へ移動する際、連隊の行動区域の側面または後方に入る道路が、敵装甲車両がこの移動を妨害できる唯一の実行可能な経路となることが多い。中隊長は、夜間設営するのに適した道路障害物の場所を偵察する。偵察は、攻撃のための射撃陣地区域や地雷原の位置、ならびに友軍の前進に脅威を与える敵の地雷原も対象とする。射撃陣地および地雷原の位置への経路は標識され、案内要員がそれに習熟する。可能な限りいつでも、中隊長は連隊長に勧告を提出し、部下に命令を発し、彼らが日中に割り当てられた陣地を偵察するのに十分な時間を与える。大隊およびそれ以上の部隊、および隣接部隊の指揮官または対戦車将校との会議により、ロケットチームを含むすべての対戦車手段の連携を確保する。すべての移動は静かに行われ、灯火なしで行われる。混乱や時間の損失なく完了すべきである。無線封鎖は維持される。射撃陣地は日中前に占領される。

b. 大隊の対戦車兵器が攻撃梯隊の防御に不十分な場合、あるいは前方からのあらゆる接近経路を援護できない場合、対戦車中隊の1門または複数の砲を、先頭部隊の近くの前方に配置することがある。これは、対戦車中隊の当該部隊に特定の任務型命令を出すか、分隊または小隊を大隊に配属させることで実施される。小隊が配属された場合、大隊長は、大隊対戦車小隊を大

隊区域の一方の側面に、配属された小隊をもう一方の側面に配置し、各小隊から必要な数の砲を前方に配置して前方からの接近経路を援護することができる。このような場合の小隊の運用詳細については、100項を参照されたい。

c. 中隊の残りの部分は、連隊区域の縦深対機甲防御を提供するために運用される。このように運用される中隊の部隊の陣地と任務は、予備大隊および支援砲兵の対機甲防御と連携される。中隊の利用可能な部隊が敵戦車の接近が予想されるすべての経路を援護するのに不十分な場合、最も脆弱な区域に向けて縦深配置されることがある。一部は機動性を保つことができる。(6e(1)項を参照)

d. (1) 攻撃において、地雷は主に、敵装甲車両の接近が予想される経路に急遽地雷原や道路障害を設営することにより、攻撃梯隊の側面および後方の対戦車防御を補完するために使用される。攻撃方向へ伸びる道路は、敵の逆襲に備えて封鎖する必要がある場合がある。地雷は指揮所や管理施設を防御するためにも使用される。(第9章を参照)

(2) 対戦車地雷小隊の部隊は、設置したすべての地雷原または地雷敷設された道路障害の防御に責任を負う。ただし、他の部隊がその目的のために特別に指定されている場合、または上位部隊によって解除されるまではこの限りではない。このような防御には、友軍の部隊や車両の損害を防ぐための交通警告警備および警告標識の設置が含まれる。地雷設置への敵の妨害を防ぐために小火器による射撃が使用される。(161項を参照) 彼らはまた、連隊長の指示に従い、敵の地雷原に隙間を開ける、または隙間を開けるのを支援する責任も負う。(16g項参照)

49. 中隊長の位置

中隊長は、自身の存在が最も必要とされる場所へ赴く(12項参照)。必要であれば、副指揮官または他の利用可能な要員を指名し、連隊長との連絡を維持させる。

50. 攻撃中の偵察

攻撃中、偵察は継続的に行われなければならない。偵察要員は攻撃梯隊に密接に追従し、中隊長が事前に指示した区域を偵察する。これには、中隊の統制下にある部隊の進出射撃陣地、そこへの前進経路、観測所、および弾薬車両の経路が含まれる。偵察将校および偵察軍曹には、可能な限り無線電話が支給される。彼らは敵の地雷原、戦車が接近する可能性のある経路、および地雷設置の可能性のある場所を報告する。彼らは中隊長に対し、対戦車小隊の新しい射撃陣地と主要な射撃方向、および新しい区域への隠蔽された経路を勧告する。これらの勧告を行う際には、連携を確実にするため、大隊対戦車砲および砲兵中隊榴弾砲の既存の配置、および判明している限りその計画された配置が考慮される。小隊または中隊の他の部隊が、後続陣地の選定をその指揮官の判断に委ねる任務命令の下で作戦している場合、中隊長は偵察要員から受け

取った陣地または経路に関する関連情報を、速やかに当該指揮官に伝達する。

51. 指揮所の防御

戦闘において、対戦車中隊指揮所は通常、連隊指揮所の近くに配置される。後者の警戒のため、連隊本部管理官は対空・対戦車警備兵と巡察を配置する。これらの警備兵と巡察は、対戦車中隊指揮所の警戒も提供する可能性がある。しかしながら、対戦車中隊長は、自身の施設と要員の警戒に責任を負う。本部管理官はまた、敵部隊の接近が報告された際に、利用可能な全要員を集めさせ、運用するための計画を準備する。これらの計画には、対戦車中隊指揮所に現存する要員の使用が含まれる場合がある。対戦車中隊長と連隊本部管理官は、相互支援を目的として、それぞれの指揮所の防御を連携させる。対戦車地雷は頻繁に用いられる(図25および172項参照)。

52. 対戦車砲の近接防御

対戦車砲の非機械化地上部隊による攻撃に対する近接防御は、個々の兵器と小隊機関銃で武装した砲兵員によって提供される。必要であれば、小銃と銃剣で武装した部隊の詳細によって補完されるか、または対戦車砲を小銃兵が占領する区域内に移動させることによって提供される。地雷は、砲陣地の近接防御を補完するために使用されることがある。小銃と銃剣で武装した部隊による防御は、夜間に特に重要である。

53. 対空警戒

a. 対戦車中隊の各部隊は、自身の警戒を主に受動的な対空手段に依拠する。隠蔽が不可欠であり、かつそれが達成されたと信じられる場合、敵航空機に対して発砲しない。隠蔽を準備する時間はめったにないため、各部隊または個人の直近にある自然の地形を利用しなければならない。敵の航空観測による発見を避けるため、隠蔽が効き、かつ隠蔽された経路がある射撃陣地が可能な限り利用される。車両は移動中でない限り、常に隠蔽される。

b. 空襲時の手順については、14項を参照されたい。

54. 弾薬補給

攻撃における弾薬補給の体制については、21項を参照されたい。

55. 移動

a. 対戦車中隊の部隊が特定の小銃部隊を防御する任務を割り当てられた場合、移動の統制は通常、当該部隊の指揮官に委任される。先頭大隊を支援する小隊の移動は、大隊の対機甲防御の継続的な増強を確実にするような時期に開始されなければならない。例外的に、攻撃梯隊が頂上またはその近くの陣地を占領している場合、これらの小隊の砲は、先頭小銃部隊の陣地へ移動するか、または近くの遮蔽物を占領し、そのような移動に備えることができる。

b. 中隊の他の部隊については、中隊長は適時の指示により移動の準備をする。彼は小隊に進出区域を割り当てるか、または自身の偵察や偵察要員からの報告に基づいて選定された新しい陣地の位置を規定することにより、移動を規制することができる。彼は通常、移動の詳細を小隊長に委ねるが、移動前に彼らの承認を得ることを要求する場合がある。

56. 前進が停止した場合の行動

連隊の前進が、迂回不可能な敵陣地の前で停止した場合、連隊長は対戦車中隊、砲兵中隊、重火器中隊、および砲兵の支援を受けた連携攻撃を計画することがある。対戦車部隊は、適切な目標を射撃することによって行動を支援する。機械化された逆襲に抵抗するため、または攻撃梯隊の攻撃続行を支援するため、速やかに陣地を移動しなければならない。(55b項参照)

57. 連隊再編成中の行動

a. 連隊は、最終目標に到達する前、あるいは最終目標または中間目標で停止し、再編成を行う場合がある。この時、連隊は機械化攻撃に対して特に脆弱であるため、対機械化攻撃に対する防御措置を速やかに講じなければならない。対戦車中隊長は、再編成中の全周防御を確実にするため、中隊の配置を各大隊、砲兵中隊、および隣接または上位部隊の配置と連携させる。状況と地形が地雷の使用を可能かつ有利にする場合、地雷を敷設してもよい。

b. 中隊長は、小隊長が部隊を再編成する最初の好機を捉え、兵力と弾薬の状況を報告するよう徹底する。彼は指揮班および小隊長の死傷者を補充し、小隊間の兵力調整を行い、弾薬の補給を促進する。(FM 7-40を参照)

c. 再編成の進行中、中隊長は新しい観測所と射撃陣地を選定するための偵察を開始し、効果的な対機械化防御の継続を確実にするために必要となる任務の変更を決定する。連隊長による勧告の承認を受け次第、彼は新しい陣地への移動指示を含む必要な命令を速やかに発令する。これらの陣地への移動は、連隊への防御が中断されないように実施されなければならない。

58. 追撃

a. 概要、最終目標を奪取した際、先頭連隊は、敗走する敵への圧力を維持し、その後退を阻止するために、前進を継続するよう命令されることがある。同時に、上位指揮官の統制下にある予備部隊は、敵の退却を阻止するために包囲機動を行う場合がある。

b. 直接圧力下の連隊、連隊が直接圧力をかける任務を割り当てられた場合、通常、各先頭大隊に対戦車小隊が配属される。対戦車砲は、敵の後退を妨害するような場合に、隘路や橋梁上の敵車両を無力化するために長距離射撃を行うことができる。また、遅滞陣地から射撃する点目標、特に装甲車両を破壊または無力化するためにも使用されることがある。地雷小隊の部隊も配属される場合があるが、通常、地雷小隊は少なく

とも初期段階では中隊長の統制下に留まる。中隊の残りの部分は、主に連隊の側面と後方の防御のために運用される。中隊長は通常、分遣された小隊に偵察要員を配属する。(FM 7-40を参照)

c. 包囲部隊としての連隊、連隊が包囲部隊の全部または一部を形成する場合、対戦車中隊の運用は、行軍、自動車化移動、および接近行軍について述べられたものと同様である。中隊の部隊は、前衛、側面警備、または後衛に配属されることがある。連隊に先立って自動車化分遣隊が進む場合、通常、対戦車中隊の部隊が含まれる。

d. 直接圧力下の各大隊および包囲部隊としての大隊、単独で、または他の部隊からかなりの距離を置いて作戦する連隊は、先頭大隊で圧力を維持し、後方の各大隊で包囲機動を行うことができる。(FM 7-20を参照)このような作戦では、上記bおよびcのように、対戦車中隊の部隊の配属によって各大隊が強化されることがある。

59. 前進が完全に停止した場合の行動

連隊の前進が敵の抵抗によって完全に停止した場合、先頭の銃大隊は獲得した陣地で防御に移行する。陣地の編成中、対戦車中隊長は、再編成中に提供されたのと同様の方法で、攻撃梯隊に対機甲防御を提供するために自らの兵器を使用する。彼はより適切な防御陣地、および攻撃再開時に支援できる陣地を偵察し、連隊の対機甲防御計画における適切な変更を勧告し、連隊長によって命令された変更を実行する。承認され次第、適切な命令を発令し、その実行を監督する。攻撃が夜間に中断された場合、対戦車中隊の部隊は、連隊が占領している陣地へ通じる、敵装甲車両にとって最も有利な接近経路を援護するために速やかに配置される。防御における対戦車中隊の行動については、第6章を参照されたい。

60. 夜間攻撃

a. 夜間作戦の概要については、FM 100-5を参照のこと。夜間攻撃における銃中隊、歩兵大隊、および連隊の運用詳細については、FM 7-10、7-20、および7-40を参照のこと。

b. 方向維持と統制の困難さから、夜間攻撃は日中偵察と詳細な計画・命令、特に下位指揮官によるものが不可欠である。計画は、目標奪取直後の敵機械化逆襲に対する攻撃梯隊の防御、および目標到達前に攻撃が発見され撃退された場合の攻撃部隊の後退援護を規定すべきである。

c. 1つまたは複数的大隊が夜間攻撃に投入される場合、対戦車中隊の小隊が配属されることがある。合理的に予見できるあらゆる事態に備える。大隊長の対戦車部隊への命令には、初期射撃陣地および主要射撃方向、または部隊を機動状態に保つ場合の機動陣地、目標奪取後に目標へ移動する部隊の指定、移動の時間と方法、新しい陣地、射撃方向、および目標へ移動しない部隊が日中前に行うべき変更が含まれる。(FM 7-20参照)

d. 目標に到達次第、陣地の防御措置が直ちに講じられる。対戦車砲は、敵装甲車両の接近が予想される経路を援護するように砲座に据えられる。地雷もこれらの接近経路を遮断するために使用されることがある。すべての防御措置が確認される。

e. 後方部隊は、目標奪取を知らせる事前取り決められた信号に従って前進する。すべての部隊は日中までに陣地に展開すべきである。対戦車砲陣地の最終調整は夜明けに行われる。

61. 予備連隊の対戦車中隊

予備連隊の対戦車中隊の全部または一部は、特殊任務のために一時的に分遣されることがある。典型的な例を以下に示す。

a. 攻撃初期段階における師団の先頭連隊の支援。

b. 深刻な機械化脅威に対処するための師団の対機械化防御の増強。

第6節 特殊作戦

62. 森林における攻撃

a. 森林における攻撃の実施に関する概要については、FM 100-5、7-20、および7-40を参照されたい。ジャングル戦の議論については、FM 31-20を参照されたい。

b. 連隊が森林の近縁部に対して日中攻撃を行う際、対戦車中隊は48から59項までに記述されているのと同様の方法で運用される。もし、しばしばそうであるように、攻撃が煙幕または闇の援護下で行われる場合、連隊の行動区域の側面または後方に通じる接近経路に特に注意が払われる。

c. (1) 森林を通過する攻撃中、先頭大隊の対戦車小隊は、攻撃梯隊に正面および側面防御を提供する。予備大隊の対戦車小隊は通常、その大隊に必要な近接対機甲防御を提供する。地雷部隊は先頭大隊に配属されるか、または地雷が大隊に支給され、大隊要員によって設置される場合がある。射界が狭いため、ロケット弾および対戦車ライフルグレネードは、先頭大隊と対戦車部隊の両方によって、また連隊全体にわたって縦深的に、対機甲防御のために自由に用いられるであろう。

(2) 対戦車中隊の部隊の配置は、敵の機械化攻撃の可能性に依存する。連隊対戦車中隊の小隊は通常、森林の縁まで、またはそれを越えて伸びる連隊の側面を防御するために用いられる。比較的開けた森林で、地形のほとんどが戦車の接近に適しているが、地上部隊の統制が困難な場合、対戦車中隊の小隊が各先頭大隊に頻繁に配属されるであろう。連隊の統制下に残る中隊のその部分は、側面および後方の防御のために使用される。もし森林の性質が連隊区域の一部における敵戦車攻撃を不可能にするならば、対戦車中隊の大部分は、より露出した部分の防御のために使用されるであろう。もし地形の性質と利用可能な砲の数が、上記のいずれかの方法によって全区域を満足に援護すること

を不可能にするならば、中隊の部隊は機動状態に保たれるであろう。道路と開けた場所を含む深い森林を前進する際、対戦車兵器は、特に進入区域の側面に通じる可能性のあるそのような接近経路を援護するために、跳躍的に前進するであろう。これは、分隊または中隊のより大きな部隊による交互前進によって達成されることができる。

(3) 森林を前進する際、側面を防御する対戦車小隊は、連隊が抵抗によって停止するか、または他の理由で停止するまで、連隊と並んで移動する。その後、砲は直近の最も適切な射撃陣地を占領し、連隊が前進を再開するまで即時射撃を行う準備をして待機する。後方を防御する対戦車小隊も同様の方法で行動する。隊形は通常横隊であり、分隊は十分に離れている。

(4) 牽引車のための適切な経路は、通常数が少なく、しばしば事前に決定できない。したがって、中隊長は、対戦車部隊のあらゆる経路での移動に関して包括的な優先権を要求すべきである。

(5) すべての指揮官は、方向、接触、および統制を維持することの困難さ、ならびに短い射界および遮蔽された射界で行動することの困難さに対処しなければならない。前進のコンパス方向は通常規定されるべきである。牽引車による移動のための適切な経路、および射撃陣地のための活発な偵察が行われなければならない。隣接部隊との視覚的接触は可能な限り維持される。利用可能な要員がそのような視覚的接触を維持するには密すぎる森林では、小隊からの連絡要員が連隊の近くの部隊または中隊長と共に配置されることがある。そのような各要員には、伝令が同行するか、または他の通信手段が提供されるべきである。これらの連絡要員からの頻繁な報告は、小隊が隊形内の位置を維持したり、適切な時にある戦車接近経路から別の経路へ移動したりするのに役立つであろう。

(6) 森林によって提供される隠蔽は、敵の偵察部隊または先頭小銃部隊によって迂回された敵部隊による奇襲攻撃の機会を提供する。中隊長は、各砲にさらなる近接防御を提供するために、十分な小銃兵の配属を要求すべきである。牽引車による移動中、砲員は、個々の兵器で全周防御を提供する小規模な下車歩哨を形成すべきである。

d. 連隊は森林の遠縁の手前で迅速に再編成される。その後、森林の縁から、他の開けた地形での攻撃とほぼ同じ方法で攻撃を継続する。再編成とそれに続く攻撃中、対戦車中隊は先頭大隊の対機甲防御を増強し、側面にさらなる防御を提供するために運用される。森林の縁は敵砲兵の好目標となるため、可能な限り深く森林内に初期射撃陣地を配置するためにあらゆる努力が払われる。これらの陣地は、出口が進行中に攻撃してくる可能性のある敵戦車に対して効果的な射撃を行うことを可能にするものでなければならない。時間があれば、射撃経路を急遽準備してもよい。すべての対戦車砲部隊は、新しい陣地が利用可能になり次第、森林外の新しい陣地へ速やかに移動すべきである。

63. 市街地攻撃

a. 市街地の近縁部への攻撃および市街地からの離脱における対戦車中隊の運用は、森林における攻撃およびそこからの離脱と同様である。頻繁に、中隊の小隊は、要塞化された建物内や市街地縁部に配置された自動火器で、砲兵、砲兵中隊榴弾砲、またはその他の支援火器によって無力化されていないものを無力化するために使用されるであろう。

b. (1) 大規模な市街地（連隊の行動区域全体が市街地内にある場合）では、全周にわたる対機甲防御が不可欠である。戦車は市街地内で容易に隠蔽され、ほとんどまたは全く警告なしに複数の方向から攻撃してくる可能性がある。連隊が隣接部隊よりも急速に進撃した場合、側面または後方からの攻撃が特に起こりやすい。対戦車小隊は、各先頭大隊に頻繁に配属される。残りの対戦車小隊は、予備、連隊指揮所、およびその他の連隊施設と部隊の全周防御を完遂するために、中隊長の統制下で運用されることがある。頻繁に、地雷小隊も同様に先頭大隊と予備部隊に分割される。そのような場合、追加の輸送手段が必要となるであろう。

(2) 射撃陣地は建物内に選定され、出入り口や壁に打ち破られた銃眼が利用される。砲は廃墟の瓦礫の中や、街路のバリケードの後ろに配置されることもある。先頭大隊は前進するにつれて完全に掃討することが困難であるため、対戦車部隊は、射撃中も移動中も、小銃兵によって嚴重に防御されなければならない。

(3) 連隊の予備および施設を防御するために運用される中隊の部隊は、通常、車両を使用して移動を効果的に行うことができる。車両は、必要に応じて、小銃兵の詳細部隊によって防御され、側面道路、建物または他の隠蔽された陣地の遮蔽物に、必要となるまで待機する。

c. 連隊の行動区域全体に完全に含まれる小規模な市街地では、通常、連隊の一部に、市街地外の陣地を確保する任務が割り当てられる。これにより、敵防御部隊の補給線を掌握し、増援を阻止したり、退却を妨害したりすることが可能となる。連隊のこの部分は、特に側面および後方からの装甲攻撃を受けやすいため、対戦車中隊の大部分は、中隊長の統制下で、通常そのような攻撃に対する防御を提供するであろう。中隊の部隊は、実際に市街地を通過して前進する連隊の部隊に配属されることがある。

d. さらなる議論については、FM 100-5、7-20、および31-50を参照されたい。

64. 河川線攻撃

a. 河川線における作戦の概要原則については、FM 100-5を参照されたい。河川横断装備および襲撃艇の使用に関する技術的詳細については、TM 5-270を参照されたい。河川横断における応急措置については、付則2を参照されたい。河川線攻撃における連隊については、FM 7-40を参照されたい。

b. 河川線攻撃の当面の目的は、部隊の残りの横断を防御するための橋頭堡を確立することである。連隊に

よる河川横断は、以下のいずれの状況下でも行われうる。

(1) 敵が河川線を積極的に保持していない場合、または河川線を保持する敵部隊が弱体であり、防御組織が構築されていない場合。

(2) 機動地上部隊または空挺部隊が連隊に先行して対岸を確保しようとし、連隊の努力がそのような部隊の迅速な増援で構成される場合。

(3) 防御のために組織された強力な敵部隊が対岸を保持している場合。（FM 7-40参照。）

c. 河川のこちら側で敵装甲部隊による攻撃が可能な場合、防御は通常、上位司令部の統制下にある対戦車部隊によって提供される。しかし、敵が機械化部隊を保有している場合、連隊の全部または一部が河川を渡った後、かつ橋頭堡を強固に確立できるだけの十分な戦力と資材が渡河する前に、対岸で戦車攻撃が予想される。そのような攻撃は、先頭部隊が河川から遠くまで進出し、こちら側の砲兵中隊の兵器や砲兵がこれらの部隊を攻撃する戦車に対して効果的な射撃を加えられなくなり、かつこれらの重装備を河川を越えて移動させるための橋や筏が建設される前に、最も起こりやすい。したがって、すべての大隊および連隊対戦車部隊は、この危機的な期間中に連隊を防御するために適切に配置されるよう、先頭部隊が対岸を確保した後、最も早期に実用可能な時点で渡河しなければならない。

d. 敵部隊によって保持されていない、または弱体な保持であり、かつ防御組織が構築されていない渡河地点を確保するために、連隊長は、連隊の前進に先行させるために1つまたは複数の自動車化分遣隊を編成し、派遣する。これらの分遣隊は、連隊の残りの到着前に介入可能なことが知られている敵部隊に対して、渡河地点を保持できるだけの十分な強度を持つべきである。対戦車中隊の大部分は、通常、そのような自動車化分遣隊に配属され、しばしば中隊全体が配属される。河川に到着すると、対戦車砲の大部分を含む支援兵器は、先頭部隊が河川を横断し、対岸から前進を開始する間、それらを防御するために、手前の岸の適切な射撃陣地に配置されることがある。この行動は、通常、河川がそれほど広くなく、対岸が無人であると信じられていても、適切な射撃陣地が容易に利用できる場合に取られる。対戦車砲は、通常、先頭の銃部隊の後を追って河川を渡る最初の支援兵器である。橋がない場合、浮橋筏または他の工兵渡河手段が迅速に提供されない場合、即席の渡河方法を採用しなければならない。（付則2参照）

e. 河川の対岸が連隊に先行する部隊によってすでに確保されている場合、対戦車砲が手前の岸に配置されることはめったにない。渡河後の中隊の運用は、他の攻撃と同様であるが、少なくとも初期段階では、ボートや筏で河川を越えて弾薬を運搬する必要があるため、弾薬の補給が制限される場合がある。

f. (1) 防御のために組織された強力な敵部隊が対岸を保持している場合、連隊は広範な正面で渡河を強行する。通常、攻撃梯隊には1つまたは2つの大隊が投入される。通常、各先頭大隊には少なくとも1つの対戦車小隊と地雷小隊の部隊が配属される。これらの配属部

隊の指揮官は、配属に関する連隊命令を受領次第、それぞれの大隊長と合流すべきである。偵察およびその他の渡河準備が進行中、大隊は敵の軽砲の射程外となる十分な距離を河川から離れた初期集結区域を占領する。彼らはこれらの初期集結区域から、夜間の掩護下で河川近くの最終集結区域へ移動する。混乱を避けるため、大隊に配属された対戦車中隊の部隊は、出発時刻よりかなり前に初期集結区域でこれらの大隊と合流すべきである。

(2) 対戦車中隊のすべての部隊は、最初に先頭大隊に配属されることがある。しかし、通常、中隊の一部は中隊長の統制下に置かれる。これは、先頭大隊の渡河が完了した後、可能な限り早期に河川を渡る。通常、対岸に到達後の最初の運用は、連隊予備が集結する区域の近接対機甲防御を提供することである。渡河が夜明けまたは日中に行われる場合、かつ河川がそれほど広くない場合、砲は最初に手前の岸の射撃陣地に配置され、敵の自動火器に対する直接射撃によって先頭部隊の渡河を援護するのに役立つことがある。このように運用されない場合、中隊のこの部分は、夜間の掩護下で、河川近くの隠蔽され弾道遮蔽された最終集結区域へ移動され、渡河時まで隠蔽下で機動状態に保たれる。最終集結区域または射撃陣地、およびそこへの経路の日中偵察と標識は不可欠である。

(3) 初期集結区域を出発する前に、中隊長は自身の統制下に残る中隊のその部分に命令を発する。これらの命令は以下を網羅すべきである。

(a) 手前の岸に射撃陣地を占領する各小隊または部隊の任務、射撃陣地区域、責任範囲および主要射撃方向。これには、射撃を開始する条件が含まれる。

(b) 最終集結区域（占領される場合）。

(c) 各下位部隊の渡河時間および場所。

(d) 各下位部隊が渡河を行う手段に関する詳細な指示。

(e) 自身の部隊と渡河しない自動車の配置に関する指示。

(f) 河川を渡った後の各下位部隊の初期任務。これには、初期射撃陣地区域、責任範囲、および主要射撃方向が含まれる。

(g) 秘密保持措置。

(h) 弾薬補給および死傷者後送に関する指示。

(i) 通信手段。手前の岸における中隊長の位置、彼の渡河時間、および渡河直後の彼の位置。

(4) 先頭大隊に配属された対戦車中隊の部隊は、連隊の第一目標が達成され次第、中隊の統制下に戻ることができる。この目標は通常、効果的な敵の小火器射撃に対して渡河を確保できる陣地である。その後、中隊は、他の攻撃と同様に、先頭大隊の機械化防御を増強し、連隊の側面を防御するために運用される。

(5) 地雷小隊の部隊は、橋頭堡を攻撃しようとする敵装甲車両の接近を阻止するのを支援するために、攻撃梯隊の部隊に配属されることがある。地雷は、攻撃部隊が河岸から内陸へ前進する際、これらの部隊の側面における対機甲防御の他の要素を補完する上で特に重要である。このような状況で手で運搬できる地雷の数は必然的に少ないため、それらの当面の使用は、攻撃側の対戦車砲を防御することであろう。地雷小隊の

要員は、より多くの地雷が河川を渡ってくるまで、ロケットチームとして機能してもよい。

65. 要塞化陣地への攻撃

a. 要塞化陣地への歩兵の攻撃における運用に関する概要については、FM 100-5を参照されたい。そのような攻撃における大隊および連隊の運用については、FM 7-20、7-40、および31-50を参照されたい。

b. 対戦車中隊は、他の日中攻撃とほぼ同様に、先頭大隊の対機甲防御を増強し、連隊の側面と後方を防御するために運用される。このような作戦に頻繁に付随する追加の特徴は以下の通りである。

(1) 連隊および中隊の命令に、それぞれ中隊および小隊の行動に関するかなりの詳細が含まれること。

(2) 要塞の銃眼、銃孔、その他の開口部に対する射撃を含む任務の割り当て。

(3) 攻撃の初期段階における数回の予行演習。このような予行演習のための十分な時間は、通常利用可能である。

c. 接触が確立されると、対戦車砲は通常、上記の(2)で述べられた射撃任務を実行する。しかし、敵の要塞化陣地が突破された後は、敵の装甲部隊と歩兵による反復的な逆襲が予想される。通常、敵はこれらの逆襲を事前に詳細に準備しているであろう。初期段階、つまり突破が浅い間は、自動火器やその他の点目標に対する先頭大隊の火力を補完する射撃が、対戦車中隊の主要任務となる。突破が深まるにつれて、連隊の側面に対する逆襲が予想され、これらの側面に対する対機甲防御が主要任務となる可能性がある。これらの準備された逆襲は高速で開始される可能性があるため、奪取された地形による遮蔽物への移動は最小限の遅延で実行されなければならない。急遽敷設された地雷原や道路障害物は、そのような逆襲を遅延させるために使用されることがある。

66. 襲撃

襲撃は、捕虜の獲得、資材の奪取または破壊、情報の入手、襲撃部隊への自信と積極性の付与、および敵への嫌がらせを目的として行われる。これらは通常、連隊の大隊またはそれ以下の部隊によって、ヒット・アンド・ラン戦術を用いて行われる（203項参照）。対戦車中隊の部隊は、装甲攻撃から襲撃部隊の側面または後方を防御するために使用されることがある。対戦車部隊はまた、発見された点目標への直接射撃によって、他の支援部隊の火力を増強することもある。これらは連隊の統制下で運用されるか、または襲撃部隊に配属されるかのいずれかである。

67. 砂漠作戦

a. 砂漠はその特性において大きく異なる。地表は軟らかい砂と砂丘で構成され、自動車の移動が大幅に妨げられる場合もあれば、機械輸送がかなりの速度で自由に移動できるほど固い場合もある。明確に整備された道路はほとんどなく、水源間にはしばしば小道が存在する。目印が少ないため、方向の維持がしばしば困

難となる。蜃気楼は常に誤りの原因となる。距離は当てにならず、通常過小評価される。地表が軟らかい砂で構成されている場合、作戦は主に徒歩部隊と動物の使用を伴うであろう。このような作戦では、車両の速度低下と移動および補給の困難さが増すため、対戦車部隊の使用が制限される可能性がある。硬い地表での作戦は、自動車化部隊および機械化部隊の運用を伴うであろう。そのような作戦では、対戦車中隊の兵器は、その機動性と火力の柔軟性により、攻撃と防御の両面で強力な支援を提供できる。

b. 砂漠での移動には、強力な全周警戒部隊が必要である。対戦車中隊の部隊は、しばしば前衛、側面、および後衛に配属される。それらの運用は、通常の地形における対応する任務と同様である。

c. 自然の隠蔽が不足しているため、分散、欺瞞、偽装、および警戒のための積極的な措置の適切な運用が特に重要となる。攻撃は空中または地上のあらゆる方向から来る可能性があるため、講じられる防御措置は以下のことを確実にしなければならない。

(1) 適切な信号通信装置（無線および／または無線電話）を備えた対空・対戦車警備兵および地上巡察が配置され、差し迫った攻撃の早期警報を発するようにする。移動中のすべての車両に、また停止時には必要に応じて、対空・対戦車警備兵が指定される。

(2) 砲員は常に即応態勢にある。

(3) 車両は幅と縦深に分散される。

(4) 対空兵器（口径50機関銃）は常に配置され、即時射撃に備えている。

(5) 灯火、方向、および移動速度に関する厳格な規律が維持される。

d. 攻撃の支援は、概要的には本章の第5節で示されているものと同様である。

e. 詳細については、FM 31-25を参照されたい。

68. 橋頭堡確立における戦術的運用

a. 橋頭堡確立において、対戦車中隊の運用は河川渡河における橋頭堡確立のそれに類似している。砲の揚陸優先順位は、機械化された逆襲の可能性と、砲が装甲車両以外の目標に対して使用されるかどうか依存する。

b. 地図や航空写真以外の事前の偵察は、しばしば現実的ではない。上陸後は、偵察が迅速かつ活発に実施されるであろう。

c. 補給、増援、そして天候、視界、敵の抵抗など様々な状況下での揚陸そのものの困難さのため、対戦車部隊と彼らが支援する部隊との間で、事前に最も密接な連携が図られなければならない。

69. 山岳作戦

山岳作戦は、地形が移動に与える困難さを特徴とする。敵装甲車両の予想される接近経路は、概要的に道路と小道に限定される。対戦車部隊は、砲火と地雷の両方によって、特に峠やその他の隘路といったそのような接近経路を防衛または遮断するために運用されることがある。山岳戦の議論については、FM 100-5を参照されたい。

第6章 防御戦闘

第1節. 概要

70. 参考文献

防御戦闘に関する基本教義については、FM 100-5を参照されたい。歩兵連隊および大隊による防御戦闘を規定する概要教義については、それぞれFM 7-40および7-20を参照されたい。野戦築城に関するデータについては、FM 5-15を参照されたい。信号通信および戦闘情報については、IFM 7-25を参照されたい。補給については、FM 7-30を参照されたい。

71. 防御教義

防御戦闘の概要目的は、攻撃を開始するためのより有利な条件が整うまで時間を稼ぐこと、または他の場所での決戦のために優勢な戦力を集中させる目的で、ある正面の戦力を節約することである。主要防御陣地の編成は、いかなる犠牲を払ってでも保持するという決意を前提とする。防御上の考慮事項は、特定の要地の断固たる防御を要求する。その要地が失われれば、防御陣地全体が危険に晒されるためである。敵の装甲攻撃に対して防御を強固にするためには、自然の対戦車障害物を最大限に利用するだけでなく、敵の装甲車両を有利な接近経路から、利用可能な対戦車兵器の大部分によって効果的に援護できる区域へと誘導するために、対戦車地雷やその他の人工障害物も設置されることがある。

72. 任務

戦闘陣地の地区を防御する連隊の対戦車中隊の主要任務は、前線大隊の固有対戦車兵器によって提供される対機甲防御を増強または縦深を加え、連隊地区の側面、そして必要であれば後方を防御することである。

第2節. 防御における運用

73. 前哨の支援

a. 一般前哨、一般前哨は、上位部隊によって設置および統制されるか、または前線の歩兵連隊によって提供され、その行動は上位部隊によって調整される。その任務は、主力部隊が戦闘準備を整えるための時間を与え、戦闘陣地の位置について敵を欺瞞し、敵の前進を遅滞させ混乱させることである。連隊がより大きな部隊のために前哨を提供する場合、対戦車中隊の砲の一部、および地雷小隊の全部または一部が通常配属される。一般前哨に割り当てられた大隊には、頻繁に遅滞任務が与えられ、対戦車中隊の1つまたは複数の部隊がその大隊に配属されることがある。遅滞行動における対戦車中隊の運用については、項90を参照されたい。

b. 戦闘前哨、戦闘前哨は、戦闘陣地の各前線大隊から派遣され、一般前哨が阻止線からかなりの距離にある場合、敵の状況により一般前哨の設置が妨げられる場合、または戦闘が夜間に中断された場合に、戦闘陣地の前面を援護する。戦闘前哨の任務は、一般前哨が提供するよりも局地的な警戒を提供すること、または、前方に友軍がいない場合、その兵力と位置が許す範囲で一般前哨の任務を遂行することである。戦闘前哨が効果的な対戦車射撃が可能な地形に配置され、隠蔽された後退経路が利用できる場合、対戦車部隊が含まれることがある。対戦車部隊の後退は、敵の攻撃が阻止線に到達する前に、連隊防御区域を支援する射撃陣地を占領するのに間に合うように開始される。

74. 戦術的考察

a. 頻繁に、連隊対戦車中隊の1個小隊は、各前線大隊の対機甲防御を増強または縦深を加え、その側面を防御するために運用される（図12参照）。しかし、この配置は不変ではない。もし地形の性質上、特定の大隊に対する強力な敵装甲攻撃の可能性が低い場合、そのように運用される対戦車部隊は小隊よりも小規模であることがある。

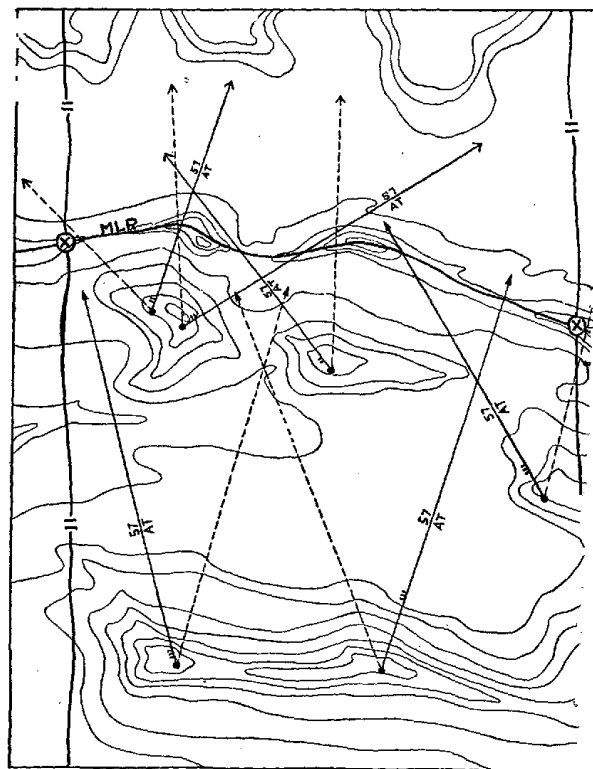


図12. 対戦車中隊の対戦車小隊による前線大隊の対機甲防御の増強、連隊の対戦車砲は、後方の陣地から、前線防御を突破した敵戦車の前進を阻止し、射程が許す限り前方の対機甲防御を補完し、側面および後方に対機甲防御を提供し、隣接部隊との火力連携を支援する。

b. 中隊の残りの砲は、敵の機械化部隊による前方区域への浸透を阻止し、側面または後方から深く攻撃してくる部隊に対する防御を提供する射撃陣地に配置される。これらは当初、隠蔽された中央の場所で機動状

態に保たれてもよい。しかし、機械化攻撃の方向と兵力が判明し次第、機動状態にあった砲は、この攻撃に対処するため、事前に偵察され準備された射撃陣地を占領しなければならない。割り当てられた責任範囲を持つ射撃陣地に配置されていても、特定の指定された砲は、連隊防御区域の他の地区における装甲の脅威に対処するため、事前に偵察され準備された射撃陣地へ移動する準備をしておくべきである。

c. 連隊または大隊によって設置された前哨に当初配属された対戦車中隊の砲は、前哨指揮官の指示があれば撤退する。撤退完了後、それらは対戦車中隊長の統制下に戻され、彼らはそれらを防御陣地のあらかじめ定められた区域で利用する。

75. 対戦車地雷の使用

a. 対戦車地雷の使用は、自然およびその他の人工障害物、ならびに大隊および連隊の対戦車砲やその他の兵器の運用と連携され、全周にわたる対戦車防御を提供する。地雷は、敵の機械化部隊の特定の区域における移動を迂回または禁止し、対戦車砲火によってより効果的に援護できる区域に誘導するために敷設される。

b. 前哨阻止線は地雷の使用によって強化されることがある。これらは、前哨部隊が撤退を余儀なくされた際にもそのまま残される。

c. 防御状況下では、多数の対戦車地雷が利用可能であるべきである。これにより、他の状況よりもはるかに広範な地雷原の設置が可能となる。地雷原は、阻止線への戦車の予想される接近経路を横切って敷設されるだけでなく、連隊の地区全体に縦深的に敷設され、前線を突破した戦車がその背後で自由に機動するのを阻止する。防御陣地内の地雷原は、可能であれば、個々の抵抗区域に全周防御を提供するために、既存の自然障害物を補完するように配置されるべきである。これらの地雷原、および陣地前方の地雷原の敷設責任は、前線大隊に委任されることがある。防御区域内の地雷原は、連隊の対機甲防御計画に従って敷設されなければならない。完了後、対戦車中隊長に報告書が提出されるべきである（図23および項162参照）。

d. 地雷原は、防御された場所の編成され占領された部分からおおよそ50から500ヤード（小火器の有効射程）の範囲に敷設されるべきである。地雷原と露出した要員、兵器、または施設は少なくとも100ヤード離れているべきである。地雷原は、支援砲兵および迫撃砲の近接防御射撃によって援護されるべき区域に敷設されてはならない（項166も参照）。

e. 連隊長が所定の地雷量を前線大隊に割り当てる場合、地雷小隊はこれらの地雷を指定された場所に運び、大隊長の発行した指示に従って地雷を敷設するか、または敷設を支援する。その他の場合で、師団工兵が師団区域内のすべての地雷敷設の責任を負う場合、地雷小隊はその指揮下で行動することがある。これらどちらの条件も当てはまらない場合、地雷小隊は、連隊の対機甲防御計画に従って、中隊の統制下で地雷を敷設する。

f. さらなる詳細については、第9章を参照されたい。

76. 連隊地区占領前の対戦車中隊長の行動

a. 戦闘陣地の連隊地区占領に先立ち、対戦車中隊長は連隊の対機甲防御計画を策定し、提案する。彼が従う手順には以下が含まれる。

(1) 地図研究と防御のための暫定計画の作成。

(2) 中隊の前方移動の手配。

(3) 中隊命令発令の時間と場所の指定。

(4) 地上偵察の計画、および上位・隣接部隊指揮官、連隊S-2、大隊幕僚将校との協議。

(5) 地上での個人偵察による暫定計画の確認。

(6) 連隊地区の対機甲防御計画を完成させ、連隊長に提出。

b. 時間がある場合、対戦車中隊長は通常、偵察時に連隊長に同行する。しかし、彼は独立した偵察を行うよう指示されることもある。後者の場合、中隊の選抜された要員が彼に同行することがある。時間がない場合、しばしば断片的な命令の発令と、事前の詳細な偵察なしでの陣地の拙速な占領が必要となることがある。

77. 偵察、計画、命令

a. 偵察、(1) 偵察は連隊地区と隣接区域をカバーし、通常、前景、内部、脆弱な順序での側面、および後方の順序で行われる。地区の前景の偵察は、戦車の予想される接近経路、地雷を効果的に使用できる場所、およびその他の対戦車障害物を構築または改良できる場所を特定するために行われる。地区の内部の偵察は、敵戦車が浸透する可能性のある区域と、対戦車砲がこれらの区域および連隊の側面と後方を援護できる陣地を特定するために行われる。側面の偵察では、連隊間の対戦車防御の連携のために、隣接連隊長またはその代理人との情報交換が行われるべきである。外側の連隊は、露出した側面を前景の一部と見なすべきである。後方の偵察には、予備部隊の指揮官または代理人との情報交換が含まれる。中隊長は、この偵察中、または直後に、対機甲防御に関する勧告を提出する。もし彼が偵察時に連隊長に同行する場合、連隊命令の発令を待たずに任務から解放されるほど、連隊の防御計画を熟知していることが多い。

(2) 射撃陣地の位置をより明確に特定するため、および連結解除位置とそこへの経路、中隊観測所、中隊弾薬補給地点を選定するために、追加の偵察が必要となる場合がある。この偵察の多くは、しばしば偵察将校とその補佐に委任されるであろう。

(3) 陣地の即時占領の必要性から事前の地上偵察ができない場合、連隊長は中隊に概要任務と、車両および砲を移動させる区域を割り当てる。中隊長はその後、小隊の射撃陣地または機動状態に保たれる部隊の位置を選定し、小隊の任務を規定する。速度が不可欠であるため、陣地占領を迅速に行うためにあらゆる実用的な手段が講じられる。中隊長は速やかに中隊の配置を点検し、連隊地区の適切な全周対機甲防御を提供するために必要な変更を指示する。

b. 計画、(1) 連隊地区の対機甲防御計画には、以下が含まれるべきである。

(a) 地雷の運用、およびその他の対戦車障害物の構築または改良。

(b) 中隊の対戦車小隊の運用。これには、連隊または大隊によって設置された前哨への部隊の配属が含まれる。

(c) 必要に応じて、対戦車砲の火力を補完するために砲兵中隊の兵器を運用するための榴弾砲担当将校との連携。

(2) 中隊長は、可能な限り早期に対戦車射撃計画を策定し、通常はオーバーレイの形式で連隊長の承認のために提出する。この計画は、連隊地区の対機甲防御に直接影響を及ぼす限りにおいて、すべての地雷原およびその他の自然および人工の対戦車障害物の位置、ならびにすべての対戦車砲（大隊および隣接部隊のものを含む）の主要、補助、および代替陣地、主要および補助射撃方向を示す。また、偵察中またはおとりとして行動中の敵装甲車両に対して発砲するよう前線大隊長によって指定された砲も示す。（FM 7-20参照。）計画は連隊長によって検討され、必要に応じて修正され、以下を確実にしなければならない。

(a) 連隊および大隊対戦車兵器の火力が、戦闘陣地の前方部分の防御のために主に連携されていること。

(b) 側面および後方からの機械化脅威に対処するための備えがあること。

(c) すべての対戦車射撃が、全周防御のために、地雷原およびその他の自然および人工の対戦車障害物、および隣接部隊の対戦車兵器の火力と連携されていること。

c. 命令、(1) 発令地点、連隊防御命令受領後、中隊長は中隊防御命令を発令する。これは、小隊長を一か所に集めて完全な命令を発令するか、それぞれの小隊が占領する区域へ案内し、そこで命令を発令することによって行われる。時間がない場合は、偵察将校を使って1人または複数の小隊長を占領する区域へ案内し、そこで小隊に命令を発令してもよい。陣地の占領と編成の遅延を避けるため、命令は断片的な形式で発令されることがある。命令は、小隊長が割り当てられた射撃陣地を偵察し、配置を実施し、砲座の構築を遅滞なく開始できるように、間に合うように発令される。

(2) 内容、防御命令は以下を網羅する。

(a) 敵および友軍に関する必要な情報。これには以下が含まれる。

1. 付近で作戦中の敵戦車の種類。
2. 付近で作戦中の友軍戦車の提案された移動と行動計画、その識別マーク、および信号。
3. 友軍と思われる戦車に自己識別を要求する際に使用される挑戦信号（規定されている場合）。
4. 他部隊の近隣の対戦車砲の位置、および既知の地雷原と対戦車障害物の位置。

(b) 連隊の防御地区、阻止線の輪郭、中隊の任務。

(c) 各対戦車小隊への指示で、以下を網羅するものの。

1. 射撃陣地、責任範囲、および主要射撃方向。
2. 砲座の構築（優先順位を含む）、隠蔽と偽装の措置、偽砲座の位置と構築。
3. 発砲を統制する条件。
4. 近隣の対戦車部隊およびその他の部隊との連携。

(d) 地雷小隊への指示。これには、地雷小隊によって敷設される地雷原または道路障害物の位置、地雷の敷設または警護に関する特記事項、地雷敷設における前線大隊への支援、追加地雷原敷設のための偵察およびその他の準備、任務完了後の地雷小隊の位置が含まれる。

(e) 敵の落下傘兵または他の部隊が射撃陣地に到達した場合の各個人の行動に関する指示。

(f) 弾薬補給、射撃陣地に配置されるべき数量、中隊弾薬補給地点の位置、車両の配置に関する指示。

(g) 連隊および大隊の救護所の位置。

(h) 信号通信の規定、以前の指示でカバーされていない警告システムの詳細、信号操作指示からの関連抜粋（呼び出し名、周波数、事前取り決められたメッセージコード、地図座標コード、および信号弾など）、連隊、大隊、および対戦車中隊指揮所の位置、中隊長の位置。

78. 射撃陣地の占領と編成

射撃陣地に到着すると、各砲は一時的な射撃陣地で隠蔽・偽装され、割り当てられたセクターを援護するため即座に発砲できるよう準備される。

a. 別途指示がない限り、主砲座の構築が直ちに開始され、これが完了次第、その代替砲座の構築に移る。補助砲座とその代替砲座は通常、次に優先される。個人壕が掘られる。偽陣地は実陣地の作業と並行して準備されることがある。連隊長が提供する道具と資材は、作業量と緊急度に応じて配分される。

b. 中隊長は配置を点検し、必要な変更を加える（77a(3)項参照）。

c. 作業が完了すると、地形や視界不良により射撃陣地を占領する必要がある場合を除き、砲と要員は掩蔽陣地を占領する。観測員が配置される。

79. 防御の実施

a. 機械化攻撃の早期警戒は、防御の実施に不可欠である。これにより、対戦車兵器は攻撃に対して効果的な射撃で対応できるよう、時間内に射撃陣地へ移動できる。対戦車中隊の車両無線は、通常、S-2によって確立された連隊警戒網の一部として、師団警戒網に含まれる（項13参照）。装甲車両接近のあらゆる警戒情報を中隊の全要素に迅速に伝達するため、利用可能なあらゆる手段が用いられなければならない。対戦車砲班員と観測員は直ちに持ち場に就く。通信は再試験される。要員は、敵砲兵準備射撃、空襲、その他の準備射撃中には、砲座や個人壕を利用する。

b. 対戦車砲の射撃は、敵戦車が射程内に入るか、中隊長が発砲を指定した地点に到達するまで控えられなければならない。砲班員は、おとりの車両に欺かれて発砲し、自らの陣地を時期尚早に露呈させてはならない。ただし、その砲がそのような車両に発砲するよう特別に指定されている場合はこの限りではない。中隊長によって指定されていない場合、小隊長は各砲に対し、敵戦車が発砲前に通過または横断すべき特定の地形を指定する。

c. 必要に応じて、中隊長は新たな状況に対応するため、対機甲防御の初期計画の変更を勧告すべきである。そのような変更は、正面攻撃に対する防御を不当に弱めるような、前線大隊の対戦車小隊や対戦車中隊の部隊の使用を意図すべきではない。活発な監督を通じて、中隊長は、敵の機械化攻撃を撃退するために移動するすべての部隊の移動を連携させ、促進し、その射撃が全周対機甲防御を継続するように連携されていることを確実にすべきである。

d. 1門以上の大隊対戦車砲が行動不能になった場合、対戦車中隊の砲は、防御されていないセクター内の適切な目標に対して射撃するために使用されることがある。

80. 機械化攻撃に対する近接防御

機械化攻撃に対する近接防御の行動については、15項を参照されたい。

81. 敵の攻撃中の対戦車中隊長の位置と任務

敵の攻撃中、中隊長は通常、自身の観測所に位置する。この地点から、偵察将校、偵察軍曹、および彼が指名するその他の観測員の支援を受け、対戦車射撃の実施を絶えず監視し、自身と連隊長の両方に状況を情報提供し、射撃任務または配置に必要な変更を行う準備を整える。中隊観測所と小隊間の通信は、利用可能なあらゆる手段の使用によって確保される（3b項を参照）。

82. 逆襲の支援

前線大隊または連隊の予備による逆襲は、対戦車中隊の部隊によって支援される。彼らは対戦車兵器、自動火器、好機な目標となる敵要員の集団、および観測所に対して射撃を行う。この支援は、連隊長の命令に従って対戦車中隊長によって調整される。敵の装甲車両が出現した場合、対戦車部隊はそれらの車両を破壊または無力化するという主要任務に復帰する。

83. 弾薬補給

中隊長は弾薬補給を継続的に監督する。事前の手配により、補給が著しく不足した中隊のあらゆる部隊の弾薬を迅速に補充できるべきである。陣地占領後、中隊弾薬車両と連隊車列車両は、その積載物が使用される場所に可能な限り近い、隠蔽された場所で荷降ろしされる。車両が荷降ろしされ次第、後方に撤退し、その時点で中隊弾薬車両は中隊の、連隊車列車両は連隊の統制下に戻る。もし中隊長が早期に弾薬の追加を予期

し、かつ地形が許すならば、中隊弾薬車両は弾薬を再積載した後、中隊弾薬補給地点に留まってもよい。そうでなければ、車列の野営地で連隊の統制下に戻すべきである。陣地での弾薬補給は通常、夜間の掩護下で行われる。夜間の車両移動は無灯火で行われる。補給車両は日中前に後方区域に帰還する。詳細については、項21を参照されたい。

84. 対空警戒

対空警戒については、13および14項を参照されたい。追加の警戒は、近隣の重機関銃および小銃部隊によって提供されることがある。

85. 予備連隊の対戦車部隊

師団またはそれ以上の規模の部隊が逆襲のために保持する予備には、歩兵、戦車または装甲部隊、および対戦車部隊が含まれることがある。予備連隊の対戦車部隊は、師団の対機甲防御計画に従って明確な任務を割り当てられる。これらの任務は、予備連隊の集結区域の防御に加えて、前方連隊の後方区域に通じる接近経路の防御を含むことがある。例外的に、これらの対戦車部隊は前方連隊の対戦車防御を増強することもある。

第3節. 後退行動

86. 参考文献

後退行動に関する概要教義については、FM 100-5を参照されたい。連隊の補給および後送の運用詳細については、FM 7-30を参照されたい。信号通信および情報活動の運用詳細については、FM 7-25を参照されたい。連隊の後退時の行動については、FM 7-40を参照されたい。

87. 後退

a. 戦闘からの後退は、敵部隊との交戦を断ち切る作戦である。その後に、退却、または後方陣地あるいは区域の占領が続き、そこからその後の攻勢または防衛行動が実施される。後退は、移動が開始される時期に応じて、夜間後退または日中後退に分類される。日中後退は通常、過大な損害をもたらすため、後退は可能な限り、夜間の掩護下で実施されるべきである（FM 7-40を参照）。

b. 後退命令は、いかなるものも慎重に確認されなければならない。

88. 夜間後退

a. 夜間後退に関する連隊警戒命令受領後、中隊長は各小隊に警戒命令を発し、直ちに中隊集結区域および連隊の後退経路、そしてもし占領されるならば後方の防衛陣地の偵察を開始する。日中による偵察の時間は通常確保される。中隊長は防衛行動の進行中は部隊に留まるべきであるため、この偵察は通常、偵察将校ま

たは副指揮官に委任され、他の選抜要員が支援する。地図研究と偵察要員から受け取った報告に基づいた、後退防御に関する中隊長の勧告は、後退開始前に実行されるよう、間に合うように提出されるべきである。通常、これらの勧告には、隘路の防御および後退経路と交差する道路における地雷敷設またはその他の道路障害物の設置に関する規定が含まれるべきである。

b. 通常、中隊の部隊は掩護部隊に残されない。連隊は、掩護部隊を除いて後退し、集結し、後方へ行軍する。後方への行軍中、占領されるべき後方陣地の対機甲防御は、他の防御陣地のそれと同様である。後方陣地での偵察中、偵察要員は大隊の代表者と協議し、陣地の対機甲防御計画を調整する。彼らは射撃陣地、地雷またはその他の障害物の位置、およびそこへの経路を選定し、後方陣地における連隊長の代表者によるこれらの陣地と位置の承認を得て、それらを標識するか、または夜間でも容易に識別できるようにその他の手段を講じる。

c. 車両は、日没後、中隊集結区域へ前進する。牽引車は、戦術的状況（秘密保持の要件を含む）が許す限り、射撃陣地に接近して移動する。もし可能であれば、それらの位置は射撃陣地の後方にある最初の頂上の直後である。日没後のすべての移動は静かに行われ、灯火なしで行われるべきである。無線封鎖が指示されることもある。大隊防御区域に配置されている中隊のそのような部隊は、後退の初期段階では通常、それらの大隊に配属され、中隊集結区域で中隊の統制下に戻る。この位置から、中隊は連隊集結区域へ進むことを要求されることがある。しかし、しばしば、連隊に先行して、後方防御陣地へ向かうか、または後退経路を防御する射撃陣地および道路障害物を設置するよう指示される。中隊の部隊が後方陣地（もし占領されるならば）に到達すると、偵察部隊の要員に迎えられ、射撃陣地へ誘導される（FM 7-40を参照）。

d. (1) 後退が検討されている際に、前線区域にかなりの量の対戦車弾薬が残っている場合、連隊長は連隊 S-4 にその撤去の手配をするよう指示することがある。牽引車で運搬できる限りの弾薬は、砲が射撃陣地から撤退する際に撤去されるべきである。追加の弾薬のためのスペースを確保するため、分隊の一部は、当初配置されていた小銃部隊と共に徒歩で後方へ進み、後方防御陣地または集結区域で分隊に再合流するよう要求されることがある。中隊弾薬車両も弾薬の撤去に使用されることがある。撤去できない弾薬はすべて破壊するよう規定されるべきである。

(2) 新しい陣地における弾薬補給計画は、任務と戦術的状況によって決定される。

e. 射撃陣地の占領と構築、および対戦車地雷の敷設は、戦闘陣地の占領と同様に実施されるべきである。日中には、砲が新しい射撃陣地で機械化攻撃に対して行動する準備が整っていないなければならない。

89. 日中後退（図13参照）

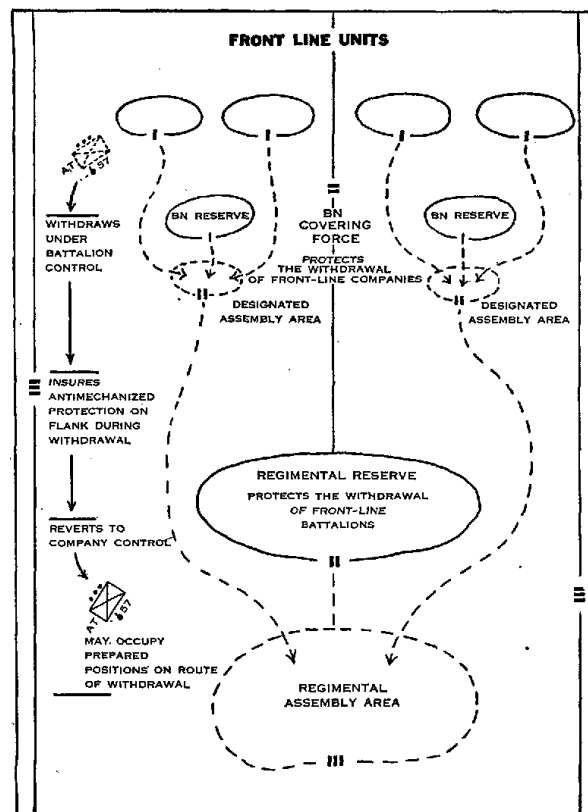


図13. 後退中の前線連隊。図には、左大隊に配属された対戦車中隊の対戦車小隊が示されている。距離は概略である。

a. 前方大隊の後退を統制するため、連隊長は後退区域と統制線を割り当てることがある。統制線が指定されている場合、大隊長は最初の統制線を大隊****集結区域と指定する。そうでない場合、連隊掩護部隊後方の最初の適切な遅滞陣地を集結区域と指定する。下位部隊は直接集結区域へ移動し、遅滞行動と同様にそこを占領する（90項参照）。それ以上の後方への移動は、連隊長の指示に従って実行される。

b. 日中後退では、中隊対戦車砲の大部分と地雷小隊の全部または一部は、通常、連隊命令により掩護部隊および連隊が設置する側面警備に配属される（FM 7-40参照）。中隊の残りの部隊（もしあれば）は、連隊のさらなる後方移動中、および後方防御陣地の占領と編成中に、大隊対戦車小隊によって提供される防御を強化するために運用される。

c. 対空警戒は、全部隊による分散隊形の使用によって確保される。詳細については、項14を参照された

い。

d. 後退に関する連隊命令受領後、中隊長は直ちに警備部隊に配属される中隊の部隊を指定し、必要な命令を発令する。これらの部隊の移動が必要な場合、命令は、配属先の部隊に報告すべき場所、移動を開始する時刻、および完了する時刻を伝える。移動方法に関する指示が含まれることもある。彼はまた、後退経路、および指定された後方防御陣地を偵察するために偵察要員を派遣する。

e. 中隊長は、指揮班の指定された要員の支援を受け、牽引車の前方移動を綿密に監督する。この移動は、可能な限り迅速に浸透によって行われ、時間が許せば個々の車両によって行われる。そうでない場合は、小規模なグループで行われる。牽引車は可能な限り射撃陣地に接近させる。弾薬は機動状態に保たれる。推定される必要量のみが射撃陣地に配置される。

f. 大隊防御区域に配置されている中隊の部隊は、後退の初期段階ではこれら的大隊に配属される。掩護部隊または側面警備に配属される部隊は、掩護部隊または側面警備が占領している区域に到達すると、大隊への配属から解除され、事前に偵察された陣地へ誘導されるべきである。後方への移動中、連隊（警備部隊を除く）に対する対機甲防御は、道路行軍または接近行軍と同様に提供される。警備部隊に配属された対戦車中隊の部隊の行動は、遅滞行動と同様に実施される。

g. 日中後退では、掩護部隊を含むすべての警備部隊は、急遽地雷原や道路障害物を敷設し、防御する準備をしておかなければならない。対戦車中隊から配属された部隊は、そのような障害物の防御において、その砲とロケットランチャーを使用するよう指示されることがある。

h. 鹵獲される可能性のある資材の破壊は指揮官の決定であり、師団または上位指揮官の判断でそのような行動が必要であると判断された場合にのみ実施される。砲と車両の破壊方法については、FM 7-30を参照されたい。

第4節. 特殊作戦

91. 森林における防御

a. 森林での防御において、対戦車中隊は通常、他の防御作戦と同様に運用される。ただし、前線大隊の対機甲防御を増強する必要性が軽減され、連隊の側面および後方の防御により重点が置かれることがある。森林内では、対戦車兵器と地雷は、道路や敵装甲車両の予想されるその他の接近経路を援護するように配置される。もし森林の側面縁が連隊セクター内にある場合、その側面を防御する砲は、可能であれば、縁の内側深くに、または縁の外側深くに配置されるべきである。縁自体は、砲兵の準備射撃に特にさらされやすいため、適切な陣地とはならない。

b. 対戦車砲の近接防御は不可欠である。小銃兵によって防御される区域内に砲座が設けられていない限り、中隊長は適切な近接防御を提供するために十分な小銃兵の配属を要求すべきである。（62項も参照）

92. 市街地における防御（FM 31-50参照）

a. 戦闘陣地の連隊セクターが市街地内にある場合、全周にわたる対機甲防御が不可欠である。市街地への侵入に成功した敵戦車は、防御陣地に非常に近い攻撃陣地まで隠密裏に移動できる可能性がある。戦車攻撃は主に街路に沿って誘導されるものの、対戦車兵器が接近する車両に発砲できる時間は、車両が陣地を突破

する前に短時間しかない。破壊された建物の瓦礫も、防御側が対戦車兵器を脅威のある地点へ迅速に移動させる能力を制限する。これらの理由から、対戦車砲は機動状態に保たれることはほとんどない。

b. 小規模な敵歩兵部隊が、隠密裏に建物の間を通り抜けたり、建物を乗り越えたりして接近できるため、対戦車砲の適切な近接防御は特に重要である。

c. 市街地の一部の街路は、敵の砲撃または防御側による意図的な破壊の結果として、崩れた壁によって障害物と化し、装甲車両の接近を妨げる場合がある。陣地へ通じる開けた街路はバリケードで塞ぐべきである。これらの街路バリケードは、車両（路面電車や車輪を取り外した土砂を積んだトラックなど）、電車のレール、梁、または廃墟から得られた瓦礫を使用して構築できる。

d. 対戦車砲は通常、交差点、街路バリケード、および戦車が陣地に接近できる開けた街路、公園、またはその他の区域を援護するように配置される。射界は、障害となるフェンス、生垣、および建物を取り除くべきである。砲は廃墟の瓦礫の中に砲座を設けるか、建物内に配置して銃眼から射撃すべきである。銃眼は可能な限り隠蔽すべきである。敵を欺くために偽の銃眼も準備される。使用されていない各銃眼の後ろには土嚢を置くべきである。これは敵の射撃の通過を防ぐためである。通常のレンガの壁は、近距離での機関銃の持続的な連射に対する防御にはならず、通常の床も上下からの小火器の射撃に対する防御にはならない。建物内の陣地は土嚢、または砂や瓦礫で満たされた利用可能な他の容器で補強すべきである。窓ガラスは割って取り除き、飛散による負傷を防ぐべきである。すべての外部ドアはバリケードで塞ぎ、煙突は上部近くを塞ぎ、窓は網戸にするか覆うかして、手榴弾が建物に投げ込まれたり落とされたりするのを防ぐべきである。水、食料、弾薬の補給品、応急処置および消火設備は、各砲陣地に備蓄すべきである。

e. 地雷は、有利な戦車接近経路を阻止するのを支援するために使用される。

f. 対戦車砲およびロケット弾は、敵が建物のコンクリート壁やレンガ壁の後ろ、または瓦礫の山に隠れて陣地まで前進させることに成功した自動火器を無力化または破壊するために頻繁に使用される。対戦車手榴弾は、低弾道兵器では無力化できない目標に対して有効に用いられることがある。

g. 部隊は、飛散する石材からの防御を提供する掩蔽壕を準備すべきである。

93. 河川線の防御

a. 連隊が河川線を防御する場合、一部の対戦車砲は、舟艇、水陸両用戦車、上陸用舟艇、および攻撃を支援する敵の自動火器に対して射撃する任務を帯びて、河岸上またはその近くに砲座を設けることがある。しかし、敵が煙幕を使用すると予想されるため、これらの任務には最小限の砲のみを運用すべきである。砲には適切な近接小銃防御を提供し、敵が効果的な運用を妨げる状況下で攻撃してきた場合は、速やかに後方へ移動させる。

b. 敵が水陸両用戦車や上陸用舟艇を保有していないことが判明している場合、対戦車砲を河岸に砲座を設けることはない。なぜなら、通常、他の敵部隊が橋頭堡を確立するまでは戦車が渡河してこないためである。対戦車中隊は、連隊予備の概要近傍の1つまたは複数の陣地で機動状態に保たれるべきである。中隊長は、連隊の防御および逆襲計画について情報提供を受けなければならない。これらの計画に従い、連隊セクターは徹底的に偵察され、暫定的な射撃陣地およびそこへの経路を選定する。

c. 敵が橋頭堡の確立と戦車の渡河に成功した場合、対戦車中隊は、橋頭堡へ渡河した戦車を無力化する際に大隊対戦車小隊を増強するために運用されることがある。その前に、もし砲が運用されるならば、その火力は敵の自動火器および対戦車砲に向けられる。

94. 空挺作戦に対する防御

a. 航空機によって輸送される部隊には、落下傘部隊と空挺着陸部隊が含まれる。後者は、飛行機やグライダーで輸送され、通常は歩兵兵器を装備した戦闘部隊として着陸する。軽砲、軽装甲戦闘車両、および小型の車輪付き輸送車両も部隊と共に着陸することがある。通常、これらの資材は、落下傘部隊によって適切な着陸区域が確保された後にのみ着陸可能である。

b. 敵の攻撃は通常、広範な航空偵察に先行される。空挺部隊による着陸が試みられる直前には、敵の戦闘航空機が選定された区域周辺のすべての防御施設を爆撃および機銃掃射することが予想される。着陸中および着陸後も、機銃掃射および低空爆撃攻撃を継続することが予想される。

c. 対戦車中隊の部隊は、空挺攻撃に対する区域の防御任務部隊として運用される連隊のいかなる部分にも配属されることがある。これらの部隊は、着陸が行われた区域からの敵の前進を遅滞させる目的で、道路障害物を設置し防御するために運用されるであろう。対戦車砲はまた、敵のグライダーや飛行機が着陸する際に射撃する任務を帯びて、陣地が割り当てられることもある。

d. 区域司令官の計画には、敵が重要な地形を占領する前に空挺着陸を阻止し無力化することが含まれる。飛行機やグライダーの予想される着陸区域の数と規模が非常に限定されており、各区域を効果的に防御できる場合、すべての部隊はこれらの区域を防御するために防御陣地に分散配置されることがある。予想される着陸区域が非常に多数であるため、各区域にそのような固定防御を提供できない場合、部隊全体を機動状態に保つことができる。多くの場合、上記の方法の組み合わせが採用されるであろう。

e. 機動部隊の一部を構成する対戦車部隊は、いかなる脅威のある区域にも迅速に移動できるよう、事前に経路と暫定的な陣地区域の集中的な偵察を行う必要がある。射撃陣地を選定する際には、そこへの移動中の敵の航空偵察からの隠蔽が特に重要である。部隊編成、経路、および移動方法は、予想される激しい航空攻撃による損害を減らすように計画されるべきである。

f. 予想される着陸区域の固定防御に割り当てられた部隊に含まれる対戦車部隊の指揮官は、可能な限り多くの代替射撃陣地を選定し準備する。これにより、攻撃中、砲は敵の偵察中に占領された陣地とは異なる陣地を占領でき、また必要に応じて迅速に移動できる。すべての陣地は隠蔽および偽装され、多数の偽陣地が構築されるべきである。時間があれば、各射撃陣地近くに砲班員の全員分の1人用または2人用の個人壕を構築すべきである。

g. すべての対戦車部隊にとって、近接小銃防御は不可欠である。加えて、友軍同士が誤って射撃し合わないよう、射撃および機動計画が適切に準備および実行されることが特に重要である。

h. 絶え間ない警戒が必要である。「前線」はないということを、すべての個人に徹底させなければならない。各下位部隊は、防御陣地に割り当てられているか、機動部隊の一部を構成しているかにかかわらず、その所在する区域で、あるいは脅威のあるいかなる区域へも、即座に行動に移れる準備をしておかなければならない。

95. 砂漠作戦

砂漠作戦については、67項を参照されたい。

96. 山岳作戦

山岳作戦については、69項を参照されたい。

第7章 対戦車小隊

第1節. 概要

97. 編制

a. 対戦車中隊の対戦車小隊は、小隊本部（指揮班）と3個砲分隊で構成される（図1参照）。小隊本部は、小隊長、小隊軍曹、および伝令で構成される。

b. 対戦車分隊の編制については、第8章を参照されたい。

c. 兵装、装備、輸送については、編制装備表を参照されたい。

98. 小隊本部の任務

a. 小隊長、小隊長は小隊を指揮し、中隊長から受領する命令に従い、その訓練、規律、統制、および戦術的運用に責任を負う。適用される限りにおいて、その任務は項8aおよび9-12に記述された中隊長の任務に類似する。小隊軍曹と伝令の支援を受け、分隊長にタイムリーな命令を発令することで小隊の行動を統制する。

b. 小隊軍曹、(1) 小隊軍曹は副指揮官であり、小隊長の職務遂行を補佐し、小隊長が不在または死傷した場合に小隊を指揮する。

(2) 攻撃において、小隊軍曹は小隊長によって割り当てられた任務を遂行する。当初、彼は弾薬補給を監督できる地点で小隊の後方に位置するであろう。移動中に小隊の後方部隊を指揮することもある。分隊が広範囲に分離している場合、1個または複数の分隊の移動のための偵察に投入されることがある。

(3) 防御においては、小隊長と共に留まるか、分隊が広範囲に分散している場合は、1個または複数の分隊の行動を監督する。観測所を運用することもある。小隊が分遣されている場合、必要な管理任務を遂行する。

(4) 彼は小隊車両が集結している場合、それらを統制し、タイムリーな偵察、遮蔽地への分散、隠蔽、偽装によってそれらの警戒を確保する。彼はトラック運転手を車両近くに観測員として配置し、全方向の観測を確保するとともに、1人の運転手を信号の観測と彼自身または小隊長からの伝達の受信のために指定する。彼は燃料の必要量と運転手による車両整備を監督する。

c. 伝令、伝令は口頭および書面による伝達を伝達する。彼は観測員として行動したり、警戒任務の遂行を支援したり、小隊に割り当てられた信号装備を操作したりするよう指示されることがある。例外的に、彼は小隊と支援される部隊との間の連絡要員として使用されることがある。彼は小隊本部に割り当てられた車両を運転し、運転手による整備に責任を負う。

99. 通信

a. 対戦車中隊長および小隊が支援する部隊の指揮官は、小隊との連絡維持に責任を負う。同様に、小隊長は自らの分隊との連絡維持に責任を負う。

b. 通信のため、小隊長は伝令を使用するほか、腕と手による信号、パネルセット、信号弾発射器、磁石式電話機、および無線電話機を用いる。後者2つの装備は固有のものではないが、対戦車中隊長によって利用可能にされることがある。

100. 任務と戦術的運用

a. 小隊の任務は、小隊が連隊の他の部隊に配属されている場合を除き、対戦車中隊長によって割り当てられる。主要な任務には、前線大隊の対戦車防御の増強、連隊の区域またはセクター内の対機甲防御の縦深化、そして連隊指揮所、側面、後方、および弾薬分配地点の防御の支援が含まれることがある。時には、小隊は敵の対戦車砲、自動火器、砲座、トーチカ、またはその他の点目標への射撃という副次的任務を割り当てられることもある（5項参照）。

b. 小隊が中隊の統制下で前線大隊の対戦車防御を強化する任務に用いられる場合、一般的に、火力に縦深と密度を与え、大隊の側面と後方に警戒を提供する陣地を占領する。そのように運用される場合、その砲は大隊の砲よりも後方に配置される。しかし、可能な限り、最前線の部隊の前方に最大限の距離で射撃できるとともに、大隊の側面および後方にも射撃できるように砲を配置するあらゆる努力が払われるべきである（FM 7-20参照）。

c. 連隊長は頻繁に、対戦車中隊の小隊の一部または全部を先頭大隊に配属させることがある。そのような場合、大隊長は、上記bで概説したように連隊の砲を運用するか、あるいは広範な正面と多数の正面接近経路を援護する必要がある場合、利用可能なすべての砲を前方区域により多く投入することができる。広範な正面を援護する一つの方法は、大隊区域を2つの区域または区域に分割し、一方の区域に大隊対戦車小隊を、もう一方に配属された小隊を使用することである。各小隊はその後、大隊区域の割り当てられた部分に対機甲防御を提供する任務を負い、そのより大きな戦力を前方に投入して先頭部隊を防御し、前方の接近経路を援護することができる。

d. 対戦車中隊の対戦車小隊が前方大隊に配属され、上記cで記述された2つの区域のいずれかで運用される場合、両対戦車小隊長は以下を確実にしなければならない。

(1) 2つの部隊の境界近くは無防御の接近経路がないこと。

(2) 各小隊の砲が互いに相互に火力支援を提供すること。これは、移動中に特に重要である。

e. 連隊が攻撃前進中の場合、先頭大隊の対戦車小隊は、通常、連隊対戦車小隊のいかなる部隊が新しい位置に到着するよりも早く、より前方の射撃陣地への移動を完了する。防御陣地の編成においては、大隊対戦車砲は、その付近で運用される対戦車中隊の部隊が到着する前に、頻繁にその陣地を占領する。攻撃と防御

の両方において、対戦車中隊の小隊長は到着時に、大隊対戦車砲や戦車に対して使用される可能性のある他の兵器の位置、および近隣の地雷原や障害物の位置を記録する。その後、最大限の火力連携を実現するように、自らの分隊に射撃陣地と責任範囲を割り当てる。

f. 対戦車地雷は、特に小隊が警戒任務に用いられる場合、道路障害物や戦車接近に対するその他の地雷による障害物を設置するために小隊に利用可能にされることがある。小隊長は、分隊による地雷の敷設、およびその記録、警備、標識付けに責任を負う。地雷小隊の配属された要員によって技術的支援が提供されることがある（158項も参照）。

101. 隣接部隊との連携と協力

小隊長は、その命令が許す限り、自らの部隊の位置と行動が、隣接する対戦車砲、対戦車擲弾兵、ロケットチーム、地雷原、およびその他の障害物と連携して、小隊が支援している部隊、または保護している区域に可能な限り最善の防御を提供することを確実にする。これは、小隊が側面を防御している場合に特に重要である。彼は、自身の射撃陣地周辺に位置する可能性のある対戦車部隊の指揮官と、敵の攻撃に備えた相互支援について調整する。また、近隣の友軍部隊と、局地的な警戒、通信の使用、敵戦車接近の警告、その他類似事項に関して連携を図る（100b項も参照）。

102. 射撃統制

a. 砲分隊は基本射撃単位である。通常、分隊長が自らの砲の射撃を統制し、小隊長による直接統制は例外である。対戦車分隊は、常に有効射程内に現れるいかなる戦車に対しても射撃できるよう準備しておかなければならない（2b(1)(a)項参照）。しかし、小隊長は、中隊長から割り当てられた任務を遂行するため、概要として各分隊に明確な責任範囲を割り当てる。この範囲の大きさは、地形、視界、および相互支援砲の近さに依存する。可能な限り、責任範囲は隣接する分隊の範囲と重複すべきである。砲分隊は、自らの責任範囲内で有効射程内に現れる敵戦車への射撃に主に責任を負うが、隣接するセクター内の危険な目標に対しても交戦する責任がある。分隊長は、割り当てられたセクター、ならびに側面および後方の継続的な観測に責任を負う。

b. 小隊長は各砲に主要射撃方向を割り当てる。分隊長は砲を射撃陣地に配置する責任がある。主要陣地であろうと代替陣地であろうと、砲は、開脚を移動させることなく割り当てられた主要方向に射撃できるように配置される。ただし、分隊の責任範囲内または外の他の場所に現れる目標と交戦するために開脚を移動させる必要があることが頻繁にある。

c. 通常、各分隊には小隊長によって射撃陣地と掩蔽陣地が割り当てられる。時間がいないために彼がこれらの陣地を選択できない場合、各分隊の射撃陣地と主要射撃方向を指定し、射撃陣地と掩蔽陣地の選択は分隊長に委任する。

d. 小隊長は、射程を規定するか、または敵車両が発砲前に通過または横断すべき地形を指定することに

よって発砲を統制することができる（47c項参照）。目標が敵車両として確実に識別されるまで、最初の射撃は控えられる。車両が友軍であることを示すために事前取り決められたコードに従ってその身元を確立できない場合、その車両は敵であると見なされる。そのようなコードが確立されていない場合、認識は車両の外観、音、および行動によって行われることがある。敵が友軍から鹵獲した車両を使用すること、および友軍が敵から鹵獲した車両を使用する可能性を考慮しなければならない。偵察車両やおとり車両は、中隊長または（小隊が大隊に配属されている場合）大隊長の命令がない限り、発砲されない（図2および14参照）。

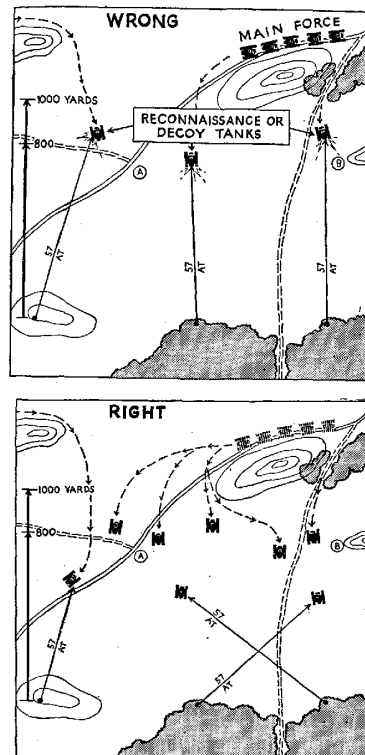


図14.AとBは、敵戦車が通過してから対戦車砲が発砲を開始する地形として指定されている。偵察戦車やおとり戦車は、砲陣地を特定するために頻繁に用いられるであろう。主力が投入され、有効射程内に入るまでは発砲を控え、その時点で全ての戦車に対して発砲する。可能な場合は側面射撃が用いられる。

e. 小隊の砲がかなりの期間射撃陣地にある場合、小隊長による統制は磁石式電話機を使用することで大いに促進される。このような電話機は、電線と共に、この目的のために中隊長によって利用可能にされべきである。

103. 警戒

a. 警戒勤務、(1) 小隊長は、戦闘に先立ち、各分隊長に少なくとも1名の対空・対戦車監視員を配置させ、敵航空機、装甲車両、または歩兵の接近を警告させる。これらの監視員は全周警戒を維持し、分隊の他の要員は監視員が発する信号に常に警戒していなければならない。遮蔽された位置にいる砲員もまた、絶え間なく監視を維持し、特に彼らの担当する責任区域に注意を払う。射撃陣地から全方向に良好な観測ができる

分隊の分隊長は、戦闘中は対空・対戦車監視員を配置しない。砲の分隊要員が全周監視を維持する。

(2) 小隊の全要員は、友軍戦車の位置と行動、およびその識別信号を周知されるべきである。彼らは敵味方双方の戦車および航空機の識別特性を知っていなければならない。標準的な警告信号(13項)に加えて、上級指揮官によって定められた他の警告信号も知っていなければならない。

b. 空中攻撃時の行動。空中攻撃時の行動については、14項を参照のこと。

104. 行軍と野営地

a. 行軍、(1) 連隊による日中の行軍中、小隊またはその一部は、前衛、側衛、後衛に配属されるか、あるいは本隊を保護するために隊列に配置されることがある(27項参照)。不整地移動の実現可能性に応じて、単一の部隊として、または分隊ごとに分散して、それが保護する連隊の部隊の隊列内を行軍するよう指示されるか、あるいは行軍ルートと交差する敵戦車の接近経路となりうる場所を制圧するために、連続する射撃陣地を占領するよう指示される。連続する射撃陣地に限定的に移動する場合、新しい陣地までの距離と、古い陣地での継続的な防御の必要性によって、小隊が部隊として移動するか、分隊梯隊で移動するかが決定される。分隊梯隊で移動する場合、1個分隊が前方に移動し、2個分隊を古い陣地に残すか、あるいはその逆も可能である。または、各分隊が連続して移動することもある。通常、分隊の移動は、交互躍進によって行われる(図15参照)。

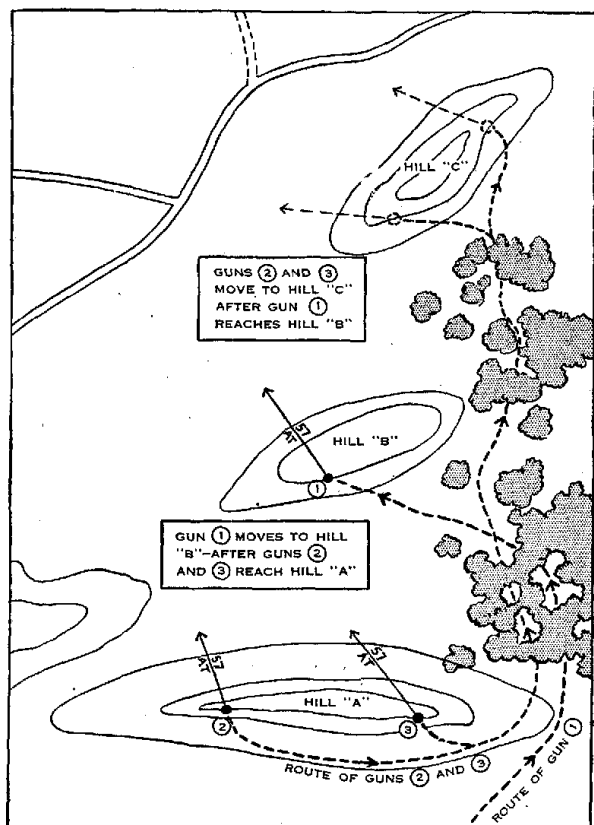


図15. 限定的な前進において互いに援護する火砲

(2) 小隊が連隊の徒歩警戒部隊に配属される場合、小隊長、または彼が指定した要員は、遮蔽物と射撃陣地を選定するために、先頭の徒歩部隊に同行しなければならない。小隊が中隊の統制下で行動する場合、これらの陣地は通常、中隊偵察要員から得た情報に基づいて中隊長が指定する。どちらの場合でも、小隊長、または彼が指定した要員は、新しい射撃陣地への移動中、ルートを偵察し、迅速な移動を確保するために、小隊の先頭部隊より先行すべきである。

(a) 前衛において、対戦車分隊は、行軍中の隊列に継続的な対機甲防御を提供するために、ある適切な射撃陣地から別の陣地へと前進させることができる。このような移動では、対戦車部隊は道路での優先権を与えられ、迅速に連続する陣地へ移動する。即座に必要な量の弾薬のみが砲陣地で荷降ろしされる。自動車化移動の場合のように、対戦車小隊のそのような運用が非実際である場合、砲は通常、分隊ごとに、支援部隊と予備に分散配置され、前衛全体にわたる防御を提供する。行動への移行の迅速性が不可欠である。砲が遮蔽または射撃陣地にある場合、砲員は全方向に監視するために配置される。砲員は常に、対空・対戦車監視員からの警告信号に警戒していなければならない。敵との接触があった場合、小隊は前衛の行動に応じて、攻撃または防御戦闘のように運用される。

(b) 側衛と連携した対戦車小隊の運用については、27e(2)項を参照のこと。

(c) 後衛と連携して運用される対戦車砲は、前衛と同様に、隊列内に分散配置されるか、または限定的に移動する。前衛および側衛と同様に、後衛の進行を妨げたり、突破して本隊を攻撃したりする前に、敵装甲車両に発砲できる射撃陣地が選定される。小隊は、敵機甲部隊による包囲を防ぐため、後衛の両翼に1個分隊ずつ配置されることがある。追加の砲が配属された場合、各翼に2門以上の砲が配置されることもある。単独で側翼を操作する砲は、1人以上の対戦車手榴弾兵、および小銃兵および/または機関銃によって補強されるべきである。

(3) 夜間行軍における小隊の運用については、28項を参照のこと。

(4) 連隊の自動車移動中の小隊の運用については、29項を参照のこと。

b. 野営地、(1) 連隊が野営地を設営するか、または長時間の停止をする場合、小隊は野営地前哨に配属されるか、野営地の対機甲防御において中隊の統制下で運用されるか、または機動力を維持して待機する(第32項参照)。小隊が前哨に配属される場合、または中隊偵察要員による詳細な事前偵察の機会がなかった場合、小隊要員による広範な偵察がしばしば必要となる。野営地に即座の防御を提供するため、より詳細な偵察が完了するまで一時的な陣地が占領されることがある(42項参照)。

(2) 小隊の車両は、砲の近くの隠蔽された掩蔽壕に保持される。要員は個人防御のために個人壕を掘る。個人壕と、もし使用されるならばテントは、空中観測から偽装されなければならない。

第2節. 接近行軍

105. 概要

接近行軍において、小隊は通常、小隊長の直接指揮下で一個の部隊として行動する。その任務は、連隊の側面を防御すること、または指定された小銃部隊や梯隊を支援することである。場合によっては、先頭の大隊に配属されることもある。大隊に配属された場合、小隊長は大隊長から命令を受ける。

106. 日中の接近行軍

a. (1) 日中の接近行軍における移動は、一連の限定的な移動（バウンド）によって行われる。小隊長の行軍命令は、中隊長の命令に従い、バウンドの方向と距離、および目標を含む（40項参照）。

(2) 小隊が中隊の統制下で行動する場合、中隊長は小隊の初期配置を定め、それが連隊編成内のおおよその初期位置を維持すべきか、あるいはある射撃陣地から別の射撃陣地へとバウンドによって移動すべきかを示す。側面防御の任務を割り当てる際、中隊長は防御すべき既知の、または可能性のある戦車の接近経路を示す。彼の初期命令、またはその後の指示は、各指定された接近経路または区域の対戦車防御からの解除時間または条件、および中隊または小隊の要員が連続する陣地を偵察するかどうかも規定する。彼は偵察および通信要員を小隊に配属することがある。

b. (1) 連続する戦車の接近経路を防衛する任務を割り当てられた小隊長が、最初の接近経路の防御のための射撃陣地の偵察を行うために小隊を離れる際、彼は通常、小隊を所定の場所に移動させる手配をする。そこで小隊は、彼がさらなる移動を指示するまで、遮蔽下に留まり、即座の行動に備える。所定の場所は、小隊の最初の可能性のある射撃陣地のできるだけ近くにあるべきである。

(2) 小隊長が偵察に従事している間、小隊軍曹は小隊を指定された遮蔽場所に誘導し、移動中および到着時双方の警戒のために適切な措置を講じる。

(3) 偵察を完了した後、小隊長は小隊に合流するか、伝令を派遣して小隊を速やかに射撃陣地へ誘導する。小隊が射撃陣地に到着すると、彼は対空・対戦車監視員を配置させ、必要であれば指揮所と観測所間の通信を確立する。彼は分隊に射撃陣地、責任区域、および主要な射撃方向を割り当て、小隊の局地防御のために必要な措置を講じる。火砲は連結したままにするか、または連結を解除するかは、地形および機甲攻撃の可能性による。もし連結を解除する場合、利用可能な場合は遮蔽陣地を占領する。そうでない場合は、直接射撃陣地へ移動する。小隊長は直ちに中隊長にその配置を報告する。

c. 防御すべき明確な接近経路が指定されていない場合、または小隊の任務が指定された部隊または梯隊を支援することである場合、小隊は通常、連続する地形の要所へと限定的な移動（バウンド）によって移動する。後方の分隊は、先頭の方隊が限定的な移動（バ

ウンド）を完了するまで通常移動を開始しない。これにより、敵の攻撃があった場合でも、少なくとも1個分隊が遅滞なく行動を開始できる（図15参照）。

d. 大隊の対戦車小隊は通常、大隊の先頭梯隊と第2梯隊の間を進む。彼らの主要任務は、先頭梯隊の対戦車防御である（第186項参照）。連隊の指定された大隊を支援する任務を割り当てられた対戦車中隊の小隊は、特に命令がない限り、通常、大隊の後方部隊と並んで移動する。彼らは常に、側面または後方から攻撃してくる敵戦車、または先頭梯隊を突破した敵戦車と交戦する準備ができていなければならない。小隊長は、支援する部隊の継続的な全周防御を確保するため、自身の小隊の作戦と大隊対戦車小隊の作戦とを調整する。

e. (1) 小隊長は地形を調査し、敵の観測から部隊を遮蔽し、敵の砲火の影響を回避または最小化するような方法で部隊を移動させ、かつすべての部隊要素に対する最大限の統率力を維持できるように、分離された部隊要素を除く小隊の初期配置を命じる。彼は地形の性質や状況の変化に応じて、接近行軍全体を通じて配置を変更する。分隊長は小隊長の指示に従って初期の編成を組む。その後、統率力を維持し、利用可能な遮蔽と隠蔽を利用するために必要に応じて編成を変更することができる。

(2) 小隊長は、小隊を分隊横隊、縦隊、分隊梯隊、または三角形編成に配置することができる。分隊横隊編成は、一般的に開けた地形での迅速な移動に最も適しており、前方からの砲火に対する脆弱性を減少させるが、統率力の困難さを増大させる。縦隊編成は前方からの砲火に脆弱であり、前方に火器を使用するためには配置の変更が必要となる。しかし、それは容易に統率され、機動可能である。それは狭い、遮蔽された前進経路、地雷原の隙間や敵砲兵の砲火を受ける区域の間を機動する際、および森林、煙、または暗闇の中を移動する際に特に適している。分隊が右または左後方に梯隊を組む編成は、分隊横隊よりも容易に統率され、小隊縦隊よりも前方からの砲火に脆弱性が低い。また、露出した側面への迅速な行動開始を容易にする。統率力は縦隊編成よりも困難である。三角形編成は、どちらの側面も安全でない場合に有利に用いられる。統率力の容易さと砲火に対する脆弱性の特性は、分隊梯隊編成の場合と同様である。

(3) 警戒任務中の小隊、または中隊から分離された小隊には、対戦車中隊長および支援部隊の指揮官と迅速に連絡を取るために無線機が支給されるべきである。伝令、およびその他の利用可能な通信手段も使用することができる。

f. さらなる詳細については、第5章、第2節を参照のこと。

107. 夜間接近行軍

a. 夜間接近行軍の準備命令は、可能であれば、日中のうちに経路の偵察ができるよう、間に合うように発令されるべきである。

b. 小隊に独立した前進経路または区域、および行軍目標が割り当てられた場合、小隊長は正確な方位を確認し、経路を計画し、要点に誘導員を配置するため

に、可能な限り日中の偵察を行う。経路は、より直接的であっても不明瞭な経路よりも、容易に識別できる地形的特徴をたどるべきである。

c. 統率力を確保するため、小隊は通常、間隔を短縮した縦隊で移動する。

d. さらなる詳細については、41項を参照のこと。

108. 集結区域の対機甲防御

a. 接近行軍中、連隊が停止して集結区域を占領する場合、対戦車小隊は通常、当該区域の外周に射撃陣地を占領するよう命令される。小隊には主要な射撃方向が割り当てられるか、あるいは特定の戦車の接近経路を援護するよう指示される。多くの場合、事前の地上偵察が不足しているため、受領する命令は射撃陣地が漠然と指定された区域内にあるとしか記述されない。これらの命令は通常、接近行軍中に中隊長から受領され、小隊は集結区域に到着後直ちに陣地へ移動し、対機甲防御を確立することが求められる。このような防御を確立する上での迅速性が不可欠である。

b. (1) 小隊が1つの射撃陣地のみを占領するよう指示された場合、小隊長は小隊軍曹に進路を伝え、必要な誘導員を伴って、偵察のために小隊より先に指定された区域へ向かう。

(2) 可能な限り常に、小隊長は小隊が直接射撃陣地または遮蔽陣地へ移動できるよう、適時に区域の偵察を完了する。各分隊は小隊長が派遣した誘導員によって迎えられ、停止することなく非連結位置へ誘導される。誘導員は分隊長に射撃陣地と遮蔽陣地を指示し、分隊長は直ちに指定された位置へ火炮を移動させる。小隊長は分隊長に対し、火炮が位置に移動している間、さらなる命令を受けるために砲陣地に留まるよう、または命令のために彼に報告するよう指示することができる。命令は簡潔かつ明確であるべきで、各分隊の射撃陣地、主要な射撃方向、および責任区域を規定する。

(3) (a) 時間が限られており、即時の防御が必要な場合、小隊長は地図上または限られた観測から集結区域の防御を提供すると見なされる一時的な射撃陣地および遮蔽陣地を選定することがある。彼はより詳細な偵察を完了できるまで、これらの陣地の占領を指示する。それらは低伸弾道射撃からの掩蔽壕と、空中観測からの隠蔽を提供すべきである。

(b) 偵察すべき区域が広範囲である場合、それは小隊長、小隊軍曹、および1人以上の分隊長の間で分担されることがある。これらの個人はそれぞれ、伝令を伴って、担当する区域の特定の部分を迅速に偵察する。偵察を行う士官または下士官は、射撃陣地と遮蔽陣地を選定し、偵察完了後、自身の部隊に戻るか、伝令を派遣して、それらの陣地へ部隊を誘導させる。分隊長が偵察に参加しない場合、小隊長は個人的に、または伝令によって、たどるべき一般的な経路、射撃陣地の位置、および各分隊の任務に関する指示を出す。

(c) 射撃陣地および遮蔽陣地の偵察が進行中である間、分隊長、または彼らが不在の場合は砲手は、指定された一時的な射撃陣地に火炮を配置し、火炮、ロケットランチャー、個人用火器および装備、および車

両の状態を確認する。小隊の全要素は迅速な移動に備えて待機状態に置かれる。

c. 各分隊が射撃陣地または遮蔽陣地を占領した後、小隊長は直ちに点検を行い、必要な変更を命じる。

d. さらなる詳細については、第5章、第3節を参照のこと。

第3節. 攻撃における運用

109. 攻撃前の偵察

a. 小隊長は、小隊の初期射撃陣地を指示できる場所、または火炮を機動状態に保つ場合は、小隊の初期位置と推定される射撃陣地を指示できる場所で、中隊の攻撃命令を受けるために召集されることがある。しかし、多くの場合、命令は小隊が集結区域の防御のために占領している場所で小隊長に発せられる。小隊長は、中隊の攻撃命令が発せられる前に、偵察において中隊長を補佐するよう指示されることがある。

b. 中隊の攻撃命令受領から、小隊が攻撃陣地への移動を開始しなければならないまでの時間は、しばしば短い。しかし、小隊長がまだ偵察を行っていない場合、時間と状況が許す限り徹底的な偵察を行う。偵察に出発する前に、彼は小隊軍曹に計画した経路と目的地を伝え、小隊の射撃陣地への前方移動について指示を出すことがある。

c. 偵察中、小隊長は以下の情報について調査する。

(1) 敵装甲車両の予想される接近経路。

(2) 自然および人工の対戦車障害物。

(3) 支援する小銃部隊の位置と彼らの行動計画。

(4) 近隣の大隊または他の対戦車部隊の陣地と主要な射撃方向。

(5) 各分隊の遮蔽、主要、および代替陣地、ならびに責任区域。

(6) 予備および代替射撃陣地。時間がない場合、小隊の攻撃命令が発令され、射撃陣地が占領されるまで、予備射撃陣地の選定を延期する必要があるかもしれない。

(7) 動力車両の隠蔽と掩蔽壕が許す限り前方にある非連結位置、およびそこから射撃陣地または遮蔽陣地への隠蔽または遮蔽された経路。

(8) 敵の地雷原の位置。

(9) 初期射撃陣地からの前方移動のための遮蔽された経路。

(10) 小隊長が小隊の全要素を観測できる小隊観測所、またはこれが非現実的な場合、より重要な任務を持つ分隊を観測できる観測所。

110. 命令

a. 可能な場合、小隊長は分隊長に対し、前進すべき地形を見渡せる地点で命令を下す。戦車行動に有利な地形や既存の対戦車障害物は、指示されるべきである。

b. 時間が許せば、小隊長は分隊が集結区域にいる間に、分隊長が前方に出て命令を受けるよう指示しても

よい。この場合、分隊長は命令受領後、帰隊するか、または伝令を派遣して、分隊を射撃陣地または遮蔽陣地へ誘導する。もし分隊がすでに初期射撃陣地へ前進している場合、小隊長は火炮が一時的な射撃陣地に入り次第、分隊長に命令が下される地点へ報告するよう指示してもよい。

c. 小隊長の命令は以下を含む。

(1) 敵および友軍に関する必要な情報で、以下を含む。

(a) 付近で作戦中の敵戦車の種類。

(b) 既知または疑われる敵の地雷原または地雷敷設された道路遮断の場所、通路および警告標識に関する情報。

(c) 付近で作戦中の友軍戦車の提案された移動と行動計画、およびそれらの識別標識と信号。

(d) 戦車に自己識別を要求する際に使用される挑戦信号（規定されている場合）。

(e) 他部隊の対戦車砲の場所、および既知の地雷原およびその他の対戦車障害物。

(f) 付近の対戦車部隊または他の友軍部隊の行動計画の詳細で、彼の小隊の行動に影響を与える可能性のあるもの。

(2) 小隊の任務。

(3) 各分隊への指示で、以下を含む。

(a) 遮蔽、主要、および代替陣地の位置、主要な射撃方向、および責任区域。

(b) 開戦条件（第102項c参照）。

(c) 予備および代替陣地の位置、およびそれらが占領される条件。

(d) ロケット班の運用。

(e) 砲座の構築。

(f) 第二目標への交戦。

(g) より前方の陣地への移動に関してこの時点で与えられる指示。

(h) 近隣部隊との連絡の確立。

(4) 中隊弾薬補給地点の位置。弾薬補給に関する情報。小隊が利用する救護所の位置。

(5) 小隊長の位置。中隊指揮所の位置。常設の作戦手順に含まれない警告信号、または警告勤務のその他の関連詳細。呼出名、事前取り決められたメッセージコード、地図座標コード、信号弾など、信号作戦指示からの関連抜粋。

111. 初期射撃陣地の占領

a. 小隊長は、中隊長によって規定された時間または条件下で、小隊の初期射撃陣地への移動を開始させる。例えば、連隊の特定の大隊または他の部隊要素による前方移動の開始などがこれにあたる（9b項参照）。可能な限り常に、小隊長は自ら小隊を率いる。そうでない場合は、その目的のために誘導員を配置する。

b. 非連結位置に到着すると、計画された必要量を満たす十分な弾薬が分隊の動力車両から荷降ろしされ、車両は近くの掩蔽され、隠蔽された陣地に配置される。火炮の遮蔽陣地または射撃陣地への移動、および弾薬の射撃陣地への移動は手作業で完了される。指定

された陣地に到着すると、各分隊長によって対空・対戦車監視員が配置され、小隊観測所に要員を配置する。ロケット班が指定される。火器と要員のために砲座と個人壕が構築される。小隊に供給される可能性のある技術的通信手段（送受話器または無線電話）が試験される。小隊長は小隊が陣地についたことを中隊長に通知する。攻撃時の弾薬補充については、21項を参照のこと。

112. 敵機甲攻撃に対する行動

a. 火炮は、行動が差し迫るまで遮蔽陣地に留まり、その時点で手動で迅速に射撃陣地へ移動される。発砲は第102項に規定された通りに開始され、実施される。火炮の操作に従事していない要員は、側面または後方から接近する可能性のある敵戦車を観測し、火炮と砲員の近接防御のために自身の火器を使用する。対戦車ロケットと手榴弾は、火炮が発砲している方向以外から接近する戦車に対する防御のために使用される（図16参照）。小隊長は行動を綿密に監督し、小隊任務の達成のために必要となる分隊の行動の変更があれば、速やかに命令を下す。

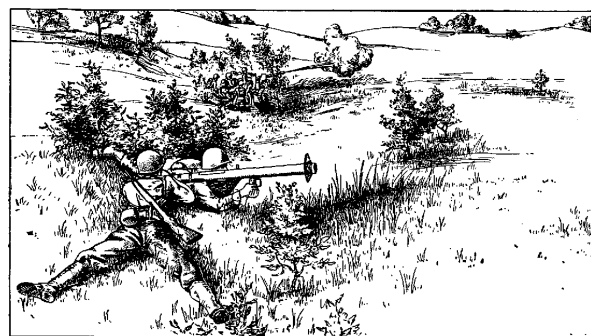


図16. 対戦車砲を防御するロケット班

b. 一度開始された射撃は、戦車攻撃の進行中に中断されることはない。ただし、行動の一時的な中断を利用して代替陣地へ移動する場合を除く。射撃任務を達成した直後、砲口爆風と特有の騒音によって主要陣地の位置が露呈するため、火炮は頻繁に遮蔽陣地または代替射撃陣地へ移動されなければならない。通常、この移動は分隊長の監督下で、小隊長からの具体的な命令なしに実行される。

c. 火炮間の継続的な相互支援は、敵戦車が1つの砲陣地を突破しようと試みても、別の砲の側面射撃によって阻止されることを保証する。

113. 攻撃中の偵察

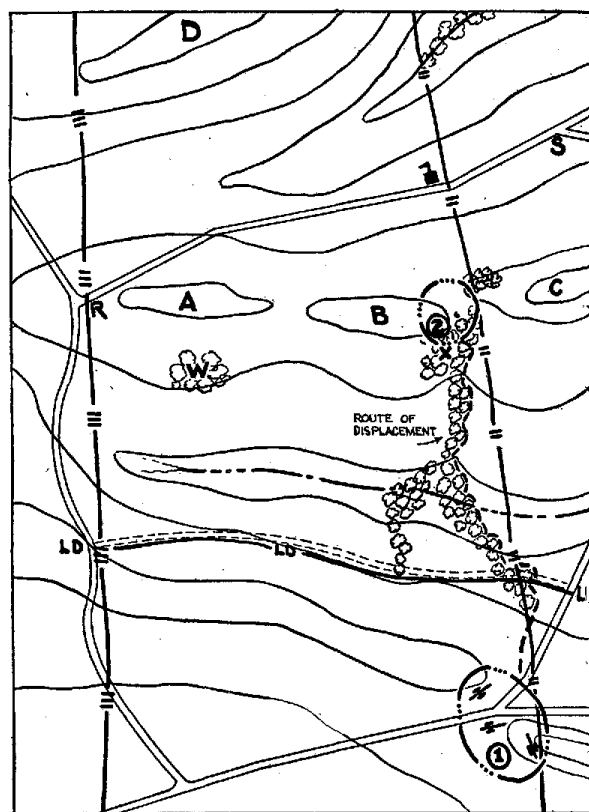
a. 新しい射撃陣地と遮蔽陣地、およびそこへの隠蔽された経路の偵察は、攻撃を通じて継続的に行われる。小隊長は実行可能な最も早い時期にこの偵察を開始する。

b. 偵察のために射撃陣地を離れる前に、彼は小隊軍曹と分隊長に断片的な命令を出す。これらの命令は通常以下を含む。

(1) 小隊が移動を開始するための信号または条件。信号による場合は、信号が発せられる場所。

c. 先頭大隊を防御するよう指定された小隊の小隊長は、伝令を伴い、攻撃梯隊に密着して追従し、自身の小隊の移動のための偵察を行う。偵察は、攻撃梯隊の位置（近くのロケット班を含む）、敵戦車の予想される接近経路、敵の地雷原、移動経路、射撃陣地と遮蔽陣地、およびトラックを遮蔽下に保持できる場所を網羅する。経路は、上記のb(4)で記述されたようにマークされるか、分隊長にその位置が伝えられる。偵察中、小隊長は大隊対戦車小隊長と連絡を維持する。

b. 対戦車砲は手動で中程度の距離を移動できるが、長距離の移動には動力車両に依存している。観測された敵の砲火に晒される地形上の移動は破壊を招くため、迂回を伴う場合でも、可能な限り常に遮蔽された経路をたどるべきである。時には、移動を開始する前に、掩蔽壕を提供する地形の奪取を待つ必要があるかもしれない（図17参照）。



c. 可能であれば、小隊長は新しい射撃陣地集結区域の近くで各分隊に会い、分隊長に非連結位置、遮蔽陣地、分隊の責任区域、および主要な射撃方向を指示する。そうでない場合、この情報を持つ誘導員が新しい射撃陣地集結区域に接近する分隊に会い、その新しい射撃陣地へ誘導する（上記のa項参照）。

指揮官または他の主要な要員が死傷した場合、速やかに補充される。交戦中、死傷者によって著しく兵員を減らされた火砲は、他の分隊員の間で任務を一時的に再調整し、必要であれば小隊内の要員を再配置することによって戦闘を継続する。完全な再編成は通常、最終目標が達成されるまで延期される。再編成は、敵

の装甲車両による攻撃に直ちに効果的に対処できるよう実施されなければならない。小隊の状況、兵力、および弾薬状況は、再編成の完了を待たずに速やかに中隊長に報告される。

117. 追撃

a. 追撃、およびそこにおける対戦車中隊の運用については、58項を参照のこと。

b. 退却する敵は、後退する部隊の離脱を支援するため、または追撃を妨害し遅延させるために、装甲車両を反撃に投入することが予想される。小隊は常にそのような反撃と交戦する準備ができていなければならない。

c. 追撃は通常、統率力の分権化を必要とし、常に小隊長および分隊長の主導性、判断力、および攻撃性の発揮を必要とする。彼らは、行軍隊列にある、または狭隘部を通過中の退却する装甲車両または自動車化部隊、ならびに追撃を阻害し、他の兵器によって効果的に交戦されていない敵の自動火器またはその他の点目標と交戦し、これを破壊する機会を常に警戒していなければならない。

118. 夜間運用

a. 前進が停止された場合の行動。攻撃が夜間に中断された場合、小隊長は直ちに小隊を配置し、担当区域に通じる最も有利な戦車の接近経路を援護する。彼は中隊長、または大隊に配属されている場合は大隊長に連絡し、さらなる指示を求める。

b. 日中攻撃のための準備。(1) 日中攻撃に備えた夜間移動に先立ち、可能であれば日中の偵察が行われるべきである。先頭大隊に配属されている、またはこれを支援している場合、小隊は日中に配置につけるように、出発区域に間に合うように移動されるべきである。小隊は部隊として、または個々の分隊が分隊長の統制下で、出発区域へ移動することができる。前方移動中も対機甲防御は継続されなければならない。

(2) 夜明け前に正確な射撃陣地を選定することは、しばしば不可能である。そのような場合、一時的な射撃陣地が占領される。正確な射撃陣地の選定は、夜明け後できるだけ早く完了されなければならない。これにより、小隊が敵の観測に晒される前に、そこへの火砲の移動が完了することができる。小隊長は、この期間中に各要員が遂行すべき正確な任務を事前に規定し、小隊の全隊員が自身の任務を理解していることを確認する。移動中および攻撃のための射撃陣地占領後の双方において、彼は点検によって、すべての火砲が割り当てられた任務を遂行できることを確認し、その旨を中隊長に報告する。

(3) 動力車両が使用されない場合、火砲の移動や弾薬の手運びを支援するために、追加の要員が必要となる場合がある。

(4) さらなる詳細については、第48項aを参照のこと。

c. 夜間攻撃。(1) 夜間攻撃が行われる場合、小隊長による準備には、部下への警告命令の速やかな発令、

分隊長が命令のために報告する時間と場所の決定、および前進すべき地形の偵察が含まれる。

(2) 攻撃命令は、日中の攻撃に関する同様の命令よりもはるかに詳細である。分隊には初期射撃陣地と主要な射撃方向、または機動状態に保たれる火砲の配置場所が、もしそのように運用されるのであれば割り当てられる。目標奪取後に目標へ移動する分隊への指示には、移動の信号と方法、地雷原の通過に関する必要な情報、新しい射撃陣地、および新しい射撃方向が含まれる。目標へ移動しない分隊への指示には、日中までに行われるべき変更（もしあれば）が含まれる。すべての分隊への指示には、警戒措置、前進の方法と速度、および統率力と連携のための特別な措置が含まれる。

(3) さらなる詳細については、60項を参照のこと。

119. 弾薬補給

攻撃における弾薬補給の体制およびそれに関連する小隊長の任務については、21項を参照のこと。

120. 特殊作戦

森林、市街地、河川線、要塞陣地の攻撃、襲撃の支援、砂漠作戦、山岳作戦、および橋頭堡の確立における対戦車小隊の運用については、第5章、第4節を参照のこと。

第4節. 防御における運用

121. 戦術的運用

防御において、小隊は最前線大隊の対機甲防御を強化するために、あるいは連隊の縦深対機甲防御の一部として運用されることがある。

122. 任務

a. 中隊長は小隊の任務を割り当て、その一般的な陣地集結区域を示す。小隊の主要任務は、小隊の割り当てられた責任区域内、またはその隣接区域内で、大隊または連隊の防御陣地の当該部分を脅かす敵の装甲車両を破壊または無力化することである。

b. 小隊、または1個以上の分隊は、最初に連隊によって設置された前哨に配属されることがある（73項参照）。このように運用される場合、小隊長、または下位部隊の指揮官は直ちに前哨指揮官に報告して命令を受け、できるだけ早く前哨陣地での射撃陣地を偵察する。戦闘陣地における射撃陣地、および小隊またはその部隊要素がそこへ後退する経路について、早期かつ徹底的な偵察を行うことが不可欠である。この偵察は通常、中隊偵察要員によって実行され、小隊が彼らによって選定された陣地を占領する場合は、彼らが誘導員としても機能する。

123. 中隊防御命令の受領

- a. 時間がある場合、小隊長は通常、中隊長に報告し、彼の射撃陣地集結区域または機動陣地、および近くの友軍部隊の配置を指示できる場所で完全な命令を受けるよう指示される（77c項参照）。
- b. 時間が限られている場合、中隊命令は通常、断片的な形式で発令され、当初は小隊の一般的な任務と、その射撃陣地集結区域（または機動陣地）の位置のみを指定する可能性がある。それは、小隊が戦闘陣地へ移動中に小隊長に送信されるメッセージで構成されることもある。
- c. 防御陣地が夜間に占領される場合、小隊長による日中偵察を可能にする時間内に命令が発令されるべきである。

124. 偵察

- a. 概要。小隊長は、中隊の防御命令が発令される前に、連隊の戦闘陣地の区域偵察において中隊長に同行するよう指示されることがあるが、彼の偵察は通常、中隊長からの防御命令受領後に実施される。偵察に出発する前に、彼は小隊の前方移動のために必要な指示を出す。もし小隊が射撃陣地に関する小隊長の偵察完了前に戦闘陣地に到達する場合、誘導員が送り返され、射撃陣地集結区域または機動状態に保持される位置の付近まで小隊を誘導する。もし陣地が夜間に占領される場合、選定された陣地とそこへの経路は日中に標示されるべきである。小隊長は誘導員を指名し、彼らが経路と陣地を熟知していることを確認する。
- b. 最前線大隊の防御区域内に配置された小隊。(1) 小隊が最前線大隊の防御区域内に射撃陣地集結区域を割り当てられた場合、小隊長は大隊対戦車小隊長と連絡を取り、必要な調整を行うべきである。彼は以下の位置を特定しようと努める。
 - (a) 敵の装甲車両の推定される接近経路。
 - (b) 自然および人工の対戦車障害物、および地雷原で援護すべき区域。
 - (c) 近くの友軍部隊の位置、特に対戦車大隊小隊および他の近くの対戦車部隊の陣地と主要な射撃方向。
 - (d) 各分隊の遮蔽、主要、および代替陣地、責任区域、および主要な射撃方向。
 - (e) 各分隊の予備および代替陣地。
 - (f) ロケットランチャーの砲座。
 - (g) 小隊観測所の位置。

(2) 小隊長は、近くの対戦車砲との火力調整を可能にする分隊の射撃陣地を選定すべきである。火砲は、ある砲陣地を戦車が突破しようと試みた際に、別の砲によって側面から攻撃されるように相互支援できるように配置される。火砲は通常100ヤード以上離して配置され、近接ライフル防御を受けられる場所に配置されるべきである。代替陣地および予備陣地は、火砲を手動で移動させるために主要射撃陣地から十分に近くにしなければならない。小隊の射撃陣地は、大隊対戦車小隊の火砲および近くのロケット班のそれらと調整されなければならない。これにより、敵戦車は効果的な正

面および側面火力に直面して前進せざるを得なくなる。

c. 大隊防御区域内に位置しない小隊。上記の手順は、小隊が大隊防御区域内に位置しない射撃陣地集結区域を割り当てられた場合にも、適用可能な限り適用される。

d. 機動状態に保持される小隊。

(1) 小隊が機動状態に保持される場合、中隊長は小隊長にその可能性のある任務と、その運用が検討されている区域を通知する。中隊長によって別途指示されない限り、小隊長は推定される任務を遂行できる暫定的な射撃陣地集結区域と、そこへの最も適切な移動経路を特定するために直ちに偵察を開始する（図18参照）。各射撃陣地集結区域の偵察範囲は、上記のb(1)に記述されたものと同様である。

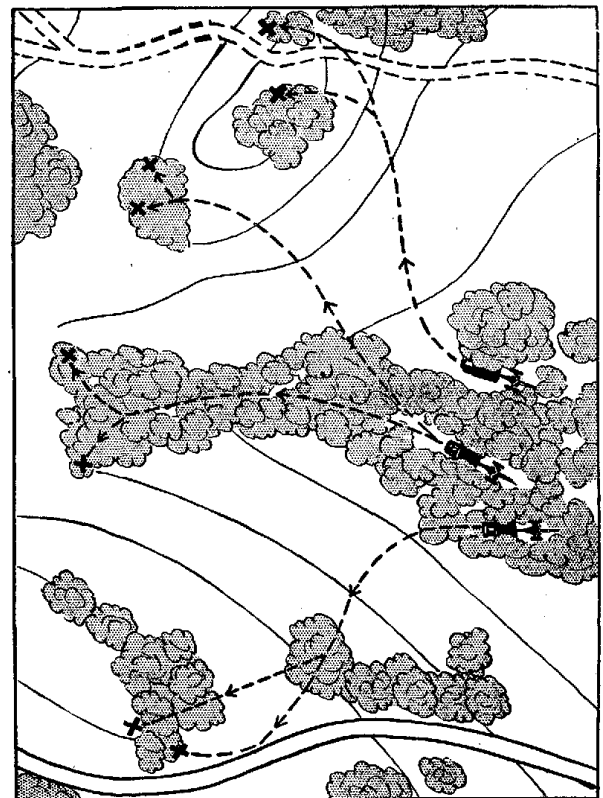


図18. 機動状態に保持され、射撃陣地へ移動する準備ができた火砲。図中の葉は、火砲の初期位置を示すために切り取られている。

(2) 小隊に割り当てられる任務には、連隊予備が集結区域にいる間の防御、および戦闘陣地を占領する際の対機甲防御の増援が含まれることがある。小隊長と予備大隊の対戦車将校との緊密な協力が不可欠である。可能な限り常に、彼らは共に偵察を行い、計画を策定すべきである。また、近くの戦車駆逐部隊の指揮官とも調整を確立しなければならない。

125. 射撃計画

小隊長は射撃計画を策定し、時間があれば、通常オーバーレイまたはスケッチの形式で中隊長の承認を得るために提出する。これには、近くのすべての地雷原およびその他の自然および人工の対戦車障害物の位置。

各砲の責任区域、主要な射撃方向、および主要、予備、代替陣地。ロケットランチャー砲座、および他部隊の近くの対戦車砲の位置と射撃方向が示されるべきである。

126. 命令

a. 小隊長は、中隊長の命令を受けた後、各分隊長に分隊が占領すべき陣地、その責任区域、および主要な射撃方向を指示できる場所で命令を下す。もし単一の場所が必要な視野が得られない場合は、個々の分隊長にそれぞれの区域で命令を下す必要があるかもしれない。命令は以下を網羅する。

(1) 敵および友軍に関する必要な情報で、以下を含む。

(a) 付近で作戦中の敵戦車の種類。

(b) 付近で作戦中の友軍戦車の提案された移動と行動計画、その識別標識、および信号。

(c) 友軍と思われる戦車に自己識別を要求する際に使用される挑戦信号（規定されている場合）。

(d) 友軍部隊、地雷原、およびその他の対戦車障害物の位置。近くの対戦車砲およびロケット班の位置、任務、および射撃範囲。

(2) 小隊の任務。

(3) 各分隊への指示で、以下を含む。

(a) 遮蔽、主要、および代替陣地の位置、主要な射撃方向、および責任区域。

(b) 開戦条件。

(c) 予備および代替陣地の位置、およびそれらが占領される条件。

(d) ロケット班の運用。

(e) 砲座および個人壕の構築（優先順位を含む）、隠蔽および偽装、もしあればダミー陣地の構築。

(f) 近隣部隊との連絡の確立。

(4) 弾薬補給、射撃陣地に配置されるべき量、中隊弾薬補給地点の位置、車両の配置、および小隊が利用すべき救護所の位置。

(5) 小隊長の位置、中隊指揮所および近くの部隊の指揮所の位置、常設の作戦手順に含まれない警告信号、または警告勤務のその他の関連詳細。呼出名、事前取り決められたメッセージコード、地図座標コード、信号弾など、信号作戦指示からの関連抜粋。

b. 小隊長が命令を下す際に小隊軍曹が不在の場合、小隊長はできるだけ早くその内容を彼に伝える。

127. 射撃陣地の占領と編成

a. 火砲は、遮蔽陣地の可能な限り近くで連結を解除され、一時的な射撃陣地で即座に行動可能な状態に置かれる。観測員が配置される。砲座、個人壕、および弾薬壕の構築、ならびに隠蔽および偽装の措置は、小隊長の命令で規定された優先順位に従って実施される。小隊長は、地形が最大限に活用され、陣地構築作業が時間や労力の無駄なく進行することを確実にするために監督を行う。彼は作業が完了した際に点検を行い、必要な変更を命じる。

b. 時間が許せば、ダミー陣地が構築されることがある。これらは実際の陣地から少なくとも150ヤード離して配置されるべきである。これにより、それらに対する砲火が占領区域を含まないようにする。

c. 時間が差し迫っている場合、小隊長は分隊の射撃陣地の一般的な位置を指定してもよい。分隊長はその後、それぞれの火砲の正確な位置を決定する。

d. 防御区域が敵の砲兵射撃または航空攻撃下で占領されなければならない場合、最初に隠蔽された場所を選定し占領し、露出した陣地の編成は暗くなるまで延期するか、日中に部分的に完了させることができる。

e. 小隊が機動状態に保持される場合、選定されたすべての射撃陣地集結区域における主要、予備、および代替陣地の砲座は構築され偽装されるべきであり、必要であればそこへの経路は標示されるべきである。

128. 防御の実施

a. 戦闘中、小隊長は小隊の行動を最もよく観測し、統制できる位置につく。この位置は、可能であれば、中隊長との容易な通信を可能にするべきである。もし小隊の責任区域の幅が大きい場合、彼は区域の一部を小隊軍曹に監督と統制のために割り当ててもよい。

b. 地形または視界不良によって初期の射撃陣地占領が必要とされない限り、敵戦車攻撃の警告を受けるまで遮蔽陣地が占領され、その時点で射撃陣地が占領される。敵戦車攻撃が開始された後、小隊長は行動の経過にほとんど影響を与えることはできない。分隊の責任区域に現れた敵装甲車両は、射程内に入るか、小隊長が指定した限界点を通過すると直ちに射撃され、破壊または無力化されるか、有効射程外に出るまで継続的に射撃される。ロケット弾と手榴弾は、火砲が発砲している方向以外から接近する戦車、および火砲で援護できない区域の戦車に対して使用されるべきである（112項参照）。火砲は、射撃の合間に代替陣地へ移動される。

c. 機動状態に保持された小隊は、敵戦車攻撃の範囲と方向が決定されるまで、初期位置で警戒を継続する。機動小隊を射撃陣地集結区域へ移動させる決定は、連隊長、または小隊が配属されている場合は大隊長が行うか、対戦車中隊長に委任されることもある。この決定を告げる命令または信号を受領すると、小隊は偵察済みの経路を迅速に移動し、指定された射撃陣地集結区域へ向かう。小隊長は、まだ選定されていない場合、各砲が占領すべき射撃陣地を選定するために、利用可能な最速の手段で小隊に先行する。この情報は直ちに分隊長に伝えられる。分隊は停止することなく指定された射撃陣地へ移動し、上記のbに記述された通りに射撃任務を遂行する。

129. 対空警戒

対空警戒については、53項を参照のこと。

130. 局地警戒

局地警戒については、15項および16項を参照のこと。

131. 弾薬補給

弾薬補給については、21項を参照のこと。

132. 特殊作戦

森林、市街地、河川線における防御、空挺作戦に対する防御、砂漠作戦、および山岳作戦における対戦車小隊の運用については、91項から96項までを参照のこと。

第5節. 後退行動

133. 夜間後退

a. 夜間後退に先立ち、可能な場合、各小隊長が日中偵察を行えるよう、中隊の警戒命令が適時に発令される。この命令は、後退開始時刻、中隊集結区域の位置、およびその他の必要な詳細を網羅する。命令受領後、小隊長は直ちに指定された集結区域への経路の偵察を開始する。もしその時点で防御行動が進行中である場合、彼は小隊に留まり、この偵察を適切な個人、通常は小隊軍曹に委任する。

b. 小隊陣地が最前線大隊の防御区域内にある場合、小隊はその大隊に後退のために配属され、対戦車中隊の集結区域で解放される。小隊長は後退の時間およびその他の詳細に関する指示を大隊長から受領する。

c. 動力車両は暗くなった後、中隊の統制下で、射撃陣地の可能な限り後方近くに前進させられる。火砲は規定された時間に手動で動力車両まで移動させられ、連結された状態で中隊集結区域へ進行する。すべての移動は静かに行われ、灯火は使用してはならない（88項参照）。

d. さらなる後退中、小隊は後退経路の側面を防御する1つまたは複数の道路封鎖を援護する任務を与えられることがある。配属された小銃兵、または小銃やカービン銃で武装した小隊員は、火砲の近接防御を提供し、下車した敵要員が道路封鎖を撤去するのを防ぐように配置される。防御要員は通常、日中よりも夜間の方が道路封鎖に近く配置される。しかし、彼らが手榴弾投擲距離外にいるよう注意を払わなければならない。

134. 日中後退

a. 日中後退においては、迅速な決断、明確な命令、そしてすべての指揮官による迅速な行動が不可欠である。通常、後退開始前に偵察を行う時間は利用できない。最前線大隊の防御区域に位置する小隊は、連隊の援護部隊の位置への初期後退が完了するまで当該大隊に配属され、その後、中隊の統制下に戻る。それ以降、連隊の援護部隊、または側面警戒隊と連携して運用されることがある。動力車両は、中隊の統制下で浸透によって前方へ移動させられる（89e項参照）。後退の警告命令を受領すると、小隊長は直ちに大隊長に連絡し、さらなる命令を求める。

b. 小隊が中隊から分離され、連隊の援護部隊または側面警戒隊と連携して行動する場合、小隊長は直ちに利用可能な要員を、通常は小隊軍曹の指揮下で派遣し、部隊の指揮官と連絡を取り、指示を得て、割り当てられた任務を遂行するための射撃陣地を選定し、小隊の部隊要素を選定された場所へ誘導する。火砲は手動で掩蔽された連結位置へ移動させられ、その後、動力車両によって援護部隊または側面警戒隊に合流する。援護部隊または側面警戒隊に合流した後の小隊の作戦は、遅滞行動と同様に実施される（135項参照）。

135. 遅滞行動

a. 最前線大隊区域に位置する小隊は、彼らが所在する大隊に配属される。可能であれば、射撃陣地は地形上の頂上近くに配置され、動力車両は砲陣地の近くで頂上の後方に隠蔽され、後退を容易にする。火砲は、その火力によって敵が道路を離れることを強制し、それによって敵の機甲部隊の前進を遅らせ、攻撃のための時間のかかる準備を強いるように配置される。射撃陣地は長距離射撃に有利なように選定される。火砲は、投入された敵の装甲車両の種類に対して効果が期待できる最も早い時期に発砲し、自動火器や要員集団のような副次的目標にも発砲する。

b. 小隊が大隊、または連隊の警戒部隊に配属されている場合、小隊長によって後退経路と後方陣地の早期偵察が開始される。もし配属されていない場合、偵察は第90項cに記述されているように中隊長によって行われる。

c. 動力車両を砲陣地の近くに保持できる場合、当面の任務に十分な量の弾薬のみが荷降ろしされ、これらの陣地に配置される。可能な場合、後方陣地への後退は通常、分隊の交互躍進によって行われ、小隊の一部が常に敵の機甲部隊と交戦する準備ができていようにする。

第8章 対戦車分隊

第1節. 概要

136. 編成

対戦車分隊は、分隊長、砲手1名、砲兵4名、弾薬運搬兵3名、および同じく弾薬運搬兵であるトラック運転手1名で構成される。

137. 任務

a. 分隊長。分隊長は、小隊長から受領する命令に従い、分隊の訓練、規律、統率力、およびすべての任務の適切な遂行に責任を負う。戦闘における彼の任務は以下を含む。

(1) 小隊長によってすでに規定されていない場合、射撃陣地（主要、予備、および代替）と遮蔽陣地の選定。砲座と個人壕の構築、および隠蔽と偽装のための措置の監督。

(2) 火砲の陣地への移動と射撃準備の監督。

(3) 火力指揮と統制。小隊長によってすでに規定されていない場合、発砲の制限となる地形的特徴または最大射程の選定。

(4) 彼の割り当てられた区域、および彼の射撃陣地またはその近くからの火力で援護できる隣接および後方区域の射程表の複製準備。射程表のデータには、基準点とそこまでの射程が含まれるべきである（図19参照）。射程表の1部は小隊長に送付される。

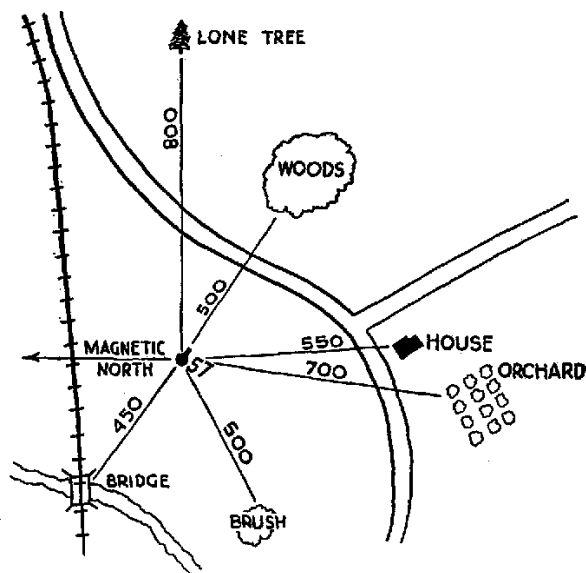


図19. 分隊長が作成した射程表

(5) 弾薬補給の監督。これには、手持ちの弾薬量について小隊長に情報を提供し続けることも含まれる。

(6) 警戒。敵の装甲車両、航空機、または歩兵の接近を警告するための対空・対戦車監視員の配置。

(7) ロケット班の指定。

(8) 小隊長の指示に従い、または指示がない場合は自身の主導により、自身の火砲の火力と、対戦車口

ケットおよび小銃擲弾を含む分隊の小火器火力を、近隣部隊の火力と連携させること。

b. トラック運転手。分隊動力車両の運転手は、車両が小隊軍曹の統制下にある場合を除き、分隊長の指示に従って車両を操作する。彼は車両の運転整備、すべての停止時における車両の隠蔽と偽装、および敵の装甲車両、航空機、または巡察隊による攻撃に対する自身の個人火器による防御に責任を負う。停止中で他の要員がいない場合、彼に割り当てられた機関銃があれば、50口径機関銃を操作する準備ができています（1b項参照）。動力車両が分隊長とトラック運転手間で視覚信号による通信が可能なほど砲陣地に近接している場合、運転手は分隊長からの腕と手の信号を観測できる位置につく。彼は車両の近くに個人壕を掘って自身の防御を確保する。もしトラックに彼の存在が必要とされない場合、状況が要求すれば、彼は弾薬運搬兵として行動する。

c. その他の要員。砲手と砲兵は火砲を操作する。弾薬運搬兵は火砲に弾薬を供給し、手動で火砲を移動させる際には砲手と砲兵を支援する。彼らの任務の詳細については、FM 23-75を参照のこと。

138. 通信

分隊内の通信は、音声または腕と手の信号によって行われる。小隊長、または分隊が配属されている部隊の指揮官との通信は、腕と手の信号またはその他の事前取り決められた信号、あるいは伝令によって行われることがある。状況が頻繁な移動を必要としない場合、上位の指揮官は送受話器によって分隊と通信を確立することができる（102項参照）。

第2節. 戦術的運用

139. 任務

a. 戦闘区域において、対戦車分隊は、連隊が行軍中であろうと接近行軍中であろうと、野営地や集結区域を占領しようとして、攻撃、陣地の防御、後退、遅滞行動、または特殊作戦に従事しようとして、指定された連隊の一部に対機甲防御を提供することを支援するために運用される。また、敵の対戦車砲やその他の特定されたクルー操作兵器、砲座、ビルボックス、またはその他の点目標への射撃といった副次的任務にも運用されることがある。分隊は通常、小隊の一部として機能し、小隊長によって任務を割り当てられる。しかし、時折、小隊から分離されることがあり、その場合、分隊長は対戦車中隊長から直接命令を受けるか、分隊が部隊に配属されている場合は、その部隊の指揮官から直接命令を受ける。もし小隊の2個分隊が特殊任務のために分離される場合、それらは通常、小隊長または小隊軍曹によって指揮される。もし1個分隊のみが分離される場合、小隊長と小隊軍曹の双方が不在の場合、分隊長は自身の分隊に適用される限りにおいて、小隊長の偵察およびその他の任務を遂行する。

b. ほとんどの状況において、分隊に割り当てられる任務は、指定された射撃陣地を占領し、割り当てられた責任区域内、および規定されている場合は隣接区域内の指定された方向から接近するすべての敵装甲車両を破壊または無力化することである。任務を割り当てる命令は、分隊の責任区域内の主要な射撃方向を指定する。命令には、偵察に従事している単独または小規模の装甲車両群、またはおとりとして行動する車両に対する発砲の制限が頻繁に含まれる。

c. 分隊は小隊長からかなりの距離に位置し、通信手段も限られていることが多いため、分隊長は、特に敵の戦車攻撃が進行中である間、小隊長から指示を得る前に彼自身が決定を下す必要がある状況に頻繁に直面する。そのような状況では、彼は積極的に行動し、主導性、適切な判断力、および迅速な決定を示す必要がある。

140. 陣地

主要、予備、および代替射撃陣地、遮蔽陣地、非連結位置、および射撃陣地集結区域の定義については、第6項を参照のこと。

141. 移動方法

a. 分隊の動力車両は、行軍中および不整地移動において、状況が許す限り、火砲の牽引と砲員、弾薬、付属品の運搬に使用される。困難な地形では、要員が下車して車両を支援する必要がある場合がある。分隊長は最良の経路を選定するために、徒歩で車両の先行をする。困難な地形での自動車移動を支援する野戦応急措置については、FM 25-10を参照のこと。渡河応急措置については、付録IIを参照のこと。

b. 火砲は動力車両によって可能な限り前方へ移動され、通常は指定された遮蔽陣地までとなる。遮蔽陣地から主要射撃陣地へ、または主要射撃陣地から代替射撃陣地への移動は手動で実行される。火砲の遮蔽陣地から、または主要射撃陣地もしくは代替射撃陣地から予備射撃陣地への移動は通常手動で実行される。もし動力車両が失われるか破壊された場合、あるいは地形の性質、または敵火力の強度によって動力車両による移動が不可能になった場合、分隊長は創意工夫と攻撃性を示し、他の部隊または車両から必要な支援を確保するために積極的な措置を講じなければならない。分隊は、動力車両の損失または破壊が火砲の不動化につながらないように訓練されなければならない。

142. 機動状態に保持される分隊

機動状態に保持される分隊は、小隊長の命令、または事前取り決められた計画に従って行動を開始する。それは遮蔽され隠蔽された陣地、できれば中央に位置する陣地を割り当てられ、そこから遮蔽された経路によって射撃陣地集結区域へ迅速に移動できる。通常、2つ以上の射撃陣地集結区域が割り当てられる。各射撃陣地集結区域とそこへの経路は速やかに偵察されなければならない。射撃陣地が選定され、時間が許せば、砲座が構築される。分隊が機動状態に保持されている

間、分隊長は観測員を配置し、分隊が行動を開始するのに十分な時間的余裕をもって敵戦車の接近を警告させる。

143. 射撃陣地の偵察と占領

a. (1) 小隊長はしばしば、自身の偵察が完了する間、分隊に遮蔽され隠蔽された位置を割り当てる。彼は分隊にこの位置へ独立して、または小隊軍曹の統制下で移動するよう指示してもよい。この位置へ移動中、または到着後まもなく、分隊長は命令のために小隊長と合流するよう召集されることがある。移動中に召集された場合、彼は分隊の指揮を砲手に引き継ぎ、経路と目的地に関する指示を与える。分隊長への命令には、分隊の任務、その射撃陣地、遮蔽陣地、責任区域、およびその区域内の主要な射撃方向が含まれる。命令を受けた分隊長は分隊に戻り、射撃陣地への移動を指示する。

(2) 射撃陣地集結区域のみが割り当てられた場合、分隊長は射撃陣地を選定するために偵察を行わなければならない。即座に攻撃の危険がある場合、彼は偵察を完了する間、火砲を前方へ運び、一時的な射撃陣地に設置するよう指示する。時間が許し次第、彼は主要射撃陣地に加えて、予備および代替陣地を、そこへの遮蔽された経路を含めて選定する。必要に応じて、対空・対戦車監視員のための位置を選定する。

b. 分隊長は砲座と個人壕の構築と隠蔽を監督する。彼は動力車両を近くの遮蔽され隠蔽された場所へ派遣し、車両、砲座、および個人壕が適切に隠蔽され偽装されていることを確認する。彼は特定の状況における推定される必要量を満たす十分な弾薬が射撃陣地に貯蔵され、火砲の運用を妨げないように配置されていることを確認する。

c. 分隊長は、陣地占領後、実行可能な最も早い時期に分隊の全隊員に命令を下す。可能であれば、彼は分隊を方向付け、命令を下すための有利な地点を選定する。そのような地点は、分隊の火力によって援護される区域を観測できるものでなければならない。分隊の全隊員に命令を下すことが非現実的な場合、指揮官はそれが砲手、および状況が許す限りの他の隊員に確実に伝達されるようにする。命令には、小隊長の命令のうち分隊に関わるすべての項目が含まれるべきである（110項および126項参照）。

d. 射撃陣地への移動中、分隊は敵に発見されることなく火器を戦闘態勢にするため、遮蔽と隠蔽を最大限に利用する。弾薬運搬兵は、弾薬を運搬していない間は通常、遮蔽陣地に留まる。

144. 局地警戒

a. 火砲が動力車両によって、敵の巡察隊やその他の小規模な敵集団または狙撃兵などの個人に遭遇する可能性のある区域を前進する際、分隊員は車両の前面および側面を徒歩で移動し、より効果的な近接防御を行うことができる。停止時には、小銃、カービン銃、およびロケットランチャーによって防御が提供され、必要に応じてトラック運転手の対戦車小銃擲弾射撃によって補完される。機関銃（1小隊につき1挺）は、地

上部隊または航空機のいずれに対する防御にも使用できる。

b. 機甲攻撃に対する近接防御については、第15項を参照のこと。

c. 分隊が射撃陣地にいる場合の局地警戒については、103項を参照のこと。

146. 移動

a. 概要。小隊長の命令は通常、小隊が部隊として移動するか分隊梯隊で移動するか、移動を連結して行うか手動で行うか、そして手動で行う場合の車両の配置を規定する。分隊が小隊から分離されている場合を除き、分隊長は小隊長の命令により各移動を開始する。移動の時間、条件、または信号は、新しい射撃陣地集結区域の偵察に先立ち、小隊長によって規定される。信号を使用する場合、分隊長はその信号を期待すべき場所を知らされ、自らそれを監視するか、分隊員にそうするよう指定する。頻繁に、小隊長は偵察に従事している間、分隊に指定された経路を前進するか、指定された地点まで前進するよう要求する。そのような場合、彼は偵察完了後、分隊を迎えに誘導員を派遣するか、または分隊が新しい陣地集結区域に到達することを確実にするために経路を標示する（114項参照）。

b. 行軍中。行軍または接近行軍中の移動では、分隊長が分隊の先行をする。彼は動力車両が障害物を通り過ぎる交差点や小さな迂回路を偵察する（図9および20参照）。彼はガス汚染区域や砲撃を受けている区域を分隊が迂回するよう指示する。道路や尾根など、敵の観測に晒されている、または砲撃を受けている危険な区域を横断するために、分隊員に下車して浸透または単一の突撃で区域を横断するよう指示することがある。動力車両は高速で追従する。分隊の移動は通常、腕と手の信号またはその他の事前取り決められた信号によって統制される。

c. 戦闘中。交戦中の移動では、利用可能なすべての遮蔽された経路が活用される。非連結位置に到着すると、分隊長は火砲を直ちに射撃陣地または遮蔽陣地へ移動させるよう指示する。もし小隊長が射撃陣地集結区域のみを指定した場合、分隊長は火砲のために一時的な遮蔽陣地または射撃陣地を選定し、彼（分隊長）が区域の偵察を行っている間に、砲手に火砲をそこへ移動させ、対空・対戦車監視員を配置するよう指示する。その後、必要であれば火砲をより適切な陣地へ移動させ、敵の機甲攻撃に対処するための他のすべての準備を完了する。

d. 分離された分隊。分隊が小隊から分離されている場合、またはその他の機会での移動の時間と方法が分隊長によって決定される場合、彼は分隊に先行し、小隊長が行う偵察と同様の偵察を行うべきである（106項、109項、113項、および124項も参照）。

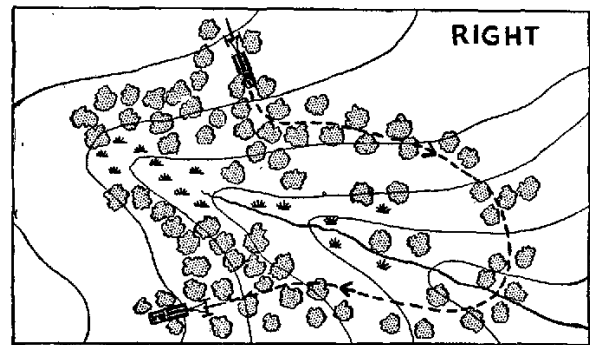
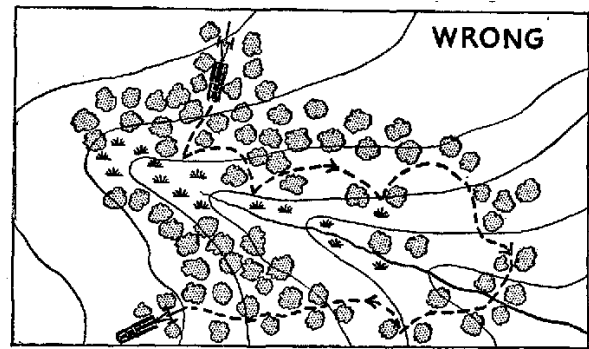


図20. 経路偵察。偵察の失敗は、通行可能な経路を探す間に遅延を引き起こす。事前の偵察は迅速な移動をもたらす。

147. 再編成

a. 分隊長は、混乱により戦闘部隊としての効果的な運用が不可能になった場合、その分隊を再編成しなければならない。彼は死傷した主要要員を補充する。彼は分隊の兵力と弾薬所要量を小隊長に報告し、もし分隊が小隊から分離されている場合は、配属されている部隊の指揮官に報告する。彼は、信号距離内にいれば、トラック運転手に応援を要請し、火砲の操作を支援させることができる。もし分隊が死傷者によって火砲を戦闘状態に維持できなくなるほど戦力が低下した場合、彼は近くの小銃部隊に支援を要請する。

b. 再編成の命令を出した後、分隊長は前方と側面を簡単に偵察し、分隊が前進または後退するよう命令される可能性のある区域を観察し、利用可能な最良の経路を選定する。

148. 障害物の援護

a. 対戦車分隊（必要に応じて増強されたもの）は、しばしば障害物を火力で援護するために派遣される（図22参照）。火砲は、敵戦車の接近経路、および道路封鎖、地雷、または砲火力によって逸らされる可能性のある隣接区域を援護するように配置される。ロケット班はこれらの目標に対する火砲の火力を補完し、また側面および後方から接近する戦車から火砲と砲員を防御する。増強された小銃部隊の擲弾兵は、この局地防御を補完する。小銃兵と機関銃は障害物とその側面を援護し、下車した要員が障害物を撤去するのを防ぐ。彼らはまた、攻撃してくる歩兵部隊から火砲と砲員を防御する。もし警戒車両が敵戦車に同行また

は先行する場合、ロケット班、小銃兵、機関銃、そして射程内であれば擲弾兵によって交戦される。

b. 障害物を援護する小銃兵は、敵の観測から隠蔽され、障害物に対して向けられる砲兵火力または急降下爆撃の散布範囲外となるような距離（200から400ヤード）に配置される。暗くなった後、要員は障害物により近い位置を占める。ただし、そのような位置は障害物から手榴弾投擲距離外でなければならない。

c. 分隊が地雷原を防御している場合、分隊長は地雷敷設区域に警備員を配置し、友軍の部隊や車両の死傷を防ぐ。

第9章 対戦車地雷小隊

第1節. 概要

149. 編成

a. 対戦車地雷小隊は、指揮所（本部）と3個対戦車地雷分隊で構成される。

b. 指揮所。指揮所は、小隊長、小隊軍曹、測量士、地形製図工、および3名のトラック運転手で構成される。

c. 対戦車地雷分隊。対戦車地雷分隊は、分隊長と7名の工兵で構成される。

d. 兵器、装備、および輸送。兵器、装備、および輸送については、編成装備表を参照のこと。

150. 要員の任務

a. 指揮所。(1) 小隊長。小隊長は対戦車地雷小隊を指揮し、その訓練、規律、および統率力に責任を負う。彼は中隊長または小隊あるいはその部隊要素が作戦する他の士官からの指示に従って小隊を運用する。戦闘においては、彼は小隊が敷設したすべての地雷の位置を記録する、正確な測量に基づく報告書の作成と中隊長への迅速な送付に責任を負う。また、小隊が地雷原や地雷封鎖を撤去した場合も報告書を提出する。上位の権限によって責任を解除されるまで、彼は友軍の部隊や車両の死傷を防ぐため、地雷堆積所や小隊が敷設または引き継いだ地雷の近くで交通警備を維持する責任を負う。

(2) 小隊軍曹。小隊軍曹は副指揮官であり、小隊長を補佐し、彼が死傷した場合は代行する。彼は小隊長から、小隊への地雷の再補給、または以前に敷設された地雷の回収を監督するよう指示されることがある。

(3) 測量士および地形製図工。測量士および地形製図工は、小隊長の指示の下、地雷原が敷設される指定された線を地上に杭打ちし、正確な測量を行い、スケッチを作成し、小隊が敷設したすべての対戦車地雷原の記録を保管する。また、彼らは地図や提供された報告書に基づいて、他の部隊が以前に敷設した地雷の正確な位置を地上で特定する。

(4) トラック運転手。トラック運転手は小隊本部に割り当てられたトラックを操作する。彼らは車両の運転整備、停止時の車両の偽装と隠蔽、および攻撃に対する防御に責任を負う。

b. 対戦車地雷分隊。(1) 分隊長。(a) 分隊長は、小隊長の指示の下、分隊の訓練、規律、および統率力、ならびに分隊に割り当てられたすべての任務の適切な遂行に責任を負う。彼は小隊長の指示の下、または配属されている部隊の指揮官の指示の下で分隊を運用する。彼は分隊員に彼らが運用される区域を示し、その作業を監督する。彼は、地雷が友軍要員から配置されるべき距離を制限する安全係数に精通していなければならない（166項も参照）。

(b) 分隊が部隊に配属されている場合、彼は対戦車地雷の運用に関する事項について、その部隊の指揮

官の顧問として行動する準備ができていなければならない。

(2) 工兵。工兵に分類される分隊員は、地雷原の敷設、標識設置、登録、および友軍および敵軍が使用するあらゆる種類の起爆された対戦車地雷および対人地雷、ブービートラップの武装解除、除去、破壊、そして広範な地雷原の突破に従事する。彼らは地雷原、道路封鎖、およびその他の障害物を防御するために使用できるように、小銃兵として訓練されている。

第2節. 対戦車地雷装備と補給

151. 対戦車地雷

対戦車地雷は、機甲車両に対して使用するために設計された地雷の一種である。信管が装着され、安全装置が解除された対戦車地雷は武装されている。対戦車地雷は、地雷の移動またはトリップワイヤーの攪乱によって地雷を爆発させる補助発火装置を備えている場合に作動状態となる。対戦車地雷に関する記述について、組み立て、分解、取り扱い時の注意、埋設と偽装、梱包と標識付けを含む詳細については、FM 5-31を参照のこと。

152. 対戦車地雷として使用されるその他の資材

a. 対戦車ロケット2.36インチ弾は、発射装置から発射される際の投射体としての使用に加えて、電気的に発射準備を行い、即席地雷として使用することができる。ロケットの発射準備については、FM 23-30を参照のこと。ロケットは路盤に設置するか、切土または土手の側面に水平に設置することができる。

b. バンガロール爆薬筒。バンガロール爆薬筒を対戦車地雷として使用することについては、FM 5-31を参照のこと。

153. 地雷敷設用装備

以下の装備品は、歩兵連隊内で地雷原の測量および地雷原位置の報告書作成のため、また地雷の埋設、偽装、回収、および測量士の視線確保のための工兵用具として利用可能である。

a. スケッチ用装備。説明については、FM 2-35を参照のこと。

b. 方位円M1（またはM1916またはM71916A7）。この機器は地雷原の測量において方位と角度を測定するために使用される。

c. 分度器。角度をプロットする際に使用される。

d. 50フィート金属巻尺。

e. 白い測量テープおよび旗セット。地雷原の輪郭および地雷原の隙間を標示する際に使用される。

f. 工兵用具。斧、つるはし、シャベル、土囊、のこぎり、藪鎌、マチェテ、および爆破用具セット。

154. 対戦車地雷の補給

a. 連隊が対戦車地雷の補給を受けた場合、受領および支出の動的な記録が連隊軍需品士官によって維持され、S-4の監督下でS-3と調整される。地雷小隊長も同様の記録を保持する。これは、敷設後に回収命令が出された地雷の未報告を防ぐためである。未回収の地雷は友軍の部隊や車両を危険にさらす可能性があるためである。記録は常に手持ちの地雷数と、その受領および支出の日付を示すべきである。地雷は戦闘において繰り返し敷設および回収されるため、敷設数と回収数の間のいかなる差も、適切な注記によって説明されるべきである。

b. 連隊のための対戦車地雷の初期補給は、対戦車地雷小隊の輸送車両で運搬される。補充の詳細については、21b(6)項を参照のこと。

c. 以前に敷設された地雷の撤去および回収により、部隊が輸送可能な地雷よりも多くの地雷を保有するようになることがある。この場合、連隊軍需品士官に直ちに状況と余剰地雷の位置を報告すべきである。その処分に関する指示が届くまで、それらは小規模な山に積み重ねられ、十分に分散されるべきである。

第3節. 地雷原と道路障害

155. 周到な地雷原

周到な地雷原とは、広範な準備に時間が許される場合に敷設されるものである。地雷は埋設され、慎重に偽装される。地雷原はパターンが深く、通常、武装地雷に加えて、作動状態の地雷および対人地雷を含む。小隊は、工兵の監督下にある場合のみ、またはこの種の作戦のために特別に訓練された歩兵部隊の一部として行動する場合に、周到な地雷原の敷設と除去の機能を実行する。周到な地雷原のパターン、敷設のための編成、要員の任務と対戦車地雷分遣隊の作戦、偽装、および周到な地雷原の除去については、FM 5-31を参照のこと。

156. 急設地雷原

急設地雷原とは、即座の攻撃を予期して敷設されるものである。地雷原のパターンは浅い。一般的に、地雷の埋設、選定された地雷の作動、または対人地雷の設置のための規定は設けられない。地雷は、時間が許す限り隠蔽されるべきである。この目的のためには、しばしば葉、雑草、または草が使用される。自身の防御のために急設地雷原を敷設することは、歩兵の主要な責任である。各歩兵連隊および大隊は、この目的のために訓練された分遣隊を提供できないなければならない（補則3参照）。急設地雷原のパターン、パターン敷設のための訓練、対戦車地雷分遣隊の編成、および敷設班、測量班、敷設班の任務と作戦方法については、FM 5-31を参照のこと。

157. ダミー地雷原

ダミー地雷原とは、実際には地雷が敷設されていないが、観測者や航空写真から見ると地雷が敷設されているように見えるように準備された区域である。その主な目的は敵を欺くことである。地雷原は、訓練用地雷、または直径約8インチの円形の木製またはコンクリート製ブロックからなる模造地雷を設置することによって模擬することができる。標準的な地雷原のパターンで掘り起こされた土塊を元に戻し、その区域に地雷原のような外観を与えることで、ダミー地雷は必要ない。ダミー地雷原はあまりにも明白であってはならない。しかし、敵の観測者による探知は可能であるべきである。

158. 道路封鎖

a. 概要。道路封鎖とは、道路上およびその周辺で敵車両の通行を阻止するために使用される障害物または一連の障害物である。地雷を用いた道路封鎖では、地雷のみを迅速に道路を横切って、敵車両の動きを阻止するのに十分な距離を越えて配置する場合がある。あるいは、道路自体を他の障害物で封鎖し、地雷を片側または両側に使用して車両が道路封鎖を迂回するのを防ぐ場合がある（FM 5-31を参照）。

b. 設置。(1) 対戦車地雷で設置された道路封鎖は、通常地雷原の2倍の密度を持つべきである。地雷は道路表面に直接敷設してもよい。もし路盤の性質と時間が許せば、地雷は埋設される。表面に敷設された地雷は、ブラシ、土囊、または布やキャンバスの帯で覆われるべきである。これにより、接近する敵車両の要員が、近接偵察によって封鎖の性質を判断するために下車する必要がある。もし敵がこの種の道路封鎖に遭遇することに慣れている場合、地雷を置かず、偽装された資材を置くだけで、敵車両を停止させることができ、それによって防御側の火力に晒すことが可能となる（図21参照）。

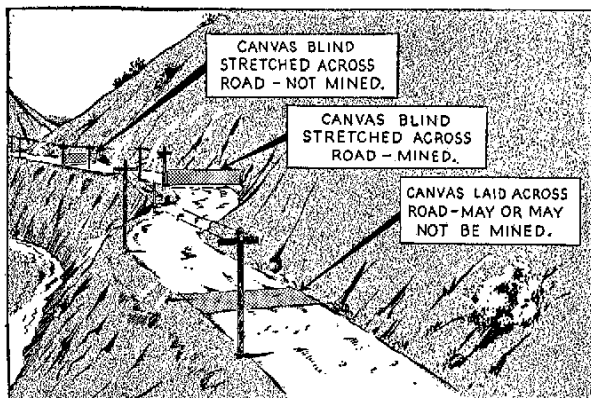


図21. 急設道路封鎖と模擬道路封鎖。距離は模式的。

(2) 場合によっては、対戦車地雷敷設分遣隊が、事前に指定された地点で道路を封鎖する準備をするよう要請されることがある。実際の封鎖は、命令を受けて、または敵が接近した場合に実行される。そのような場合、必要な要員と対戦車地雷が指定された場所に残され、地雷は準備状態に保たれる。この行動によ

り、封鎖を設置する瞬間が来るまで、友軍部隊は道路を中断なく使用することができる。

159. 障害線

障害線とは、広範囲の障害帯と区域からなる大規模なシステムと定義される（FM 5-31参照）。障害線は、広い区域にわたって比較的通行不可能な区域を作り出すのに特に有用である。対戦車地雷小隊の観点から見ると、障害線は、自然またはその他の人工の対戦車障害物の間の隙間に敷設された地雷原と道路封鎖からなり、敵の装甲車両の通過に対する連続的な障害を提供する。

160. 敵の妨害に対する防御

a. 地雷原は、効果的であるためには火力によって防御されなければならない。防御されていない地雷原は、敵が迂回したり、通過を可能にするのに十分な数の地雷を除去するのに要する比較的短い時間しか敵を遅延させない。

b. 対戦車地雷小隊または分隊の指揮官は、自身の部隊が設置または引き継いだ各地雷原または地雷敷設道路封鎖に対する敵の妨害からの防御に責任を負う。これは上位の権限によってこの責任を解除されるまで続く（150項参照）。防御要員は、地雷敷設区域を観測でき、地雷を除去または破壊しようとするいかなる試みも火力で阻止できる、遮蔽され隠蔽された陣地を占領する（図22参照）。可能な場合、対戦車砲部隊は、地雷原または地雷敷設道路封鎖によって行動不能になった、または速度を落とした敵の装甲車両を破壊または無力化するために利用可能であるべきである（FM 7-20を参照）。

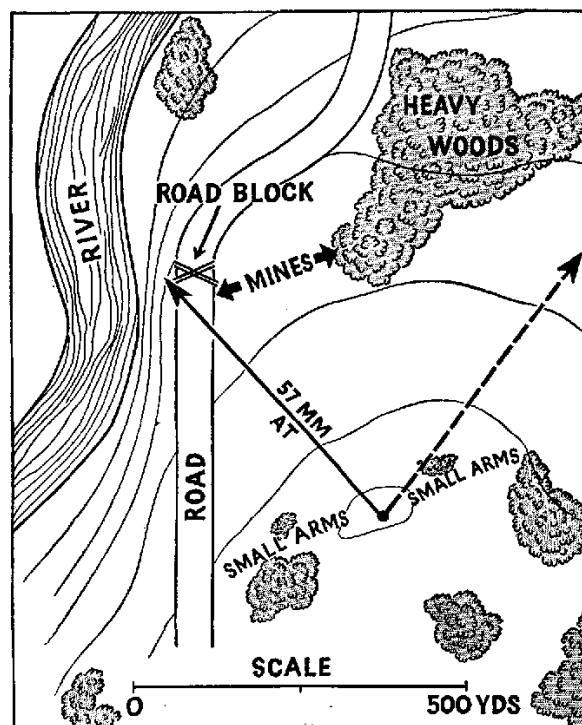


図22. 火砲と小火器の火力で援護される道路封鎖。火砲は道路と他の戦車接近経路を援護する。小火器の火力

は道路封鎖と地雷を援護し、それらの撤去を防ぎ、また火砲と砲員を敵歩兵部隊から防御する。小火器陣地内またはその近くに配置されたロケット班は、火砲の火力を補完し、また側面および後方からの敵戦車攻撃に対して火砲と砲員を防御する。もし運用される場合、小銃擲弾兵はそのような防御を補完する。

161. 友軍部隊または車両の安全確保

対戦車地雷原、地雷敷設道路封鎖、またはその他の障害線は、敵だけでなく友軍の部隊や車両にとっても潜在的に危険である。警備員の配置と地雷敷設区域の標識設置によって、安全対策が講じられなければならない。

a. 警備員。(1) 対戦車地雷小隊が地雷の敷設を開始するとすぐに、小隊長は作業が進行中に敵の接近を警告するための観測員を配置させる。作業が完了するか、敵の妨害の危険性がなくなった場合、観測員は地雷の存在を友軍に警告し、必要に応じて地雷のない隙間を誘導する警備員として機能する。これらの警備員は、小隊長が上位の権限によってこの責任を解除されるまで維持される。通常、この責任は、地雷敷設区域または道路封鎖を火力で援護する任務を割り当てられた部隊の指揮官に上位の権限によって移管される。

(2) 敵との接触が差し迫っているように見える場合、敵の妨害から地雷を防御する任務を負う小隊または下位部隊の将校または下士官は、地雷敷設区域の位置または範囲を明らかにする可能性のある標識または目印の除去を指示する。そのような行動が必要であると判断された場合、彼は代わりに警備員を配置してもよい（下記の(c)参照）。

(3) 友軍または敵の地雷敷設区域を通して地雷のない隙間を開ける必要がある戦術的状況では、各通路は標識が設置されているだけでなく、誘導ワイヤー、追跡テープ、または発光ボタンで囲まれて警備されなければならない。暗闇の夜間、輪郭を示す目印が見えにくい場合、友軍部隊や車両を通路に誘導するためのガイドを提供することが特に重要である。これらのガイドは、その信頼性について慎重に選定され、通路の境界を徹底的に熟知していなければならない。

b. 地雷原の標識設置。(1) 概要。地雷原の標識設置は、地雷を敷設した部隊の責任である。すべての地雷原は敷設と同時に標識される。

(2) 標準標識。

(a) 標準的な地雷警戒標識と告示が使用される。

(b) 地雷が存在し、他に標識がない場合は常に、「MINES DANGER (地雷危険)」の標識が警告に使用される。「SAFE LANE (安全通路)」の標識は、地雷敷設区域内の安全な通路を標識するために使用される。

(c) 地雷原を標識する標準的な方法は、三角形の赤い標識を25ヤード間隔で頂点の一つで吊り下げた有刺鉄線フェンスを使用することである。もし二重アップロン型やコンサーティーナ型のような戦術的なワイヤーフェンスが地雷原の標識フェンスとしても機能する場合、標識はそれらの上に設置される。

(d) 警戒標識は、通常、友軍の接近が予想され、敵の接近が予想されない地雷敷設区域の側面のみに配置されるべきである。時には、奇襲と欺瞞を得るために、警戒標識は敵を誤解させるように配置されることがある。ダミー区域、または実際の地雷敷設区域内の通路は、地雷が敷設されていることを示すために標識されることがある。そのような欺瞞の措置が取られる場合、標識が明白すぎないこと、および友軍が使用した特別な標識手段について完全に通知されていることを確認するために注意を払わなければならない。警戒標識の使用は、友軍の戦線内の**指揮所**および補給施設周辺に位置する地雷敷設区域にとって特に重要である。

(3) 地雷原標識フェンス。設置される地雷原標識フェンスの種類は、現在の現地の状況によって異なる。

(a) 前方地雷原は、その後端にフェンスで標識される。地雷原の位置は敵に漏らしてはならないため、その前方端は標識されない。ガソリン缶や石の山のような孤立した目立たない標識は、友軍の巡察隊に警告するために地雷原の前面に配置されることがある。

(b) 可能な場合、友軍の最前線の後方に敷設されたすべての地雷は、数本の有刺鉄線からなる標識フェンスによって完全に囲まれるべきである。

(c) 地雷原フェンスは強固でなければならない、崩れて地雷原が標識されない状態にならないようにする。地雷原のコンサーティーナワイヤーフェンスは、風でその部分が移動しないように地面にしっかりと固定されなければならない。地雷原標識フェンスは定期的に点検および維持されなければならない。上位の指揮官は、そのような維持管理の責任区域を定める。

(d) 地雷原を完全に囲む標識フェンスは、地雷原が実際にカバーする区域よりも広い区域の周りに設置され、その実際の境界を明らかにしないようにする。境界フェンスのワイヤーは、地雷原の横断線とは異なる方向転換を持たなければならない。敵を欺くために、追加のワイヤーフェンスが地雷原を前方から後方へ様々な方向に横断することがある。

(e) フェンスは地雷原との関係で、友軍がそれに遭遇した後も、車両や要員が地雷に遭遇する前に移動方向を変更するのに十分な時間と空間があるように配置されるべきである。

(f) 防御状況において、主抵抗線の前方の戦術的な有刺鉄線は、地雷原を囲む標識フェンスの一部としても機能することがある。このような運用では、地雷原と戦術的なワイヤーは互いに敵の行動から防御し合う。前哨区域や、完全なフェンスが敵部隊に地雷敷設区域の位置を特定するのに役立つような露出した側面など、他の状況では、地雷原の後方に低い偽装フェンスが使用されることがある。

(4) 敵の地雷原を突破して開通された通路は、味方部隊や車両が迅速かつ安全に通過できるよう、注意深く標識される。除去されていない地雷敷設道路は、タール樽や丸太などの資材で作られた強力な即席の障害物によって封鎖される。道路が地雷敷設されていることを示す、夜間でも視認可能な標識は、障害物上に目立つように表示されなければならない。そのような

標識は、航空機からの観測から遮蔽するために覆われるべきである。

162. 対戦車地雷設置の記録

a. 地雷敷設区域の位置と範囲の記録は、上位指揮官に地雷原の位置を知らせ、友軍要員と車両の死傷を防ぎ、友軍部隊による除去作戦を容易にするために維持されなければならない。

b. 小隊長は、小隊が敷設した地雷原または地雷敷設道路封鎖の位置が、地雷を敷設した要員以外の人員でも最小限の危険で各地雷の位置を特定できるような精度で記録されていることを確認しなければならない。各々の地雷原または地雷敷設道路封鎖に関する報告書は、通常スケッチの形式で、中隊長に速やかに送付され、彼の情報および上位司令部の情報として提供される。対戦車地雷小隊以外の部隊で地雷原を敷設する可能性がある部隊も、同様の報告書を提出する。そのような報告書の推奨される書式については、図23を参照のこと。各地雷原または地雷敷設道路封鎖の除去も報告される。

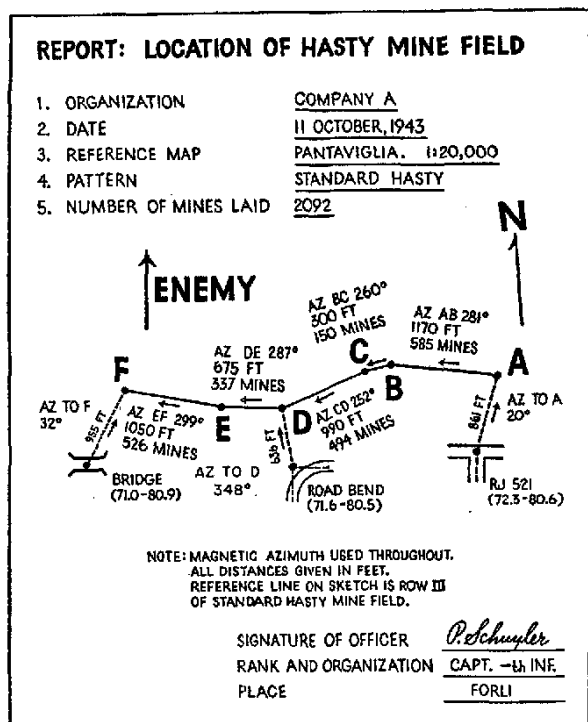


図23. 地雷原位置報告。

第4節. 戦術的運用

163. 概要

対戦車地雷は、攻撃および防御のほとんどすべての種類の作戦において戦術的に使用される。これは、機甲攻撃の脅威があるいかなる状況においても、容易に設置、除去、および再設置される機動兵器と見なされなければならない。

164. 機械化攻撃の特性

対戦車砲や榴弾砲の射撃に遭遇しやすい開けた地形は、通常、機械化部隊によって避けられる。接近経路として、戦車は防御側の対戦車兵器の使用を制限または阻止する隠蔽された通路を求める。対戦車地雷は、これらの通路を遮断することで、敵戦車を開けた場所へ誘導し、その区域を防護するために必要な対戦車砲の数を減少させる。

165. 任務。

a. 小隊またはその構成要素に割り当てられる任務には以下が含まれる。

(1) 対戦車地雷原の敷設または地雷による道路障害の準備。これには、そのような施設を正確に測量、記録、報告、保護、警備、および標示することが含まれる。

(2) ダミー地雷原、または地雷原および道路障害のダミー区画の準備または敷設。

(3) もはや必要とされない場合に、小隊または他の友軍部隊によって敷設された地雷の除去、不発地雷の回収、および地雷除去後の地雷原の偽装。

(4) 敵地雷原の偵察、またはそのような偵察のために派遣される斥候に技術専門家を提供すること。

(5) 敵地雷原の除去または開削、あるいは指示された場合にそのような作戦を支援すること。

b. 連隊の下位部隊に配属された小隊の構成要素は、これらの部隊の指揮官によって任務を割り当てられる。それ以外の時、中隊長によって小隊に割り当てられる任務は、連隊長によって規定された数量で連隊の下位部隊に地雷を配送すること、および地雷が割り当てられた部隊の指揮官によって発せられた命令に従って地雷を敷設すること、または敷設を支援することを要求する場合がある。小隊はまた、師団工兵の指揮下で機能するよう命令される場合もある。上記のように特定の任務に投入されない場合、小隊は連隊の対機械化防御計画に従って中隊長の指揮下で行動する。

166. 地雷敷設区域の選定

a. 地雷を敷設する少なくとも一般的な区域は、中隊長または小隊やその構成要素が任務を受ける他の士官によって指示される。時には、地雷の正確な位置が指示されることもある。正確な地点の選定にある程度の裁量が許される場合、小隊長（または小隊の分遣隊の指揮官）は、隣接する障害物、近くの対戦車砲、および小火器の射撃で地雷を援護できる部隊の配置との間で、最大限の実用的な連携を可能にする場所を選ばなければならない。友軍要員が占領している陣地に近すぎる場所に地雷を設置しないよう注意を払うこと。（75d項を参照）。

b. 起伏の多い地形では、地雷原は狭い戦車の進入路に、それ以上の直接的な前進を阻止し、前進を続ける敵戦車を隠蔽物から対戦車砲の有効射程内の開けた場所へ出現させるように配置すべきである。地雷原は、敵戦車を友軍対戦車砲の側面射撃に晒すように敷設することが常に望ましい（図24参照）。戦車の進入に対

する障害物がほとんどないか全くない開けた地形では、地雷原は、利用可能な地雷の数に許される限り、防御すべき区域の周囲全体にわたって展開すべきである。完全な包囲を達成するのに地雷が不足している場合、地雷原は、攻撃戦車を守備側の対戦車兵器の集中砲火に遭遇する区域へ誘導するように敷設される。



① 森の端の遮蔽下で前進する敵戦車。



② 戦車は開けた場所へ強制され、対戦車砲に晒される。

図24、森林における地雷原の使用。

167. 行軍および自動車移動中の運用

a. 行軍。(1) 日中行軍(27項参照)中、対戦車地雷小隊の隊員または分隊は、道路障害物および局地的な地雷原の設置、または敵の道路障害物からの地雷除去を支援するために警戒部隊に配属される場合がある。しかしながら、小隊の大部分は通常、連隊の主力または自動車梯隊とともに移動し、中隊長の指示に従って地雷原または地雷による道路障害物を設置する準備を整える。小隊長は、測量班を伴って、他に指示がない限り中隊長とともに移動する。

(2) 夜間行軍(第28項参照)中、小隊は通常、連隊の自動車梯隊において中隊の残りの部隊とともに移動する。

b. 自動車移動。自動車移動(29項参照)中、小隊の分隊は、前衛、側面、または後衛に配属される場合がある。小隊の残りの部隊がある場合、中隊長の指示に

従って連隊の主力とともに移動する。進路がわずかな開口部しかない自然な戦車障害物に挟まれている場合、主力部隊が通過する前にこれらの開口部を阻止するために地雷が使用される場合がある。これらの地雷は通常、中隊の対戦車砲分隊と配属されたライフル分隊によって防護される。小隊からの分遣隊が、縦列が通過した後で地雷の除去を支援するためにこれらの部隊とともに残される場合がある。

168. 宿营地または集結区域の防御における運用

宿营地または集結区域の防御において地雷が使用される場合(図10参照)、小隊の隊員または分隊は、その設置を支援するために投入される場合がある。地雷は、砲の近接防護のために対戦車小隊に支給される場合もある。(32、42、52項を参照)。

169. 攻撃における運用

a. 接近行軍。接近行軍中、小隊の隊員または分隊は、行軍時と同様に警戒部隊に配属される場合がある。使用された地雷は、連隊を防護する必要がなくなった時点で除去される。小隊は、分遣隊を除き、通常、連隊の第二梯隊とともに移動し、中隊長によって指示されるいかなる場所においても地雷原または道路障害物を設置する準備を整える。(第38項参照)。連隊の側面および後方防護が最重要である。

b. 攻撃。(1) (a) 攻撃において、地雷小隊は主に、攻撃梯隊の進捗によって明らかになる敵機甲車両が反撃を行う可能性のある接近路に対して、緊急の地雷原または道路障害物を設置することにより、連隊の攻撃梯隊の側面および後方を防護するために使用される。(48項参照)。小隊長は、攻撃部隊の後方および側面の時宜を得た偵察を開始し、そのような地雷原および道路障害物の設置場所を選定する。彼は中隊長から命令があった場合、小隊の分遣隊を派遣して地雷原および道路障害物を設置させる。

(b) 地雷小隊はまた、敵地雷原の除去または開削にも投入され、命令があった場合はそのような作戦を支援する。小隊長は敵地雷原の偵察を開始するか、またはその目的のために派遣される斥候に要員を提供する。

(2) 連隊の作戦区域の側面または後方に入る道路は、通常、敵機甲車両が連隊の夜間前進を妨害し、夜明けの攻撃を発起する陣地へ到達するための唯一の実行可能な経路となる。攻撃中、そのような道路、特に連隊の指揮所および管理施設に通じる、またはそれらに向かう道路は、連隊の側面にある友軍部隊を突破した可能性のある機甲車両を阻止するために封鎖されなければならない。攻撃方向に伸びる道路は、前進部隊に対する敵の反撃を阻止するために封鎖が必要となる場合がある。連隊の対機械化防御計画は、小隊がこれらの道路を封鎖すること、または命令があった場合または敵が接近した場合にそうする準備を整えることを規定する場合がある。側面および後方接近路の場合と同様に、小隊長は道路障害物の可能性のある場所の早期偵察を開始する。

(3) 攻撃が進展するにつれて、小隊は一つの地形から別の地形へと逐次移動する。

c. 再編成。小隊またはその分隊は、連隊の再編成を支援するために地雷を使用するよう指示される場合がある。(57項参照)。この期間中に、時間があれば小隊の再編成が行われる。そうでなければ、最も早い好機に実施される。状況、兵力、および小隊の地雷および弾薬の状況に関する報告が中隊長に伝達される。

170. 防御における運用

a. 防御において戦闘陣地の区域を占領している連隊による対戦車地雷の使用については、第75項で議論されている。地雷を前線の各大隊に配送する対戦車地雷小隊の分隊は、地雷敷設に従事する部隊を支援することを頻繁に要求される。地雷原の正確な場所が前線大隊長、または小隊が指示を受ける可能性のある他の指揮官によって指示されない限り、対戦車地雷分隊長は、これらの区域に地雷を配置することを避けるため、支援砲兵および迫撃砲の計画された防御射撃の正確な場所を確認すべきである。

b. 地雷原は、阻止線への戦車の可能性のある接近路を横切って敷設されるだけでなく、突破に成功した戦車の連隊区域内での自由な機動を防ぐために、縦深にも敷設される場合がある。可能な限り、防御陣地内の地雷原は、中隊または大隊防御区域の全周防御を提供できるよう、自然障害物との関連で配置されるべきである。陣地前方の地雷原だけでなく、これらの地雷原を敷設する責任は、1つまたは複数的大隊に委任される場合がある。

171. 後退行動における運用。

a. 概要。後退行動において、地雷は側方からの接近を阻止し、追撃を遅延させるのに特に有効である。これらは昼夜を問わず自由に運用される。追撃を遅延させるために使用される地雷は、一般的にその場に残される。

b. 夜間後退。夜間後退中、地雷は連隊の後退経路と交差する道路を阻止するために広範囲にわたって使用される。(第88項参照)。このような道路障害は、対戦車中隊の砲分隊または大隊対戦車小隊によって、小銃部隊によって増強されて頻繁に設置され、防御される。地雷小隊要員は、地雷の敷設と除去を支援し、その防護を支援するためにそのような分隊に配属される場合がある。このような状況下では、友軍部隊および車両への死傷者を防ぐための予防措置が特に重要である。連隊の命令によって道路障害が早期に除去されない限り、後衛部隊の最後の車両と部隊が区域を通過するまで、交通警告警備を維持しなければならない。

c. 日中後退。日中後退では、地雷小隊の全部または一部は通常、連隊後衛部隊に配属される。連隊によって側面警備が確立されている場合、小隊の一部が側面警備に配属される場合がある。(89項参照)。配属された部隊に合流した後、小隊のこれらの分隊は遅滞行動と同様に運用される。配属されていない小隊のいかなる部分も、上記のaで述べたように、道路障害の設置と防御を支援するために使用される場合がある。

d. 遅滞行動。遅滞行動では、小隊全体が通常、各分隊ごとに前線大隊に配属される。(90項参照)。連隊が占める広範な正面と利用可能な地雷の限られた数により、通常、地雷の使用は道路と隘路の阻止に限定される。後方の遅滞陣地への後退中、連隊の側面を防護するため、または敵による直接追撃を遅らせるために配置される道路障害は、連隊が前方の遅滞陣地から後退を開始する前に、小隊によって頻繁に設置される。地雷の供給が望ましいすべての任務を遂行するのに不十分な場合、敵を欺くためにダミー地雷原または道路障害が構築される場合がある。

172. 指揮所および管理施設の防御

連隊の弾薬補給所などの指揮所および管理施設には、利用可能な地雷の数がそのような行動を可能にし、かつ連隊の戦闘部隊から不可欠な地雷防御を奪わない場合に、戦車の可能性のある接近路に地雷を敷設することで対戦車防御が提供される。(図25参照)。

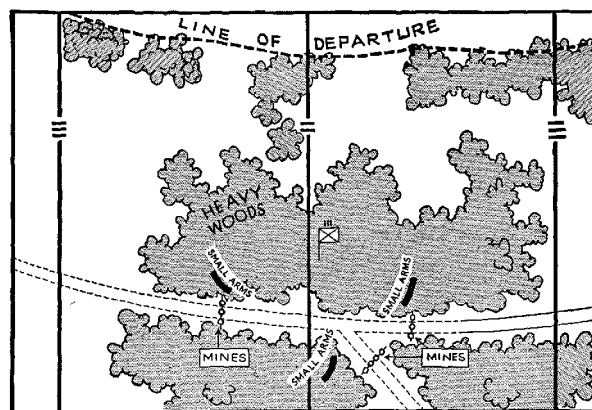


図25. 指揮所を防護するための地雷の使用。

パート2

歩兵大隊の対戦車小隊

第1章 概要

第1節 編成

173. 概要

a. 大隊対戦車小隊は、兵力および編成において対戦車中隊の対戦車小隊と同一である。(97項参照)

b. 武装、装備、および輸送については、編制装備表を参照のこと。

174. 要員の任務。

a. 指揮班。(1) 小隊長。(a) 小隊長は小隊を指揮し、大隊本部中隊長から受ける命令の下、その訓練と規律に責任を負う。

(b) 大隊対戦車士官として、その任務は、適用される限り、8b項で述べられている連隊対戦車士官の任務に類似している。彼は大隊長の対戦車防御の計画と実行を支援し、状況の変化があれば常に報告する。彼は大隊長の偵察に同行するか、または単独で偵察を行い、大隊および配属された対戦車兵器の運用と連携について勧告を提出する。彼の小隊が大隊から分遣され、他の指揮官の指揮下に置かれる場合を除き、彼は大隊長から命令を受ける。

(2) 小隊軍曹。小隊軍曹の任務は、対戦車中隊の対戦車小隊における小隊軍曹の任務に類似している (98項参照)。

(3) 伝令。伝令は口頭および書面による伝達を行う。彼は観測員として行動し、警戒任務の遂行を支援し、小隊に支給された信号機材を操作するよう指示される場合がある。彼は小隊本部に割り当てられた車両を運転し、運転手の整備に責任を負う。

b. 分隊要員。分隊要員の任務は、対戦車中隊の対戦車分隊の要員の任務に類似している (137項およびFM 23-75参照)。

第2節 補給、医療、後送

175. 補給

a. 大隊長は戦闘におけるすべての補給品の初期調達および補充に責任を負う。小隊長は、大隊長の下で弾薬補給に責任を負う。(183項参照) 彼はまた、小隊車両のガソリンとオイルの再補給を開始する責任も負う。彼はこれらの任務において小隊軍曹の支援を受ける。大隊本部中隊の弾薬および工兵小隊は弾薬補給を支援する場合がある。(FM 7-30参照)

b. 小隊またはその分隊は、しばしば大隊本部中隊の食堂の位置からかなりの距離にあるため、中隊長は、事

前の計画と他部隊との連携により、隊員が適切かつ時間通りに食事をとれるようにしなければならない。大隊長は、すべての各中隊長が、近くで行動している場合、配属されているか否かにかかわらず、自社による給食施設がない場合にこれらの隊員に給食を提供する責任を理解していることを確認しなければならない。

176. 医療および後送

医療および後送については、パート1、第2章を参照のこと。

第3節 戦術的運用

177. 参照

部隊移動および宿営、攻防戦、後退行動における歩兵大隊の作戦、および大隊対戦車小隊の戦術訓練に関する指示については、FM 7-20を参照されたい。

178. 任務

a. 主要任務。大隊対戦車小隊の主要任務は、自らの大隊に対機械化防御を提供することである。全周警戒を提供するため、その火砲は大隊および連隊の他の対機械化手段と連携されなければならない。しばしば、大隊の対機械化防御は、連隊対戦車中隊の分隊によって補強される。例外的に、特殊任務のために分遣される。対戦車中隊長は、連隊対戦車士官として、特に防御において、連隊の対機械化防御計画に大隊対戦車小隊の運用をしばしば含めるであろう。通常、小隊は自らの大隊の区域内で運用される。

b. 副次的任務。副次的任務には、敵対戦車砲およびその他の特定されたクルー操作兵器、砲座、トーチカ、その他の点目標への射撃が含まれる。大隊が前線部隊として、または露出した側面に展開している場合、あるいは都市や要塞化された陣地への攻撃のような特殊作戦に従事している場合、副次的目標は多数かつ頻繁に発生するであろう。

179. 行動準備

大隊対戦車小隊の火砲は、6e項に記述されている対戦車中隊の火砲と同様に、行動準備態勢を維持する。これらの火砲は、後者の火砲ほど頻繁に移動状態には保持されない。

180. 他の対戦車手段との連携

小隊長は、小隊の運用について、適時大隊長に提言を行う。彼の計画は、対戦車砲、対戦車ライフル擲弾およびロケット、地雷原およびその他の障害物の組み合わせが、大隊に対し可能な限り最良の対機械化防御を提供することを確実にしなければならない。彼はまた、彼の射撃陣地周辺に位置する可能性のある他の対戦車部隊の指揮官とも連携を図る。

181. 警戒

a. 警報システム。(1) 大隊の対機械化警報システムは連隊のそれに含まれる。(13項参照)。無線で受信された敵機械化部隊の脅威に関する情報は、大隊長から対戦車小隊長に伝達される。後者は、常にそのような情報を迅速に小隊の各分隊に中継する準備をしていなければならない。これらの分隊が広範囲に分散している場合、彼は追加の技術的な通信手段を提供されるよう要求するか、または小隊内の利用可能な手段が不十分な場合、小隊の各分隊が大隊指揮所から直接そのような警報を受け取るよう要求することができる。

(2) 上記の措置に加えて、小隊は独自の対空・対戦車警備を提供する。詳細については、13項cおよびdを参照のこと。

b. その他の警戒措置。(1) 小隊長および分隊長は、敵の空襲および地上攻撃に対する警戒措置と近接防御に責任を負う。詳細については、13～16項を参照のこと。

(2) 大隊対戦車士官として、小隊長は、大隊区域で大隊の各分隊によって敷設された地雷に対し、交通警告警備が維持されていること、そしてこれらの地雷が小火器の射撃によって、可能であれば対戦車砲、対戦車ライフル擲弾、およびロケットによっても防護されていることに責任を負う。

182. 通信

無線が利用できない場合を除き、使用される通信手段は対戦車中隊の対戦車小隊におけるものと類似している(99項参照)。小隊との連絡を維持する責任は大隊長にあるが、小隊長は、自身の利用できるすべての通信手段を利用して、この点で彼を支援すべきである。

183. 弾薬補給

a. 小隊長は、大隊計画に基づき、砲陣地に十分な弾薬が利用可能であり、消費された弾薬が速やかに補充されることに責任を負う。彼は通常、弾薬補充の監督を小隊軍曹に委任し、小隊軍曹は小隊内の弾薬の状況を常に把握している。

b. 小隊または分隊がその切り離し位置に到着すると、想定される必要量を満たすのに十分な弾薬が分隊用牽引車から降ろされ、射撃陣地まで手で運搬される。降ろされる量は、攻撃圏内にあると見なされる敵戦車の数によって示される、可能性のある機械化された脅威の強度、および据え付けられた敵自動火器、トーチカ、またはその他の副次的目標への射撃の可能性に依存する。

c. (1) 攻撃において、手動で移動する場合の対戦車砲の限られた機動性のため、牽引車は通常、砲陣地近くの遮蔽下に留まるべきである。小隊本部トラックは、緊急時に弾薬補給のために使用される場合がある。より大量の補充が必要になり、大隊の輸送手段が利用できない場合は、連隊の車列から車両を確保する手配を大隊長が行わなければならない。牽引車の規定された弾薬積載量は、可能な限り継続的に維持される

べきである。迅速な前方移動、例えば前衛との移動中や追撃中においては、弾薬補給システムは攻撃時と類似している。補給地点からの距離が非常に遠く、補充が困難な場合、必要量を予測し、追加の弾薬と輸送手段を上級司令部から確保しなければならない。

(2) 牽引車の位置からの弾薬の手動運搬は、小隊長および小隊軍曹の一般的監督の下、分隊長によって管理される。

d. 防御状況では、大隊長は戦闘陣地の大隊防御区域に降ろされる弾薬量を指示する。しばしば、敵が接触を確立した後、後方からの弾薬補充は、暗闇の遮蔽下でのみ実用的である。しかし、弾薬が著しく枯渇した小隊の分隊の即時補給のための準備がなされなければならない。これは、砲陣地近くに設置された小隊補給地点に弾薬の一部を保管しておくことによって達成される。小隊軍曹によって維持される弾薬消費記録に基づいて、小隊長は夜間に前方に運ばれた弾薬の補給を計画し、各分隊への分配を実施する。弾薬は主、補助、および代替の砲座に分配され、砲座の側面に掘られた弾薬シェルターに保管される。追加の弾薬は、他の近くのシェルターに保管される場合がある。弾薬シェルターの要件は、弾薬が乾燥した状態に保たれ、保護され、隠蔽されていることである。

e. 後退行動中、弾薬の補充は対機械化防御に必要な最低限に抑えられる。想定される行動に十分と見積もられた量が各部隊に残される。連隊または大隊の弾薬運搬車両は、後方陣地の小隊に放出される場合がある。または、後方陣地またはそこへの途中に上級司令部によって弾薬補給拠点を設置することで、補給が行われる場合がある。大隊長は、そのような補給拠点の位置を小隊長に通知する。

第4節 行軍と宿営

184. 行軍

大隊は連隊の主力の一部を形成することも、連隊またはより大きな部隊の警備部隊として派遣されることも、独立した部隊として行軍することもできる。(FM 7-20参照)

a. 大隊が連隊の主力の一部を形成する場合、対戦車小隊は連隊の指揮下で、縦隊全体の防御のために運用されることがある。その行動は、第104項で述べられている対戦車中隊の対戦車小隊の行動と類似している。縦隊全体の防御に運用されない場合、小隊は大隊長によって、分隊を縦隊全体に分散させるか、側面沿いの連続する射撃陣地を占領させるかして、大隊の防御のために配置される。

b. 前衛との行動。(1) 大隊が連隊の前衛を構成する場合、対戦車小隊の行動は、配属された対戦車砲の行動と連携される。(a(2)(a)項参照。) 勧告を求められた場合、小隊長は自らの兵器と配属された兵器の両方の運用を考慮しなければならない。対戦車分隊は、行軍中の縦隊に継続的な対機械化防御を提供するため、一つの適切な射撃陣地から別の陣地へと前進させることができる。そのような移動においては、対戦車部隊

は道路における優先権を与えられ、連続する陣地へ迅速に移動する。小隊長または彼によって指定された他の要員は、隠蔽地および射撃陣地を選定するため、先頭の徒歩部隊に同行する。即座に必要な量の弾薬のみが砲陣地で降ろされる。自動車化された移動の場合のように、対戦車小隊のそのような運用が非現実的である場合、砲は通常、分隊ごとに、支援部隊および予備に分散され、前衛全体に防御を提供する。

(2) 迅速な行動への移行は不可欠である。砲が隠蔽地または射撃陣地にある場合、砲班の隊員は全方向を監視するために配置される。砲班は常に、対空対戦車警備からの警戒信号に警戒していなければならない。敵と接触が確立された場合、小隊は前衛の行動に応じて、攻撃または防御戦闘と同様に運用される。

c. 側面警備との行動。大隊が連隊の側面警備を構成する場合、対戦車小隊の運用は、概ね前衛との行動と同じである。行軍の進行中にいくつかの危険な戦車接近路を通過しなければならない場合、小隊の分隊は一つの陣地から別の陣地へと逐次移動する（図11参照）。脅威のある側面から単一の接近路がある場合、大隊長は小隊長に対し、最初の遅滞陣地として利用できる単一の地形に移動するか、任務が達成されるまで防御するよう指示することができる。

d. 後衛との行動。104a(2)(c)項を参照。

e. 大隊単独行軍。大隊が単独で行軍する場合、自らの前衛、側面、および後衛を編成する。大隊対戦車小隊の分隊は、通常、前衛に配属される。（FM 7-20参照）大隊対戦車小隊の分隊は、少なくとも小銃小隊の兵力を持つ側面または後衛に配属されることがある。大隊対戦車小隊の残りの部隊は、大隊の主力部隊とともに行軍し、敵の機械化された脅威に対応するため、いかなる方向にも迅速に移動できるよう準備する。

f. 夜間行軍。小隊の分隊は、夜間行軍中に大隊の警戒部隊とともに行動することはめったにない。通常、小隊は大隊の自動車縦隊において部隊として行軍する。大隊が単独で行軍している場合、小隊は通常、分隊ごとに、行軍経路の側面に設置された道路障害を防護するために運用されることがある。例外的に、大隊が連隊の一部として行軍する場合、小隊は連隊の指揮下で同様の方法で運用されることがある。

g. 自動車移動。自動車移動においては、大隊対戦車小隊は通常、大隊が主力部隊として移動しているか、より大きな部隊の警備部隊として移動しているか、または独立して移動しているかにかかわらず、分隊ごとに大隊縦隊全体に分散される。経路がわずかな開口部しかない自然な戦車障害物に囲まれている場合、小隊の分隊は、主力部隊の前進に先立ってこれらの開口部を援護するために前方へ派遣され、通過するにつれて縦隊の後方に合流することがある。そのような運用は、通常、大隊が独立して移動している場合、または警備部隊として移動している場合のみ発生する。（29項参照）

185. 宿営

a. 連隊の一部として行動する大隊。（1）大隊の宿営地は通常、連隊長によって指定される。区域内の部隊

配置は、続く作戦を容易にするように行われるべきである。

(2) (a) 宿営前哨として派遣された大隊は、通常、対戦車中隊の分隊の配属によって増強される。その防御は、地雷原や他の障害物の構築のために工兵の投入によって補強される場合がある。

(b) 対戦車分隊は、前哨陣地への戦車の接近路を援護するように配置される。予備分隊は機動性を保ち、以前に偵察されたいくつかの陣地のいずれかへ迅速に移動する準備を整えることができる。各対戦車分隊は、広範な正面での防御と同様に陣地を組織する。各砲陣地には常に、対空対戦車警備が配置されている。砲班は、戦闘陣地の防御区域の組織と同様の方法で、砲座と個人壕を構築し、偽装を準備する。

b. 大隊単独行動。（1）大隊が単独で宿営する場合、大隊長は宿営前哨を派遣する。彼は対機械化防御のため、および浸透してくる敵部隊による攻撃に対する近接防御のために必要な措置を指示する。

(2) 対戦車小隊は通常、宿営前哨に配属される。道路障害の設置を支援するため、または敵機甲車両の可能性のある接近路を射撃で援護するために投入される場合がある。ロケットチームは、対戦車砲によって援護されていない宿营地への接近路を援護する。例外的に、適切な全周防御を提供するための十分な砲の不足により、小隊は、準備された射撃陣地を占領できるよう機動性を保つ必要がある場合がある。

第2章 攻撃戦闘。

第1節 接近行軍と集結区域

186. 日中接近行軍。

a. 概要。(1) 日中接近行軍における先頭および後尾大隊の配置と行動については、FM 7-20を参照のこと。

(2) 大隊長の展開命令は、大隊編制における対戦車小隊の位置を規定する。大隊の後方は通常、連隊対戦車砲によって、そして先頭大隊の場合には、後方大隊のそれによって防御される。このため、対戦車小隊は通常、先頭梯隊に正面および側面防御を提供するという主要任務をもって、大隊の第一梯隊と第二梯隊の間を移動するよう指示される。

(3) 大隊命令は、小隊が部隊として移動するか、または小隊の指揮下で各分隊に分散されるかを規定する場合がある。しかし、この決定は小隊長の判断に委ねられる場合がある。大隊が狭い正面を進攻している場合、または片方の側面のみが機械化攻撃に晒されている場合、小隊は通常、部隊として行軍する。広範な正面を援護しなければならない場合、または大隊の両側面に対する戦車攻撃が可能な場合には、各分隊による分散が通常不可欠である。地形の性質上、または先頭大隊の正面が広すぎて、大隊対戦車小隊の射撃が十分な対機械化防御を提供できない場合、対戦車中隊の小隊またはそれ以下の分隊が大隊に配属されることがある。

b. 部隊として行軍する小隊。(1) 対戦車小隊が部隊として行軍する場合、小隊長はそれを各分隊の一行、縦隊、各分隊を梯隊状に、または三角形編制で配置することができる。これらの編制の議論については、6e(2)項を参照のこと。

(2) 小隊長は伝令を伴って、通常大隊の先頭梯隊とともに移動し、小隊軍曹は小隊とともに留まる。小隊長は106項で述べられているように絶え間ない偵察を行う。激しい砲撃区域を避けることができない場合、小隊長は各分隊に単独で区域を横断するよう指示することがある。部隊は小隊軍曹の監督の下、反対側の指定された地形上で再編成される。小隊は、道路や敵の観測に晒される尾根のような危険な区域を、車両を並列に、かつ可能な限り広く離して一気に横断するよう指示されることがある。地形が前方および側面に対して長距離の射界と広い観測を可能にする場合、先頭大隊の小隊は連続する地形へ逐次移動する。最初の陣地における防御維持の必要性に応じて、移動は分隊梯隊（2個分隊が移動し、1個分隊がその場に留まる、またはその逆）によって行われるか、または小隊が部隊として移動することができる。小隊長は、先頭分隊が到着する前に前方の射撃陣地を選定する。連隊対戦車中隊からの小隊が大隊に配属されている場合、各小隊は互いに跳躍しながら逐次前進することができる。

c. 各分隊が個別に移動する場合。(1) 各分隊には、大隊の進行区域の約3分の1を援護する対戦車防御を提供する任務が与えられる場合がある。大隊が先頭梯隊

で2個小銃中隊を並列に移動させる場合、各先頭小銃中隊を防護する任務が1個分隊ずつに割り当てられることがある。残りの1個分隊は、より脆弱な先頭小銃中隊の対戦車防御を補完するために使用されるか、または状況に応じていずれかの中隊の支援に移動できるよう、中央の場所に機動性を保って待機させることができる。必要であれば、対戦車中隊の追加の砲を配属することができる（a(3)項も参照）。

(2) 分隊長は、小隊長と同様の偵察を行うのに十分な距離を先行して分隊を率いる（b(2)項参照）。彼は、小隊長によって指定されていない限り、暫定的な射撃陣地を選定する。

(3) 各分隊が個別に移動する場合、小隊長は指揮班の隊員を利用して統制の維持を支援する。各分隊の配置または行動の変更に関する必要な指示は、信号または伝令によって伝達される。

d. 牽引車の運用。牽引車は、状況が許す限り、砲を牽引し、砲班、弾薬、および付属品を運搬するために使用される。停止時には、各砲は隠蔽陣地（必要に応じて切り離される）に配置され、暫定的な射撃陣地の近くに位置する。各分隊は常に、行動準備態勢または移動再開の態勢を整えていなければならない

187. 夜間接近行軍

夜間接近行軍では、大隊は通常、徒歩梯隊と自動車梯隊に分割される。指揮および警戒目的で必要とされる車両を除く大隊内の全車両は自動車梯隊を編成し、これは後方の隠蔽された宿営地に待機し、徒歩部隊の到着後まもなく新しい集結区域に到達するよう時間通りに前進する。対戦車小隊は通常、自動車梯隊とともに移動する。小隊として移動することも、各分隊が自動車縦隊に分散されることも可能である。小隊またはその分隊は、大隊の徒歩梯隊を脅かす戦車接近路となりうる場所を阻止するために前方に派遣される自動車化された分遣隊の一部を形成する場合がある。また、大隊集結区域または他の行軍目標を阻止するために前方に派遣される自動車化された分遣隊の一部を形成する場合もある。（107項参照）。

188. 集結区域

a. 連隊は時として、接近行軍から直接攻撃に移行する場合がある。しかし、可能な限り常に、上級司令部が設置した遮蔽部隊または連隊前哨の防御下で、攻撃展開に先立って集結区域を占領するため、接近行軍を中断する。大隊が接近行軍中、前衛または主力の先頭大隊であった場合、通常、連隊前哨を設置する。大隊対戦車小隊の運用については、108項を参照のこと。

b. 大隊が上位部隊によって設置された前哨によって防御されている集結区域を占領する場合、対戦車小隊長は通常、1つまたは複数の射撃陣地を占領し、大隊に局所的な対機械化防御を提供するよう指示される。これらの命令は通常、小隊が停止することなく、接近行軍から直接射撃陣地へ移動できる十分な時間をもって受領されるであろう。指定された射撃陣地はしばしば地図上でのみ選定されているため、地上での射撃陣地の迅速な選定と占領は小隊長の責任である。

第2節 攻撃における運用

189. 概要

a. 大隊対戦車小隊は、主として大隊の攻撃梯隊の正面および側面の対機械化防御のために運用される。側面および後方のより深い防御のため、大隊はしばしば対戦車中隊の小隊によって増強される。(48b項参照)。時として、小隊は点目標への射撃という副次的任務にも投入される場合がある。(178b項参照)。

b. 大隊長は通常、小隊または各分隊に対して最初の射撃陣地を指示する。そこから小隊は、指定された方向または接近路からの機甲攻撃に対して攻撃梯隊を防護する。命令は通常、少なくとも次の射撃陣地、および移動を実施する時期を指示するであろう。時期は通常、攻撃梯隊が特定の地形を占領した直後に移動を行うよう規定することで確定される。新しい位置で達成すべき任務が含まれる。(FM 7-20参照)。

c. 後続の陣地の位置を事前に指定することが不可能な場合、大隊長は小隊に対し、攻撃梯隊を防護する任務を継続するよう指示し、実行の詳細を小隊長に委ねる場合がある。攻撃が進展するにつれて、後者は新しい射撃陣地を指示し、状況と地形の変化が要求する小隊の運用における変更を命令する。

d. 例外的に、大隊長は小隊またはその分隊を攻撃中の小銃中隊に配属するか、または小隊またはその分隊がこれらの部隊に追従し、防護するよう指示する場合がある。このような場合、分隊長の責任は、分隊に係する限り、上記のcで述べられているものを含む

190. 攻撃前の偵察

a. 時間がある場合、小隊長は大隊長が偵察を行う際に同行するよう指示されるか、または大隊攻撃命令発令に先立ち、別途偵察を行い大隊長に提言を提出するよう要求される場合がある。このような提言には、小隊の初期任務が含まれる。

b. 偵察に出発する前、または大隊攻撃命令を受けるために招集された際、小隊長は小隊軍曹に計画された経路と目的地を知らせる。小隊長は通常、伝令を伴う。連隊対戦車中隊の小隊が配属されている場合、小隊長たちは、可能であれば共に偵察を行うべきである。

c. 大隊長に提言を提出するための準備としての偵察中、小隊長は以下の情報収集に努める。

- (1) 敵機械化部隊の可能性のある接近路。
- (2) 敵地雷原の位置。
- (3) 自然または人工の戦車障害物。
- (4) 大隊の作戦区域に既に配置されている友軍部隊の一般的配置、出発線（または区域）、攻撃梯隊の部隊、および大隊作戦区域の境界線。
- (5) 各分隊の隠蔽陣地。
- (6) 大隊の攻撃梯隊の正面および側面に対する敵機械化攻撃の最も可能性の高い接近路を小隊が援護でき

るようにする、各分隊の主たる射撃陣地および代替射撃陣地（6項参照）。

(7) 補助射撃陣地および代替射撃陣地。時間が切迫している場合、これらの陣地の選定は、小隊攻撃命令が発令され、各分隊が射撃陣地を占領した後まで延期せざるを得ない場合がある。

(8) 大隊の正面および側面を監視できる小隊観測所。ここから小隊長は小隊のすべての部隊を観測できる。これが不可能な場合は、敵戦車攻撃の最も可能性の高い区域を観測できる観測所。

(9) 牽引車の隠蔽およびデフィレードが許す限り前方にある切り離し陣地、およびそこから射撃陣地または隠蔽陣地への隠蔽または遮蔽された経路。

(10) 初期射撃陣地からの前方移動のための遮蔽された経路。

d. しばしば、大隊長の攻撃命令を受領する前に小隊長が偵察を行う時間は許されないであろう。そのような場合、偵察の範囲は上記のcで述べたものと同様であるが、小隊長は、大隊長の命令で小隊に割り当てられた主要な射撃方向で射撃を実施できるような、各分隊の射撃陣地と責任範囲を選定しなければならない点が異なる。

191. 小隊長の命令

a. 可能な限り、小隊長は各分隊長に対し、前進すべき地形が見える地点で命令を発する。戦車行動に有利な地形、および既存の戦車障害物は指摘されるべきである。

b. 小隊長は、各分隊に一時的な射撃陣地を占領させ、砲が一時的な陣地に配置され次第、分隊長が命令を受ける地点に報告するよう指示することができる。時間がある場合、彼は分隊が集結区域にいる間に、分隊長が命令を受けるために前方へ行くよう指示することができる。そのような場合、分隊長は命令を受けた後、帰還するか、伝令を派遣して、分隊を射撃陣地または隠蔽陣地へ誘導する。

c. 小隊長の命令は以下を含む。

(1) 敵および友軍に関する必要な情報。これには以下が含まれる。

(a) 付近で作戦中の敵戦車の種類。

(b) 既知または疑われる敵地雷原または地雷による道路障害の位置。通行および警告標識に関する情報。

(c) 付近で作戦中の友軍戦車の提案された移動と行動計画、およびその識別標識と信号。

(d) 友軍と信じられる戦車に自己識別を要求する際に使用される挑戦信号（もし規定されていれば）。

(e) 他部隊の近くの対戦車砲、および既知の地雷原と対戦車障害物の位置。

(f) 各分隊の行動に影響する限りにおいて、大隊の行動計画の以下の詳細。

1. 小銃中隊の初期位置、機動計画、および目標。
2. 大隊支援火器の位置。重火器部隊および支援砲兵の事前計画された射撃。

3. 対戦車中隊の支援または配属分隊の位置と任務。

(2) 小隊の任務。

(3) 各分隊への指示。これには以下が含まれる。

(a) 隠蔽陣地、主たる陣地、および代替陣地の位置、主要な射撃方向、および責任範囲。

(b) 射撃開始を左右する条件（102c項参照）。

(c) 補助陣地および代替陣地の位置、およびそれらが占領される条件。

(d) ロケットチームの運用。

(e) 砲座の構築。隠蔽と偽装。

(f) より前方の上級射撃陣地への移動に関して現時点で与えられうる指示。

(g) 近くの部隊との連絡の確立。

(4) 大隊弾薬補給所の位置。大隊救護所の位置。

(5) 小隊長の位置。大隊および小隊の指揮所および観測所の位置。常時運用手順でカバーされていない警告信号、または警告任務のその他の関連詳細。呼出名、事前設定されたメッセージコード、地図座標コード、信号弾信号などの信号運用手順からの関連抜粋。

192. 初期射撃陣地の占領

a. 概要。大隊集結区域を防護するために占領された射撃陣地から、攻撃の初期段階で占領される陣地への移動は、大隊の攻撃梯隊が攻撃陣地へ移動する間、途切れることのない防御を提供するよう実施されなければならない。このため、移動は逐次的に行われる必要がある。時間があれば、小隊長は戻って小隊を前進させる。そうでなければ、事前設定された信号または小隊長が送り返した誘導員によって前進される。この射撃陣地の変更を行う際、砲は地形と敵の射撃が許す限り、牽引車によって遮蔽または射撃陣地の近くまで移動される。その後、切り離され、手動で移動が完了する。

b. 主たる射撃陣地の占領。指定された主たる射撃陣地に到着すると、各分隊長は対空対戦車警戒員を配置し、砲座の構築を開始する。手順は対戦車中隊小隊について記述されたものと同様である（111b項参照）。

193. 敵機械化攻撃に対する行動

a. 敵機械化攻撃に対する小隊の行動については、102項および112項を参照のこと。

b. 分隊の行動については、145項を参照のこと。

194. 攻撃中の偵察。

a. 新しい射撃陣地および隠蔽陣地、そしてそこへの隠蔽された経路の偵察は、攻撃中継続して行われる。小隊長は実行可能な限り早期にこの偵察を開始する。防御側であり、機甲車両を保有する敵は、通常、自らの陣地を回復するために反撃でそれらを投入するであろう。そのような反撃は、攻撃梯隊が、その目標に移動していない対戦車砲の射撃を遮蔽する地形目標を占領した直後に最も発生しやすい。大隊対戦車小隊がこの危機的な期間中、攻撃梯隊に防御を提供するという任務を遂行するためには、目標が占領された後、可能な限り早期に目標上の新しい射撃陣地を占領しなければ

ならない。目標への迅速な移動は、経路が事前に偵察され、かつ容易に識別できるように標識がつけられるか、または各分隊長に十分詳細に記述されている場合にのみ可能となる。同様に、砲が目標付近に到達した後、射撃陣地の迅速な占領は、通常、適切な射撃陣地の少なくともおおよその位置が事前に決定されている場合にのみ可能となる。

b. 偵察のために射撃陣地を離れる前に、小隊長は小隊軍曹と各分隊長に移動に関する断片的な命令を発する。これらの命令は、同様の任務における対戦車中隊の対戦車小隊長が発する命令と類似している。（113aおよびb項参照）。

c. 攻撃中の偵察の実施は、対戦車中隊の対戦車小隊長のものと類似している。（113c項参照）。対戦車中隊の対戦車小隊が大隊を支援または配属されている場合、この偵察は、可能であれば、その小隊長と連携して行われるべきである。

195. 大隊の再編成の防護

成功した攻撃の後、または攻撃中のいかなる時でも大隊が再編成のために停止する際、小隊長は、大隊の攻撃梯隊の正面および側面を最大限に防護するように砲を配置する。彼は必要な小隊の再編成を指揮し、弾薬の補充を手配する。

196. 対戦車小隊の再編成

指揮官またはその他の主要な要員が死傷した場合、速やかに補充される。交戦中、死傷者によって深刻な損害を受けた砲班は、小隊の他の隊員間で任務を一時的に再調整することにより、行動を継続する。完全な再編成は通常、最終目標が達成されるまで延期される。その後、小隊長は各分隊間で人員を再配置することにより、戦力を均等化する。各分隊が深刻な損害を受けている場合、彼は大隊長または最寄りの各中隊長に、小銃兵を補充として派遣するよう要請する。再編成中、小隊長および各分隊長は、自部隊が即時行動のための継続的な準備態勢にあることを確認する。

197. 追撃

敵を追撃中、対戦車小隊は通常、大隊の先頭部隊を密接に支援するために前進する。小隊は逐次前進し、敵機甲車両の可能性のある接近路を援護する。（117項参照）。

198. 夜間運用

a. 攻撃が夜間のために中断された場合、小隊長は直ちに小隊を配置し、大隊陣地へ通じる機甲車両の最も有利な接近路を援護し、さらなる指示のため大隊長と連絡を取る。

b. 大隊による日中攻撃に備えた夜間移動の実施、および夜間攻撃における運用については、118項を参照のこと。

第3節 特殊作戦

199. 森林における攻撃

a. 森林における歩兵大隊の運用および行動を規定する一般原則については、FM 7-20を参照のこと。

b. 森林の縁への攻撃は、しばしば煙幕または暗闇の遮蔽下で行われる。その場合、大隊対戦車小隊は夜間攻撃と同様の方法で運用される。日中に攻撃が行われる場合、小隊は他の開けた地形での攻撃と同様に、大隊の攻撃梯隊の正面および側面を防護する。

c. 森林を通過する前進中、対戦車小隊の運用は主に森林の密度に依存する。比較的開けた森林では、通常、各分隊が攻撃梯隊の各側面に密接に追従し、正面および側面からの攻撃に対する防御を提供するよう指示される。対戦車中隊の小隊が配属されている場合、側面砲はこの小隊の砲によって増強されることがある。森林が非常に密林で、敵戦車攻撃が道路や小さな空き地といった接近路を通じてのみ実行可能な場合、砲はこれらの接近路を援護するために逐次前進する。砲を手動で移動させなければならない場合、追加の人員の配属が必要となる。

d. 大隊は森林の遠い縁に到達する前に迅速に再編成される。その後、他の開けた地形での攻撃と同様の方法で攻撃を継続する。再編成中および続く攻撃の初期段階では、砲の射撃陣地は、森林の縁が敵砲兵にとって有利な目標となるため、可能な限り森林の縁の奥深くに配置されるべきである。時間があれば、射撃経路が急遽準備されることがある。すべての砲は、可能な限り速やかに森林外の新しい陣地へ移動されるべきである。

e. 詳細については、62項を参照のこと。

200. 都市への攻撃

都市内の大隊攻撃については、FM 7-20を参照のこと。都市攻撃における対戦車兵器の運用については、63項を参照のこと。

201. 河川線への攻撃

a. 敵によって防御されている河川の渡河を強行する大隊は、通常、敵の軽砲の射程外となる十分な距離に位置する初期集結区域で準備を行う。この集結区域から、夜陰に乗じて河川近くの最終集結区域へ移動する。実際の渡河は夜間、夜明け、または日中に行われることがある。後者の場合、渡河は通常、煙幕または霧の遮蔽下で行われる。(FM 7-20参照)。

b. 河川の手前側における敵機甲部隊による攻撃が可能な場合、防御は通常、上級司令部の指揮下にある対戦車部隊によって提供される。

c. (1) 先頭の銃部隊が敵岸に集結し、河川からの前進を開始している間、先頭大隊の対戦車砲は、河川を渡った銃部隊に対戦車防御を提供するため、最初に手前岸の射撃陣地に配置される。このような砲の運用は、河川が狭い場合、先頭の銃部隊が夜明け直前または日中に渡河する場合、および適切な射撃陣地が利用可能な場合、大隊長によって命令される。河川線

が敵によって強固に保持されている場合、これらの対戦車砲は直接射撃によって敵の自動火器を破壊するためにも使用されることがある。これらは渡河が発見された場合にのみ発砲する。

(2) 上記(1)で述べたように最初に運用されない場合、小隊は渡河時間まで河川近くの遮蔽下に待機する。

(3) 対戦車中隊の砲が先頭大隊に配属されている場合、大隊対戦車小隊は、正面の一部と大隊の片側面を防護するために部隊として運用され、残りの正面と反対側の側面は対戦車中隊の砲が防護する。

d. 隷下指揮官に偵察（できれば日中）と計画のための最大限の時間を与えるため、大隊長は可能な限り早期に警告命令を発する。攻撃命令は通常、断片的な形式で発せられ、手前側の後方集結区域から、河川の向こう側の最初の目標への移動を扱う。命令は具体的かつ可能な限り詳細であるべきである。対戦車小隊への命令は、小隊の射撃陣地（または砲が最初に遮蔽下に待機する場合、河川近くの最終集結区域）、その輸送手段の配置、河川渡河前後の任務、渡河のために乗船する手前岸の地点、向こう岸の着陸点、および初期集結区域から射撃陣地（または最終集結区域）への移動経路およびその他の詳細を規定すべきである。秘密保持のため、偵察に制限が課されることが頻繁にある。最初の目標では、大隊長は通常、攻撃継続のための追加命令を発しなければならない。

e. 小隊長（分隊長および大隊長の指示が許すその他の主要な要員を伴って）は、徹底的な偵察を行い、小隊が大隊縦隊を離れる地点からの経路を標示し、占領すべきすべての陣地を標示する。小隊が初期集結区域を離れる前に、小隊長は、最初の射撃陣地および河川の向こう岸に到達した後の任務を含む、すべての隷下部隊の行動を詳細に扱う命令を発する。これらの命令の内容は、適用される限り、第64項を参照のこと。

f. 敵が機甲車両を保有している場合、大隊が河川の向こう岸に到達した後いつでも、対機械化防御が必要となる場合がある。したがって、小隊は、先頭部隊が向こう岸を確保し掃討した後、可能な限り早期に渡河させなければならない。ポンツーン筏などの工兵資材は、小隊の適時な渡河を可能にするのに十分早期に利用可能となる場合がある。しかし、任務を遂行するために時間内に渡河するには、小隊が自らの砲と車両を渡河させるための手段を即興で準備する必要があることが頻繁にある。最初の目標からの攻撃梯隊の前進は、対戦車兵器によって十分に防護されなければならない。河川渡河を効果的に行うための即興手段については、付則2を参照のこと。

202. 要塞化陣地への攻撃

要塞化陣地への攻撃における対戦車部隊の運用については、65項およびFM 7-20を参照のこと。

203. 奇襲

a. (1) 奇襲は支援ありと支援なしに分類される。支援ありの奇襲は日中または夜間に行われる。これらは奇襲と支援兵器の射撃による防御に依存する。支援な

しの奇襲は支援兵器の射撃なしで行われ、防御は主に奇襲、暗闇、霧、または煙に依存する。(FM 7-20参照)。

(2) 大隊は部隊として支援ありの奇襲のみを行う。各計画は既存の地形と状況に適合するように考案されなければならない。単純な計画、すべての奇襲部隊に徹底的に理解されていること、そして徹底的な偵察が不可欠である。隷下の指揮官は、日中に行われる偵察に加えて、少なくとも1回の夜間偵察を行うべきである。

b. 大隊対戦車小隊は、奇襲部隊に全周対機械化防御を提供するため、および特定された点目標を直接射撃で無力化するために、奇襲を支援するために投入される場合がある。有効射程の制限により、友軍前線の射撃陣地からこれらの任務を達成できない場合、前線前方の陣地を占領する必要がある場合がある。そのような陣地は友軍部隊の支援距離内にあるべきである。砲と弾薬の手動による移動が必要となる場合がある。この場合、小隊長は、そのような移動を支援するための追加要員の配属を要求すべきである。近接防御のための小銃兵の配属も頻繁に要求されるであろう。奇襲部隊の撤退中、小隊は通常、遅滞行動と同様に作戦する。(219項参照)。

204. 橋頭堡

a. 橋頭堡の確立において、強力かつ積極的な対機械化防御を提供するために迅速な措置が講じられる。地雷は上陸前に大隊対戦車小隊に支給される。砲の手動移動を支援するために追加要員が配属される場合がある。

b. 河川線への攻撃と同様に、海岸が先頭大隊部隊によって確保され次第、対戦車砲は上陸すべきである。

c. 敵戦車の可能性のある接近路、および対戦車砲とロケットチームに適した射撃陣地の偵察が直ちに開始される。対戦車砲とロケット発射機は、歩兵部隊の前進を妨げている点目標に対しても運用される場合がある。

d. 対戦車分隊とそれらが支援する部隊との間の密接な連携が速やかに確立されなければならない。

205. 砂漠作戦

砂漠作戦における対戦車部隊の運用については、67項を参照のこと。

206. 山岳作戦

山岳戦における対戦車部隊の運用については、69項を参照のこと。

第3章 防御戦闘。

第1節 防御における運用

207. 概要

a. 主要任務。前線大隊の対戦車小隊の主要任務は、阻止線の対戦車防御である。(FM 7-20参照)。小隊の火砲は、地雷やその他の障害物と連携して、敵機械化部隊の最も可能性の高い接近路を援護し、阻止線に到達する前に各敵戦車に効果的に射撃できるよう砲座に設置される。接近する戦車に側面射撃を可能にする陣地が最も望ましい。阻止線の後方の最初の地形地の近くの陣地を選定すべきである。ただし、それが阻止線前方の望ましい射撃を可能にする場合に限る。阻止線に対する火砲支援がそのような陣地からのみ提供できる場合、火砲は前方小隊防御区域内に砲座に設置される。砲は相互支援できるように砲座に設置される。これにより、敵戦車が1つの砲陣地をオーバーランしようとする、別の砲によって側面から攻撃されるであろう。(図12参照)。連隊対戦車中隊の砲は、大隊の対戦車防御に縦深を加え、側面および後方を防御する(72項参照)。

b. 一般前哨の支援。大隊が一般前哨に割り当てられた場合、対戦車小隊は、道路またはその他の機甲車両の可能性のある接近路を援護する任務を割り当てられる。(FM 7-20参照)。前哨命令が、その区域を特定された時間、またはさらなる命令があるまで保持することを規定している場合、小隊は、対戦車中隊の小隊について第127項で記述された方法と同様に、射撃陣地を占領し組織する。牽引車は砲陣地の近くに留められる。

c. 戦闘前哨の支援。小隊またはその分隊は、防御陣地の戦闘前哨に配属される場合がある。運用は一般前哨の支援におけるものと類似している。撤退時、戦闘前哨は通常、中間陣地を占領することなく、直接戦闘陣地へ撤退する。対戦車砲は、事前に選定された大隊防御区域内の陣地へ直接撤退する。

d. 予備大隊対戦車小隊の運用。連隊予備の大隊の対戦車小隊は、連隊長によって任務を割り当てられる場合がある。小隊が大隊の指揮下に留まる場合、その主要任務は大隊集結区域の全周防御である。(FM 7-20参照)。予備大隊が防御陣地を占領する場合、その対戦車小隊は、戦車が前方の陣地を突破するのを制限し、大隊の側面および後方を防御し、射界が許せば、阻止線の防御において先頭大隊対戦車砲の射撃を補充するように配置される。

208. 偵察および射撃計画

a. 対戦車小隊長は大隊長から直接命令を受け、通常、後者の偵察班に含まれる。彼は独立した対戦車偵察任務を割り当てられる場合がある。彼は陣地前方の自然障害物、および敵機械化部隊の可能性のある接近路について報告し、小隊の運用方法、地雷およびその他の障害物の位置、連隊対戦車中隊から必要とされる

追加支援に関する勧告を提出するよう指示される場合がある。

b. 小隊長は射撃計画を策定し、通常オーバーレイまたはスケッチの形式で大隊長に提出して承認を得る。そのようなオーバーレイまたはスケッチには、近くのすべての地雷原およびその他の対戦車障害物、責任区域、主たる射撃方向、各砲の主たる、補助、および代替陣地、ならびに他の部隊の近くの対戦車砲およびロケットチームの主たるおよび補助陣地、主たる射撃方向が示されるべきである。また、敵偵察車両またはデコイ車両と交戦する砲の指定を含む、射撃開始のために設定された条件も示すべきである。計画は、大隊長によって必要に応じて修正および変更される。(FM 7-20参照)

209. 陣地占領前の偵察

a. 大隊命令受領後、小隊長は各分隊の隠蔽陣地、主たる射撃陣地および代替射撃陣地を選定するために必要な追加偵察を行う。また、補助射撃陣地および代替射撃陣地、敵戦車のより重要な接近路を観測するための観測所、および小隊の陣地への移動のための遮蔽された接近路を選定する。補助陣地は、砲を手動で移動させることができるよう、主たる射撃陣地から十分に近い場所にすべきである。

b. 防御陣地を夜間に占領する場合、選定された陣地およびそこへの経路は、日中に偵察し標示すべきである。可能であれば、小隊長は各分隊長が偵察を行えるよう時間通りに命令を発する。そうでなければ、誘導員を指名し、彼らが経路と選定された陣地を熟知していることを確認する。

c. 対戦車中隊の小隊が大隊防御区域内に射撃陣地を割り当てられた場合、大隊対戦車小隊長は必要なデータを提供し、必要な連携を確立するのを支援する。(124b項参照)。

210. 命令

126項を参照。ただし、大隊対戦車小隊の小隊長の命令は、対戦車中隊の小隊が使用する対応する施設の場所ではなく、大隊弾薬補給所、大隊救護所、および大隊指揮所の場所を扱う。

211. 射撃陣地の占領と編成

射撃陣地の占領と編成は、対戦車中隊の対戦車小隊について記述されたとおりに実施される(127項参照)。

212. 防御の実施

戦闘中、小隊長は自らの小隊の行動を最もよく観測し、統制できる位置に就く。この位置は、大隊長との容易な通信を可能にするべきである。小隊の責任区域の幅が大きい場合、彼は一部を小隊軍曹に監督と統制のために割り当てる場合がある。詳細については、28b項を参照のこと。

213. 対空警戒

対空警戒については、53項を参照のこと。

214. 現地警戒

現地警戒については、15および16項を参照のこと。

215. 弾薬補給

弾薬補給については、183項を参照のこと。

216. 特殊作戦

森林での防御、都市の防御、河川線の防御、空挺作戦への対抗、砂漠作戦、および山岳作戦における大隊対戦車小隊の運用については、91～96項を参照のこと。

第2節 後退行動

217. 夜間撤退

a. 大隊の夜間撤退の実施については、FM 7-20を参照のこと。大隊長は、1門または複数門の火砲を大隊の掩護部隊とともに陣地に残し、夜間に機械化部隊が使用するのに適した接近路を援護するよう指示することができる。小隊は、掩護部隊に残される火砲を除き、大隊とともに撤退する。撤退経路の日中偵察は小隊長によって開始される。小隊軍曹は、他の利用可能な要員の支援を受けて、そのような偵察に使用される場合がある。小隊長は通常、小隊とともに留まる。

b. 輸送の前方限界は大隊長によって規定される。前線大隊の場合、これは通常、阻止線の後方にある最初の地形地の前方よりは進まない。牽引車は、この限界が許す限り、火砲の近くの陣地へ前進するよう命令される。

c. 撤退は静かに行われ、灯火は使用しない。火砲は砲座から牽引車の位置まで手動で移動される。連結位置から大隊集結区域への撤退では、小隊の分隊は通常、火砲が砲座に設置されている小銃中隊に配属される。分隊が撤退する際に迎え、牽引車まで誘導するために誘導員が配置される。火砲は連結位置から大隊集結区域まで個別に派遣され、誘導される。大隊集結区域に到着すると、それらは小隊集結区域へ誘導される。小隊のすべての分隊が集結区域に到着すると、小隊は再編成され、後方へ移動する準備を整える。その後の行動は夜間行軍と同様に実施される(184f項参照)。

d. 大隊掩護部隊とともに残る分隊は、掩護部隊指揮官の指揮下で撤退し、指示された通りに小隊に再合流する。

218. 日中撤退

a. 最前線大隊の日中撤退(FM 7-20参照)において、対戦車小隊は敵戦車による追撃から大隊を防護するために使用される。最前線小銃部隊の区域に配置さ

れた火砲は、撤退の初期段階でこれらの部隊に配属される。大隊予備の場所に到達すると、これらの火砲は大隊援護部隊（大隊予備）に配属され、その部隊の指揮官の直接指揮下で行動するか、または大隊の露出した側面を防護する任務命令を与えられることがある。小隊長は直ちに、通常小隊軍曹を先頭に、利用可能な人員を派遣し、割り当てられた任務を遂行するための射撃陣地を偵察・選定し、小隊の各分隊をこれらの陣地へ誘導する。小隊が大隊援護部隊に配属されている場合、偵察要員は偵察に出発する前にその部隊の指揮官に連絡し、指示を受ける。小隊長は、小銃中隊に配属されていた分隊がその配属から解除され次第、その分隊の指揮を再開する。車両は、火砲の迅速な移動を可能にするため、可能な限り前方へ派遣される。大隊援護部隊は、連隊援護部隊の防御下で撤退する。対戦車小隊は、後方へのさらなる移動中に、行軍と同様に運用される（184e項参照）。

b. 予備大隊は通常、連隊またはそれ以上の部隊の援護部隊として機能する。それは、最前線大隊が離脱し、後方へ移動し、集結することを可能にするために、敵の前進を停止、遅延、または迂回させることができる陣地を占領する。対戦車砲は、脅威のある区域へ側面移動する準備を整えなければならない。大隊が撤退する際、それは遅滞行動を実行するか、または後衛として行動する。対戦車小隊の行動は、遅滞行動について記述されたとおりである（219a項参照）。

219. 遅滞行動

a. 単一陣地において。単一陣地で遅滞行動を行う大隊の対機械化防御は、通常占領される正面よりもはるかに広い正面に展開する可能性がある点を除けば、持続防御における組織された陣地を占領する大隊のそれと本質的に変わらない。（FM 7-20参照）

b. 連続する陣地において。(1) 最初の遅滞陣地に到着すると、小隊長は、大隊長に同行するか、または後者の指示に従って単独で、自身の小隊の配置、地雷原の位置、および他の対戦車障害物の構築または改良のために偵察を行う。偵察完了後、彼は提言を提出する。一般的に、小隊の砲に推奨される配置は、組織された陣地の防御のものと類似している（209～212項参照）。ただし、射撃陣地は、可能であれば地形の頂上近くに配置し、牽引車は砲陣地近くに、かつ頂上の後ろに隠蔽することで、撤退を容易にすべきである。射撃は、使用されている敵機甲車両の種類に対して効果が期待できる最も早い時期に、長距離で開始される。

(2) 最初の陣地の後方にある遅滞陣地および撤退経路の早期偵察は、小隊長によって開始されなければならない。小隊軍曹は、他の利用可能な要員を伴って、この偵察のために使用される場合がある。側面を援護するための補助陣地、およびそこへの遮蔽された経路の迅速な偵察と選定は不可欠である。

(3) 車両は、可能な限り射撃陣地に接近して待機する。弾薬は車両に搭載され、推定される即時必要量を満たすのに十分な量のみが砲陣地に配置される。射撃は最大有効射程で開始される。後方陣地への撤退は通常、分隊の跳躍移動によって行われ、これにより小隊

の一部は常に敵機甲部隊と交戦する準備が整っている。

付則1. 対戦車兵器の個別防護および砲座

1. 概要

すべての兵士は停止時に個人の保護を求めることを習慣にしなければならない。停止が短時間と予想される場合、部隊は溝や地面の穴など、地形が提供する自然な保護を利用する。状況が一時的に安定した場合、彼らは個人の保護のための塹壕と、武器の保護のための砲座を掘る。塹壕と武器の砲座は、選択された区域を射撃で援護すると同時に、航空および地上からの観測と射撃から最大限の隠蔽と保護を提供するように配置される。敵を欺くために、デコイやダミー陣地を賢明に利用しなければならない

2. 構築

a. すべての既存の自然地形を最大限に活用すべきである。多くの地形は、その自然な状態で隠蔽と射撃からの防御を提供するために使用できる。しばしば、わずかな労力でそれらを強固な防御陣地に転換することができる。

b. 塹壕と砲座は通常、それらを利用する部隊によって配置され構築される。

c. 可能な限り、作業は並行して行われるべきであり、これにより陣地はその開発中に漸進的な総合的防御力を有することになる。

3. 個人壕 (FOX HOLES)

a. 用途。個人壕は、敵との接触が差し迫っている、または進行中である場合に、個人の保護のために通常掘られる塹壕である。個人壕は、小火器射撃、砲弾破片、航空機による射撃または爆撃、および戦車の押し潰し作用から優れた保護を提供する。建設の中間段階にある個人壕は、掘削の進行度合いに応じて限定的な保護を提供する。休息の必要性が最も高い状況では、指揮官は兵士に、完全な深さに達する前に掘削を中止させることを許可する場合がある。戦闘陣地内の部隊にとって、個人壕は長い側面が概ね前方に平行に配置される。これらは、全周防御を提供するために武器の砲座の周囲に配置される。部隊は攻撃が差し迫っている、または進行中の場合のみ個人壕にとどまる。一人用と二人用個人壕が基本的な種類である。多くの場合、特定の状況で両方が採用される。種類の選択が上級機関によって行われない場合、それは指揮官の判断に委ねられる。

b. 一人用個人壕 (図26参照)。(1) 個人壕の大きさと形状に影響を与える考慮事項は以下の通りである。

(a) 敵の射撃に対する最小限の標的となるように、可能な限り小さくする。

(b) 射撃段に座った人の肩幅を収容できる十分な幅があること。

(c) 大型の塹壕掘り道具を使用できるように、必要なだけ細長い形にする。

(d) 地表から射撃段までの深さは、使用する人の身長によるが、いかなる状況でも4フィート未満であってはならない。射撃段に立って小銃や他の武器を発射できる深さであるべきである。

(e) 片端に水溜まり用の追加の深さがあれば、水を溜めて汲み出すことができ、快適に過ごせ、十分な空間がある。水溜まりから得られる追加の利点は、足元を水溜まりに入れて個人壕にうずくまっている兵士が、戦車の押し潰し作用によって上部に投げ込まれた瓦礫を押し上げて脱出できることである。

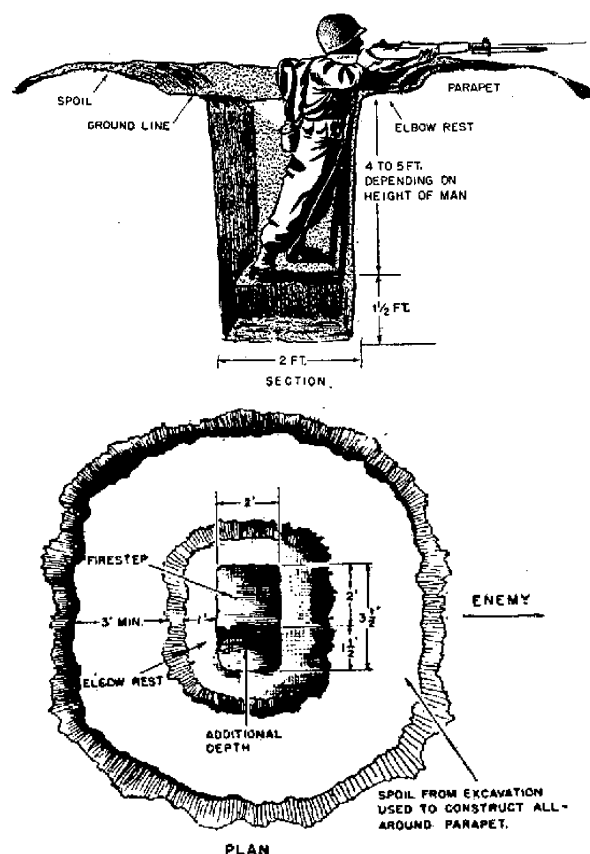


図26. 一人用個人壕。

(2) ほとんどの種類の土壌では、このように構築された個人壕は、戦車がどの方向から直接上を通過しても、押し潰し作用に対して確実な保護を提供する。ただし、兵士が穴の中にうずくまり、自身と地面の間に2フィートの隙間がある場合に限る (図27参照)。土壌が非常に砂っぽいまたは非常に柔らかい場合、陥没を防ぐために個人壕の側面を補強する必要がある場合がある。個人壕から掘り出された土は、兵士が武器を発射する際に肘を置くのに十分な幅の柵を残して、穴の周囲すべてに胸壁として積み上げられる。胸壁は少なくとも3フィートの厚さになるように低く広げられ、小火器射撃に対する防御を提供する。個人壕から掘り出された土で作られた全周胸壁は、約1/2フィートの高さになるであろう。芝生や表土を使ってこの胸壁を偽装する場合、兵士は掘り始める前に、10フィート四方の表土を剥ぎ取り、その材料を後で使用するために脇に置いておかなければならない。

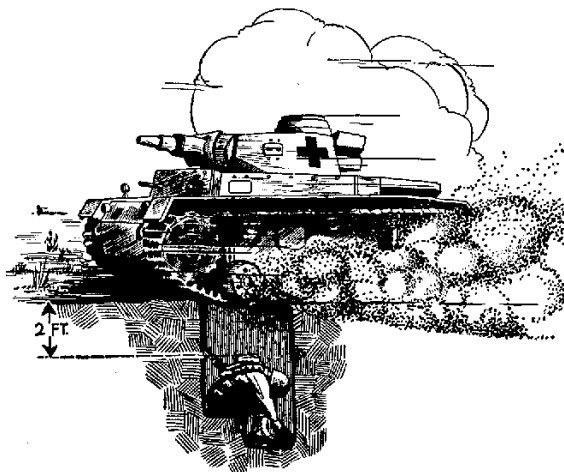


図27. 対戦車防御を兼ねた一人用個人壕。

c. 偽装覆い付き個人壕。状況によっては、兵士が掘り出した土を完全に目立たない場所に移し、個人壕に偽装覆いを即席で施すことが実用的である場合もある。この方法により、個人壕陣地は空中または地上からの観測に対し、事実上不可視にすることが可能である（図28参照）。この個人壕陣地の偽装方法は、歩兵に支援された機械化攻撃に対する防御において特に有効である。個人壕にいる各ライフル兵は、戦車が陣地を突破するまで隠れており、その後個人壕から立ち上がり、戦車に追従する敵歩兵と交戦する。

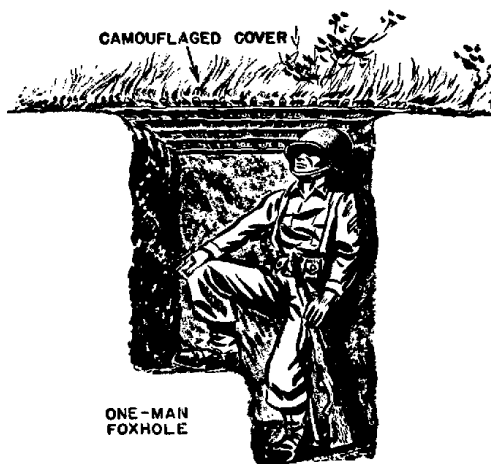


図28. 偽装覆い付き一人用個人壕。

d. 二人用個人壕（図29参照）。二人用個人壕は、本質的に二つの個人用個人壕を隣接して掘ったものである。これは、任務上、兵士がペアで行動する必要がある場合や、心理的な理由から戦場での仲間意識が望ましい場合に使用される。二人用個人壕は、ほとんどの種類の土壌において、一人用個人壕が提供するのと同等の防御を提供する。ただし、戦車の履帯が縦方向に作用する際の潰し作用に対してはやや防御が劣り、航空機の機銃掃射や爆撃、砲弾の破片に対してはわずかに防御が劣る。図38は、軟弱な土壌または砂質土壌で補強された二人用個人壕を示している。

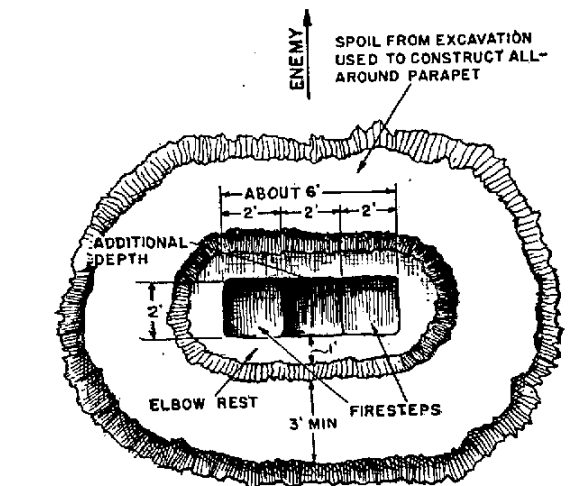
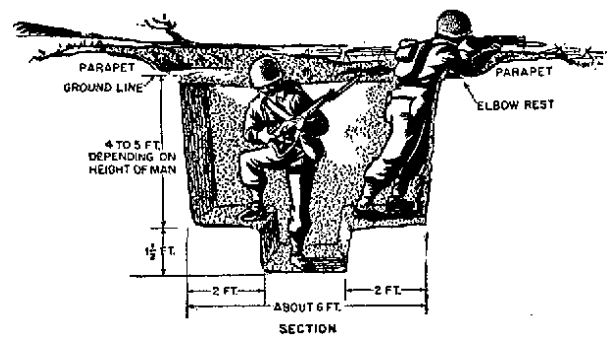


図29. 二人用個人壕。

4. 観測所

観測員が露出した位置に配置される場合、彼らは十分に防御され、隠蔽されるべきである。

a. 偽装覆い付きの個人用および二人用個人壕は、観測所として使用するのに適している。

b. 覆われた観測所（図30参照）は、優れたタイプではあるが、構築にかなりの時間を要する。頭上を覆う覆いは、破片からの防御のみを提供する。これは、十分に隠蔽されている場合にのみ価値がある。これは、1フィートの長さあたり21立方フィート、または5フィートの班あたり合計105立方フィートの掘削を必要とする。

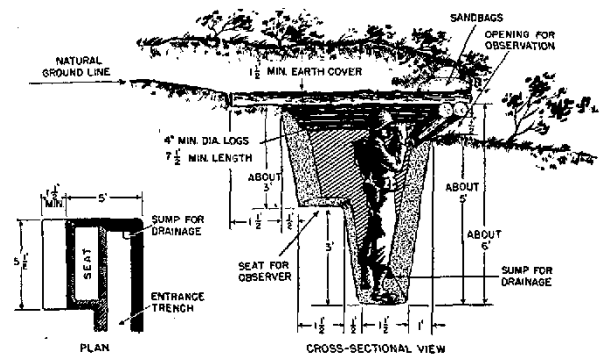


図30. 覆われた観測所。

5. 57ミリ砲扇形砲座

図31は、57ミリ砲の扇形砲座を示す。これは約110度の弧を介した射撃を可能にする。必要であれば、胸

壁を適切に修正することで、より広い射撃範囲を得ることも可能である。しかしながら、これは砲員に提供される防御を低下させる。砲を砲座に出し入れするための傾斜路は、通常、砲座の後方に位置するが、地形状況が許せば前方に設けることもできる。射手と副射手のための個人壕は砲座内に掘られる。他の砲員のための追加の個人壕は、近傍に掘られる。掘り出された土は、砲座の両側に積み上げられ、高さ約2.25フィート、厚さ3フィートの胸壁を形成する。

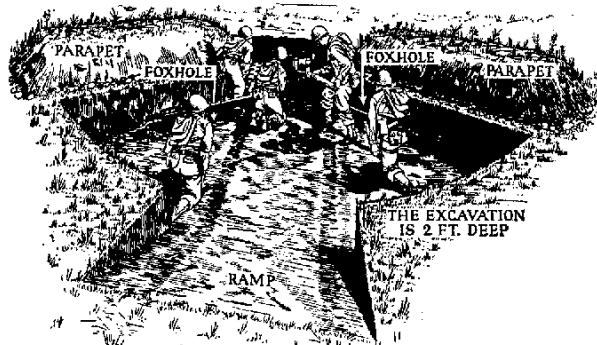


図31. 57ミリ対戦車砲の扇形砲座。

6. ロケット発射器の砲座

ロケット発射器には、穴式個人壕型と穴型の2種類の砲座がある。

a. 穴式個人壕型（図32参照）。この砲座は、直径3フィート、深さ約3.5フィートの円形の穴である。2人が入るのに十分な大きさである。これは、ロケット発射手が兵器を旋回させる際に、補助ロケット発射手が回転できるようにすることで、発射時に後者が兵器の後方に位置しないようにする。その深さは、いかなる方向への最大仰角においてもロケット発射器の後端が胸壁から離れるように設計されており、ロケットの爆風が砲座内に偏向されて搭乗者を焼くことがないようにしている。堅固な土壌以外では、この要件は戦車の潰し作用に対する防御を与えるには浅すぎる砲座によってのみ満たされる。このような場合、ロケット発射手と補助ロケット発射手のための個人壕が近くに掘られる。ロケット発射器の対戦車任務は、可能な限り最後の瞬間まで敵戦車に対して行動を継続することを要求するため、これらの個人壕は、戦車が砲座を突破しようとする最終手段としてのみ占拠される。

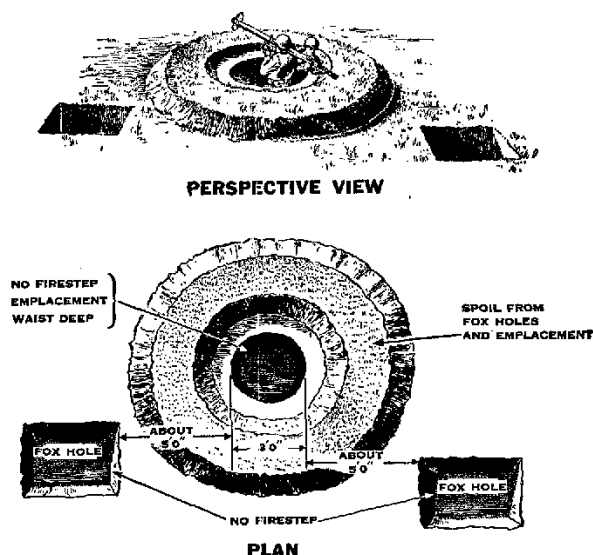


図32. ロケット発射器用穴式個人壕型砲座。

b. 穴型（図33参照）。堅固な土壌では、穴式個人壕型砲座（図32）の円形穴を直径3フィートから4フィートに拡大し、中央に深さ2フィート、直径2フィートの追加の円形穴を掘削することが可能である。これにより、幅1フィート、地表から約3.5フィート下の円形射撃踏段が提供される。戦車が陣地を突破しようとする場合、ロケット発射手と補助ロケット発射手は下部の穴に身をかがめる。戦車が通過した後、ロケット発射器は迅速に戦闘状態に復帰する。

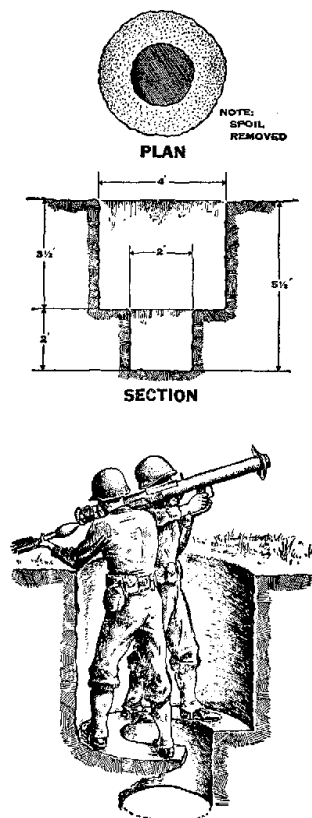


図33. ロケット発射器用穴型砲座。

7. 隠蔽と偽装

a. 隠蔽と偽装は、防御工事を構築する上で最優先事項である。航空観測からの隠蔽対策は、最初から計画され、作業全体を通じて継続的に実施されなければならない。掘削する区域と、土を積み上げて胸壁を形成する区域の両方において、すべての芝、草皮、落ち葉、または森林腐植土を慎重に取り除き、脇に置き、最終的に完成した際に土の上に元に戻す。この付録で説明されている各塹壕の構築において偽装されるべき区域は、1項の表に示されている。

b. 掘削作業中に発見されるのを防ぐため、掘削が始まる前に杭や木から偽装網を吊るすべきである。掘削は偽装網の下区域に限定されるべきである。網は、作業員が網に装備や塹壕掘り用具を引っ掛けることなく砲座を掘削できるよう、地面から十分な高さに吊るされる。掘削が完了し、掘り出された土が芝または他の自然偽装資材で覆われた後、網は地上近くまで下げられ、地上からの観測で目立たないようにすべきである。網は、兵器が発砲されていない間、砲座を隠蔽するために所定の位置に保持される。発砲を妨げないように、行動中は偽装網を持ち上げたり、引き揚げたりする手配がなされなければならない。個人壕と砲座の構築を示す図では、偽装網は省略されており、構築の詳細が容易に視認できるよう、自然偽装資材の効果は従属的に扱われている。

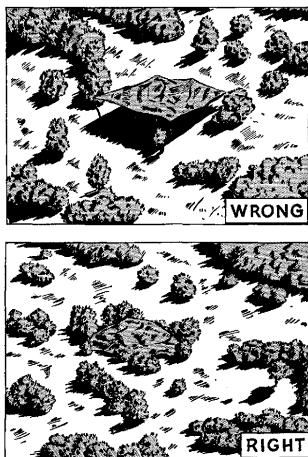


図34.偽装網で覆われた砲、偽装網が適切に装飾されていないか、あるいはその縁が下げられていない場合、強い影を落とし、空中から容易に識別されてしまう可能性がある。



図35. 偽装の使用、不自然な偽装は、陣地を保護するどころか、かえってその存在を暴露してしまう。使用する資材は周囲の環境と容易に溶け込むものでなければならない。

c. 要員、兵器、および装備は、敵から隠蔽したり、その真の性質について敵を誤解させたりするのに役立つ場合は常に偽装される。偽装の詳細な議論については、FM 5-20およびTM 5-267を参照のこと。

8. 掘削土の処理

掘削土の完全な除去が可能であれば、掘削箇所の隠蔽が容易になる。この方法を用いる場合、掘削土を胸壁の構築に使用する場合と同等の防御を得るためには、掘削をやや深くする必要がある。掘削土を処分する際は、陣地を露呈させる可能性のある小道や車両の轍を作らないよう注意しなければならない。掘削土は、自然の排水溝沿いや生垣沿い、木の根元など、目立たない場所に投棄すべきである。

9. 排水

雨水、地表排水、および浸透水への対策を講じる必要がある。一般的に、掘削箇所の周囲に数インチの浅い溝を掘ることで地表水を排出できる。掘削箇所に流れ込んだり、地面から浸透したりする水は、汲み出しによって除去しなければならない。

10. 補強

軟弱な土壌や砂地では、崩落防止のため補強が必要となる場合がある。補強材には、木材、金網、小枝、茂み、土の詰まった土嚢、その他利用可能な資材を用いることができる（図38参照）。補強材が占めるスペースを考慮し、掘削の寸法を若干修正する必要がある。

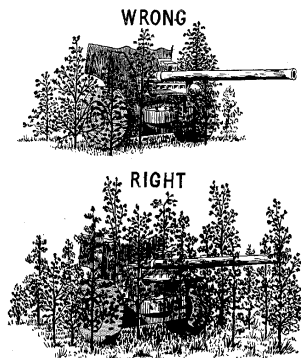


図36. 偽装の使用、優れた偽装は、砲と防盾の輪郭を不明瞭にする。輪郭が不明瞭になれば、比較的開けた地形でも隠蔽が容易になる

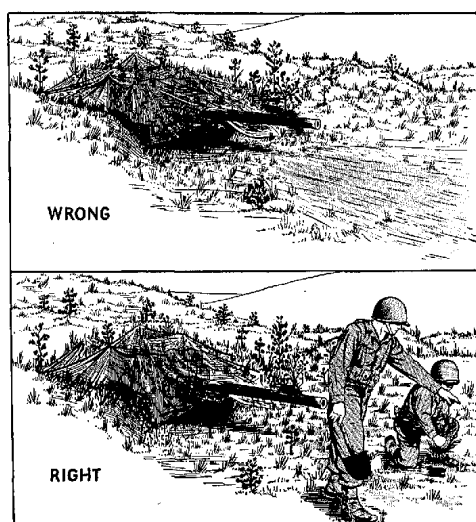


図37. 爆風痕の除去

爆風痕は、航空観測から注意深く偽装された砲であってもその存在を暴露してしまう。機会があればいつでもこれらを除去し、地面の自然な外観を回復すべきである。

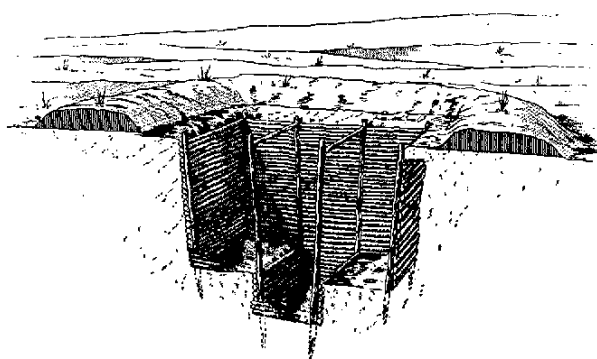


図38. 二人用個人壕の補強

11. 掘削量の見積もり

下記の表は、本付録で述べられている砲座を構築するために必要な掘削量および所要工数（人時）の見積もりを示している。各種類の塹壕を隠蔽するために偽装されなければならない区域の全体的な寸法は、特に留意すべきである。

武器	砲座 タイプ	偽装区域 フィート	掘削 立方 フィート	中程度の土 壌での構築 に要する工 数（人時）
ライフル	個人壕	10x10	37	1-½
ロケットラ ンチャー	穴型 個人壕	10x10	25	1
	穴型	5x5	87 個人壕こ み 50	4-½ 3
57mm- 対戦車砲	扇形	24x89	410	21

付則2. 対戦車砲および車両の河川 渡河用応急手段

1. 概要

渡渉不可能な河川の対岸に、橋梁が利用できない状況下、かつ工兵部隊が橋梁や車両用フェリーを架設する前に、対戦車砲を提供することは、戦術上しばしば極めて重要となる。このような状況においては、本項で述べる応急策を採用し得る。

2. 57ミリ対戦車砲の浮遊運搬

緩やかな傾斜の河岸（図39参照）

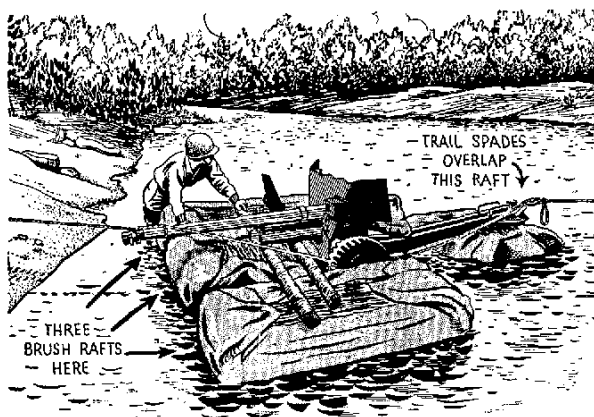


図39. 57ミリ対戦車砲の柴束いかだによる浮遊運搬

a. 両河岸が緩やかに傾斜している場合、57ミリ砲は柴束いかだを使用して河川を浮遊牽引することが可能である。手順は以下の通りである。

(1) 1-1/2トン・トラックのキャンバス製カバーを2枚使用して大型いかだを2艘、3/4トン・トラックのキャンバス製カバーを2枚使用して小型いかだを2艘作成する。柴束は、キャンバスの中央に並べて配置した際に、キャンバスが四方約18インチ（約45cm）はみ出すような十分な大きさに組む。キャンバスの側面と端は側壁を形成するように立ち上げ、縛り縄で固定する。キャンバスの壁はできるだけ垂直に保つべきである。

(2) 柴は、キャンバスに載せる前に、一人で運搬しやすい大きさに個別の束として縛っておくことが望ましい。このような束を作るには、以下の手順に従う。まず、柴束の所望の大きさに合わせて杭を地面に打ち込む。次に、生または乾燥した柴を杭の間に積み重ね、ロープ、マリーン、または古い電話線で縛る。柴の端はマチェーテまたは他の切断具で刈り揃え、束の端を四角にする。

(3) 砲は、砲口を水平に下げ、脚を固定して浮遊運搬の準備を行う。安全に操作できる十分な要員を用いて、脚を先頭にして手動で水際まで移動させ、脚を小型いかだの一つに載せ、鋤がたらいいかだからはみ出すようにする。砲を水中に少し移動させ、各車輪の横に大型の柴束いかだを1艘ずつ配置する。もう一つの小型

柴束いかだを砲身と駐退複座機の下に配置する。直径6インチ（約15cm）、長さ約12フィート（約3.6m）の2本の丸太を砲の駐退複座機の下に置く。丸太の端は車輪の横にある柴束いかだの上に、中央は駐退複座機の下にある小型柴束いかだの上にそれぞれ置かれるべきである。いかだ全体が浮揚したら、河川を牽引して渡る。作戦の早期に渡河させたウインチ付きトラックを使用するか、または手動でいかだを牽引することも可能である（本付則4項参照）。水際の水深が浅く、駐退複座機を支える丸太の下にいかだを挿入できない場合は、一時的に土嚢製の傾斜路を構築する必要があるかもしれない。この傾斜路を使って砲を前進させることで、丸太の下にいかだを配置できるようになる（図40参照）。図では、各種機材の配置方法を示すため、大型いかだが車輪から離れた位置に示されているが、実際には図39に示すように車輪の近くに配置される。いかだを使用する際は、柴が砲身と平行になるように（支持する丸太に垂直になるように）細心の注意を払わなければならない。

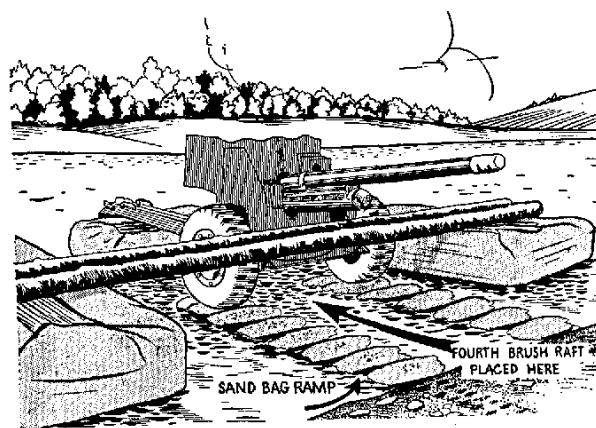


図40. 土嚢傾斜路を用いた砲のいかだへの配置方法、土嚢傾斜路を用いて砲をいかだに配置する方法が図で示されている。

b. 5人乗り偵察用ゴムボートが利用可能であれば、2艘の小型いかだの代わりにそれを使用する。その他の配置は上記の方法と同様である。これにより、やや高い浮力が得られる。

c. 弾薬と要員は、利用可能であれば柴束いかだまたはボートを利用し、別途渡河させる必要がある。

3. 1/2トン・トラックの浮遊運搬 - 緩やかな傾斜の河岸

両河岸が緩やかに傾斜している場合、1/2トン・トラックは、3名の要員と通常積載の弾薬および装備を乗せたまま、3/4トンまたは1-1/2トン・トラックのキャンバス製カバーを用いた4艘の小型柴束いかだを使用して、河川を浮遊運搬することが可能である（図41参照）。長さ16または18フィートの丸太を2本切り出す。1本はトラックのフロントバンパーにワイヤーまたはロープでしっかりと固定し、両側にほぼ均等に突き出るようにする。もう1本も同様にリアバンパーに固定する。水中に2艘の柴束いかだを配置し、トラックがいかだの間

を走行できるようにする。トラックのファンベルトは、エンジンへの浸水を避けるため外しておく。その後、トラックは自力で移動し、フロントの丸太がいかだの中央に乗るまで進む。これにより、トラックの前部が浮上する。さらに自力で河川へ進み、リアバンパーに固定された丸太の両端の下に、同様に他の2艘の柴束いかだを配置できるようになるまで移動する。河岸が急勾配で上記の方法が非実用的な場合、車両を水中に移動させる前に、柴束いかだを若い木の端に縛り付けることも可能である。全体の積載物が浮上したら、砲の場合に説明された方法のいずれかを用いて、トラックを牽引して河川を渡る（本付録第2項参照）。対岸に到着したら、車両の前部から柴束いかだを取り外し、トラックを河川から引き上げるか、自力で走行させて脱出させる。その後、丸太を取り外し、いかだの上に置いて元の岸に戻す。

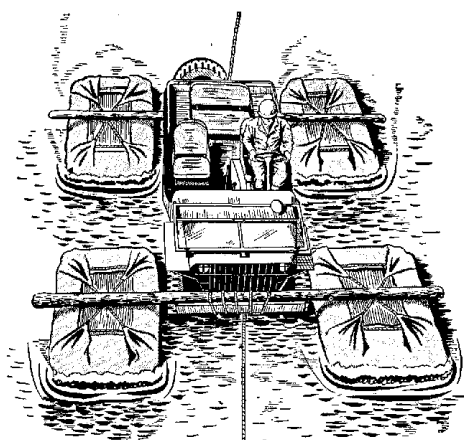


図41. 1/4トン・トラックの柴束いかだによる浮遊運搬

4. 3/4トン・トラックの浮遊運搬 - 緩やかな傾斜の河岸

3/4トン・トラックも、1/4トン・トラックと同様の方法で河川を渡河させることが可能である。1-1/2トン以上のトラックのキャンバス製カバーを用いた柴束いかだを使用し、その構造は57ミリ対戦車砲の浮遊運搬で述べた方法に準ずる。トラックの前後バンパーに固定する丸太は、1/4トン・トラックで使用するものよりもやや長く、直径は8インチ（約20cm）以上でなければならない。柴束いかだを若い木の下に配置する方法、およびトラックを河川を越えて推進させる方法は、1/4トン・トラックで述べた方法と同様である。

5. 大型車両の浮遊運搬

3/4トン・トラックよりも大型の車両をいかだで浮遊運搬することは、通常、実用的ではない。しかし、そのような車両や3/4トン・トラックの浮遊運搬は、キャンバスターポリンを使用することで実現可能である。歩兵部隊は、この目的のために適切なサイズのターポリンを装備していないが、師団内の各野戦砲兵大隊には、20フィート6インチ×40フィートの大型ターポリンが支給されている。これらのターポリンは、以下のようにトラックの浮遊運搬に利用できる。

a. 発進場所は、切り立った場所が切り株、岩、根から開放されており、かつ（後述のbで述べるように配置された）ターポリンの中央下で車両を浮遊させるのに十分な深さがある河川へのアクセスを提供する場所が選定される。空の車両は、水面がフェンダーの上端から約6インチ下にくるように浮遊する。発進地点と上陸地点で河川を深くする必要がある場合もある。

b. ターポリンは水際で広げられ、片端の数フィートが岸に乗るようにして水上を牽引される（図42参照）。ターポリンの周囲約3フィートごとに要員を配置し、縁が水に浸からないように保持すべきである。

c. Uボルト、スプリングジャックル、その他鋭利な突起がターポリンを破るのを防ぐため、トラックのバンパーからバンパーまでキャンバスまたは折り畳んだトラックカバーをトラックの下に張るべきである。

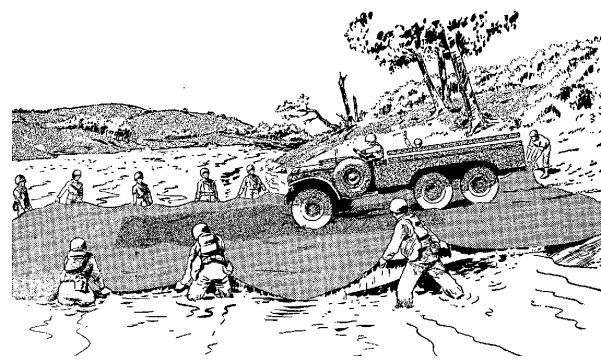


図42. 1-1/2トン・トラックのターポリンによる浮遊運搬

d. 極めて急な切り立った場所を除き、トラックは後輪駆動のみを使用し、前部からキャンバスに乗り入れるべきである。トラックがターポリンに乗り入れる際、要員はターポリンの側面と端を水から出して保持する。前輪が浮上し、後輪のトラクションが失われたら、ターポリンを車両の周りに折り畳み、角を対角線に縛る。ターポリンの側面と端に沿ってある縛り縄は、車両のボディの適切な箇所に結び付ける。

注: 前輪駆動が作動し、前輪が滑るとターポリンを破る危険がある。

e. ターポリンで包まれたトラックは、要員によって浮上するまで押し出すことができる。その後、トラックはトラックウインチまたは手動で河川を牽引して渡ることができる。

f. 2-1/2トン・トラックのカバーを用いた1/4トン・トラックの浮遊運搬も、上記と同様の方法で実施できる。

6. 空中ケーブルウェイの使用

a. 概要。河川の岸が高く急峻な場合、重い浮遊機材の進水や上陸は不可能である。そのような河川や、幅200フィートまでの渓谷に対しては、渡河のために空中ケーブルウェイを使用し得る。通常、これは配属された工兵や、大隊弾薬・工兵小隊の要員によって準備される。

b. 装備。以下の装備が必要となる。

2-1/2トンまたは1-1/2トン・ウインチ付きトラック2台
 ウインチ付きトラックのケーブルに適した8インチ鋼製スナッチブロック4個
 300フィートの3/4インチ・マニラ麻ロープ
 2-1/2トンまたは1-1/2トン・トラック用牽引チェーン2本

c. 空中ケーブル渡河地点の選定。空中ケーブル渡河に最適な地点は、高い岸から低い岸へ、または同じ高さの岸の間で積荷を運搬できる場所である。低い岸から高い岸へ渡るとは非常に困難であり、絶対に必要でない限り試みるべきではない。二重ケーブル渡河の場合、両岸にケーブルを支持する大きな木が2本ずつ必要である。単一ケーブル渡河の場合、各岸に大きな木が1本ずつ必要である。二重ケーブル渡河の場合、各岸の木のペアは約12フィート離れて配置され、トラックのウインチとケーブルが直線上に配置できるようにしなければならない。手前の岸の木は水際から30フィート以上、対岸の木は水際から50フィート以上離れていなければならない。対岸でケーブルを水際から遠くに張れるほど、渡河は容易になる。同じ高さの岸の間で渡河する場合、可能であれば、ケーブルのアンカーツリーは、積荷が着地する地点がケーブルの中央になるように配置すべきである。これは理想的な状態である。なぜなら、積荷は重力によって中央地点まで移動し、この中央地点が装備を着地させる地点であれば、渡河は迅速に実行され、非常に容易に制御できるからである。

d. 安全上の注意。ケーブルに過負荷がかかる可能性がある。このため、積荷をケーブルの耐荷重内に収めるよう、適切に架設することが不可欠である。二重ケーブル渡河において、積荷を2,750ポンド（砲の重量）まで運搬できるよう適切に架設されていることを確認するためには、ケーブル100フィートごとに5フィートのたるみを持たせること。たるみは常にケーブルの中央で測定しなければならない（図43参照）。ケーブルのたるみが大きくなると、それにかかる積荷は減少し、渡河の安全係数は増加する。

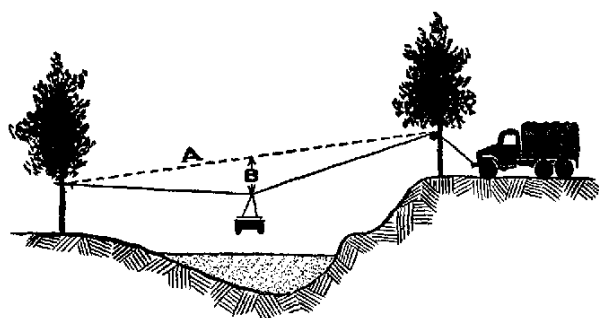


図43. たるみの測定方法、たるみ量Bは、ケーブルの中央で測定される。

e. 架設。(1) ウインチトラックを、ウインチドラムがケーブルウェイと一直線になるように配置する。両ウインチトラックをしっかりと固定する。トラックは木にぶつけるか、デッドマンまたは他の適切なアンカーを取り付けて固定できる。各ケーブルについて、ト

ラックがある河岸の2本の木にスナッチブロックを高く設置する。これらのスナッチブロックは、渡河に必要なたるみを考慮できるよう、木に十分な高さと設置されるべきである。ケーブルをスナッチブロックに通し、対岸へ運び、その岸で選定されたアンカーツリーにしっかりと固定する。

(2) 1/4トン・トラックを運搬するには、各ケーブルにスナッチブロックを1つずつ配置する。直径4インチ、長さ12フィートで両端近くに切り込みのある丸太を用意し、各スナッチブロックのフックに一方の端を固定する。これがスプレッダーポールであり、ブロックが互いに滑り寄らないように、切り込み部分でフックに針金で固定すべきである（図44参照）。スナッチブロックには、ロープを馬勒のように巻き付けて引き戻し線を固定する。同様の方法で別のロープを固定し、その自由端を対岸へ運び、そこで積荷を河川を越えて引くために使用する。重量が不均等に分布している57ミリ砲は、2組のスナッチブロックと2本のスプレッダーを必要とする。この架設では、引き戻し線は手前のスナッチブロックに固定され、牽引ロープは奥のスナッチブロックに固定される（図45参照）。

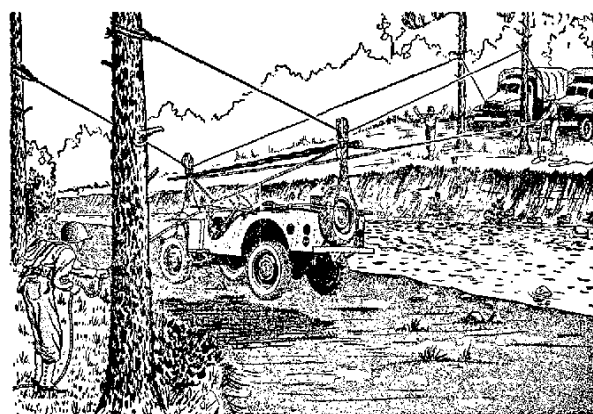


図44. 空中ケーブルウェイによる1/4トン・トラックの二重ケーブル渡河

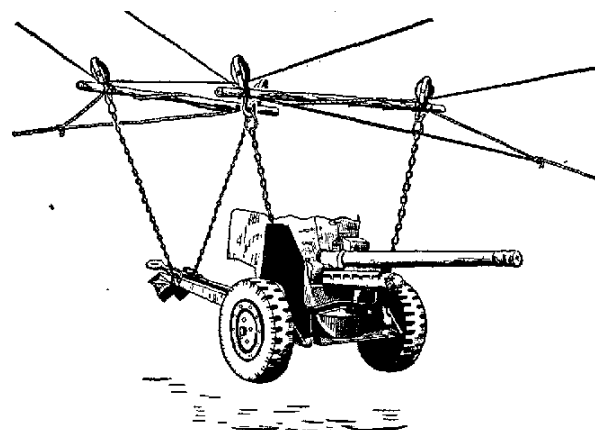


図45. 空中ケーブルウェイによる57ミリ対戦車砲の二重ケーブル渡河

f. 懸架。積荷をケーブルの下、木々と河川の縁の間に配置する。トラックの牽引チェーンを使用して、この積荷をスナッチブロックに連結する（図44参照）。積荷は2本のケーブルを締め付けることで吊り上げられ

る。1/4トン・トラックのように重い積荷をウインチで吊り上げる際は、ウインチトラックがチームとして一体的に操作され、積荷が均等に、かつケーブルを急に揺らすことなく吊り上げられるよう注意しなければならない。急激な揺れは瞬間的な過負荷を生じさせ、ケーブルを切断するのに十分となる可能性がある。引き戻し線が、ウインチトラックの牽引フックのような適切な緩衝ポストにしっかりと固定されていることを確認すること。

g. 渡河。引き戻し線を徐々に解除し、積荷がケーブル上を一定の速度で河川を渡るようにする。一部の設備では、渡河中ずっとケーブルを吊り上げ続ける必要がある。これは、非常に高い岸から低い岸へ渡河する場合に当てはまる。

h. 降下。積荷が対岸に到達したら、ケーブルを降ろして積荷が地面に到達できるようにし、その後チェーンを外し、スナッチブロックを追加の積荷のために始点に戻す。

i. 積荷。空中ケーブルウェイで渡河するのに適した積荷は、1/4トン・トラックと57ミリ砲である。より軽い積荷は、丸太でプラットフォームを構築し、1/4トン・トラックと同様の方法でスナッチブロックから吊り下げることによって渡河できる。要員、兵器、その他の積荷もこの方法で渡河可能である。歩兵連隊内で利用可能な装備は、1-1/2トン・トラックのような重い積荷を渡河させるには不十分である。そのような積荷を渡河させる必要がある場合は、工兵からの支援が必要となる。

j. 単一ケーブル渡河の架設。単一ケーブル渡河は、二重ケーブル渡河で指定されたたるみで架設された場合、1,000ポンドまでの重さの積荷に適している。1/4トン・トラック（2,500ポンド）や57ミリ砲（2,750ポンド）のような重い積荷の場合、単一ケーブル渡河ではケーブル100フィートごとに最低10フィートのたるみが必要となる。このように、1/4トン・トラックと57ミリ砲は単一ケーブルで渡河できるが、二重ケーブルを使用することが推奨される。単一ケーブル渡河に十分なたるみを許容する場所を見つけることは稀な例外となるであろう。

k. ケーブルとウインチの許容能力。上記の制限は、ケーブルとウインチの許容能力が7,500ポンドであることを前提とした、二重および単一ケーブル渡河の両方に適用される。ケーブルは良好な状態であり、ねじれや絡まりがないよう注意を払うべきである。

付則3. 一般訓練

1. 訓練の範囲

対戦車中隊の全要員は、歩兵としての基礎訓練を受ける。要員の配置に柔軟性を持たせ、死傷者が出た場合でも中隊が任務を遂行できる能力を確保するため、中隊の全要員は、砲、ロケット発射器、および擲弾発射器の操作、対戦車地雷の敷設および除去技術、友軍および敵の装甲車両の識別、航空または地上緊急目標に対する50口径機関銃の操作、および中隊配属の自動車の操作について訓練を受ける。

2. 対戦車分隊の訓練

対戦車分隊は、対戦車小隊の基本火力単位である。敵装甲車両に対する対戦車砲の成功裏な運用が、あらゆる訓練が目指す目標である。この目標を達成するため、各分隊の要員は集中的かつ多様な訓練を受ける。これには以下が含まれる。

a. 全ての兵員による対戦車砲および小隊内の他の全ての兵器の使用法と能力に関する徹底した知識。

b. 砲員全員が他の全要員の任務について訓練を受けること（FM 23-75参照）。特に以下の点について、迅速かつ的確な判断に重点を置く。

(1) 敵装甲車両と交戦するために、砲を遮蔽位置から射撃位置に移動させるべき時期。

(2) 敵味方機械化車両の確実な識別。

(3) 主射撃位置から交戦できない目標と交戦するために、砲を補助位置に移動させることを正当化する状況。車両を敵戦車に見立てて使用し得る。様々な状況を提示すべきであり、その中には、戦車が遮蔽に到達する前に交戦するために、補助位置への迅速な移動決定が必要な状況も含まれる。割り当てられた主射撃方向における観測の維持を強調すべきである。この訓練は、分隊のどの要員がその役割を果たしているかに関わらず、観測員の優柔不断によって分隊の行動が妨げられないように、頻繁に継続されるべきである。

c. 砲を戦闘状態にするための絶え間ない演習。これには、遮蔽から射撃位置への移動、困難な地形を越えて補助および代替位置への移動、そして広範囲に分離された区域に迅速に射撃を集中させるための脚の移動が含まれる。訓練は時間を重要な要素として実施すべきであり、上記のb(3)と同様に、車両を敵戦車に見立てて実施することもできる。これらは、砲の多くの短く迅速な移動を必要とし、異なる区域に射撃を集中させるような攻撃をシミュレートし、分隊に最も困難な状況を提示して、砲の適切な手動操作と迅速な行動を怠った場合の罰則を明確に示すべきである。

d. 砲陣地の時期尚早な露呈を防ぐため、射撃開始を制限する条件に関する指導。敵戦車の戦術に関する指導。これにより砲員は、対戦車砲を時期尚早に発砲させ、陣地を露呈させる目的で用いられる陽動、おとり、または偽戦車を看破できるようになる。

e. 移動目標の追跡と射撃に関する徹底的な訓練。

f. 分隊長による射撃命令と射撃統制に関する訓練、および分隊の要員が1名以上死傷した場合でも、砲を戦闘状態に維持するための訓練。

g. 迅速な陣地変換の絶え間ない演習。

h. 暗闇または煙の援護下での砲の配置。これは特に開けた地形において、近傍の遮蔽と隠蔽が限られ、適切な自然遮蔽位置がない場合に適用される。

i. ロケット発射器の操作に関する指導。各兵員は、ロケットチームにおいてロケット発射手と装填手の両方の役割を果たすように訓練されるべきである。

j. 遮蔽と隠蔽、および良好な射界を提供する陣地の選定のための地形評価。

k. 非戦闘位置、遮蔽位置、および射撃位置における偽装と偽装規律の重要性に関する継続的な強調。これには、砲口爆風の影響を軽減する手段も含まれる（図26から29まで参照）。過度な偽装は、砲陣地を航空観測に露呈させる傾向があるか、射撃位置にある砲が地上目標に対して即座に行動に移ることを妨げるため、これに対する予防措置を講じなければならない。

l. 要員、兵器、観測、および塹壕の使用による分隊の局地防衛に関する指導。

m. 対戦車砲、その付属品、および弾薬の手動操作に十分な能力を確保するための厳格な身体的訓練。

3. 地雷とブービートラップ

連隊の要員として、対戦車中隊の全隊員は、連隊の全要員に規定されている地雷とブービートラップの基本的な科目について訓練を受ける（下記a参照）。連隊の戦闘部隊の小隊として、対戦車中隊の全小隊は、連隊の全戦闘部隊小隊に規定されている科目について訓練を受ける（下記b参照）。対戦車中隊の対戦車地雷小隊は、全ての弾薬工兵小隊と対戦車地雷小隊に規定されている追加科目について訓練を受ける（下記c参照）。対戦車地雷小隊の全てのリーダーと、対戦車中隊の他の小隊の選抜されたリーダーは、連隊の全ての小隊の選抜されたリーダーに規定されている詳細な訓練を受ける（下記d(1)参照）。対戦車地雷小隊の全てのリーダーは、全ての弾薬工兵小隊の選抜されたリーダーと対戦車地雷小隊の全てのリーダーに規定されている追加訓練を受ける（下記d(1)参照）。地雷とブービートラップの運用における訓練の方法と原則については、FM 5-31、TM 5-325、およびTM 11-1122を参照のこと。

a. 全要員。地雷とブービートラップの近くで取るべき予防措置。携帯用地雷探知器の使用。探針による地雷の発見、および後で除去班が回収するための地雷の標識。ワイヤーまたはロープを使用した地雷とトラップの除去方法。

b. 全小隊。上記aに規定された訓練に加え、対戦車中隊の全小隊は、地雷敷設の技術。地雷原の通過（携帯用地雷探知器、探針法、ワイヤーまたはロープの使用を含む）。初期の道路啓開について訓練を受ける。

c. 対戦車地雷小隊。対戦車地雷小隊は、地雷原の敷設、標識、登録方法（図23参照）。友軍および敵軍が使用するあらゆる種類の地雷とブービートラップの認識。友軍および敵軍が使用するあらゆる種類の起爆さ

れた対戦車地雷および対人地雷、ブービートラップの解除、撤去、破壊技術。広範な地雷原の啓開について訓練を受ける。

d. 部隊リーダーの訓練。(1) 全小隊。上記aおよびbに規定された訓練に加え、対戦車地雷小隊の全将校および下士官、ならびに対戦車中隊の他の全小隊の選抜された将校および下士官は、地雷原啓開の詳細班のリーダーとしての資格を得るため、地雷原啓開技術に関する拡大されたより詳細な訓練を受けるべきである。

(2) 対戦車地雷小隊。上記a、b、cに規定された訓練に加え、対戦車地雷小隊の小隊長および全下士官は、敷設、測量、および敷設班（緊急地雷原の敷設を担当する部隊の要素）のリーダー、および広範な地雷原の啓開のためのギャップクリアランス班のリーダーとしての資格を得るため、以下の追加訓練を受ける。対戦車地雷の戦術的使用。地雷の戦術的使用に影響を及ぼす限りにおける敵機械化攻撃の戦術。対戦車地雷原の適切な位置選定のための偵察と地形評価。スケッチ。コンパス（または照準環）とテープによる測量。対戦車地雷原の位置報告の作成。地図および空中写真の判読、特に空中写真における地雷原の外観に重点を置く。対戦車地雷の補給と輸送。

e. 並行訓練。訓練計画で対戦車地雷訓練のために提供された期間中の訓練に加え、対戦車地雷の使用、敵地雷原の啓開、およびブービートラップに対する予防措置に関する並行訓練を、部隊訓練の他のすべての適切な段階に組み込むべきである。攻撃段階には、敵地雷原の啓開、ブービートラップに対する予防措置、および施設保護のため、および道路封鎖を確立するための対戦車地雷の使用を含めるべきである。防衛段階には、緊急地雷原の敷設、地雷による後方区域の保護、および対戦車地雷道路封鎖の使用を含めるべきである。

f. 教官の訓練。訓練の効率を最大化するため、各小隊の1名以上の選抜された将校または下士官に、それぞれの小隊の訓練に含められるべき対戦車地雷およびブービートラップ訓練のすべての段階に関する徹底的な予備訓練を行うことが望ましい。これは、師団工兵の監督下で師団学校で最もよく行われる。そのような学校が利用できない場合、連隊対戦車将校の監督下で連隊学校を実施すべきである。適切な科目の指導は、将校および下士官学校のカリキュラムにも含めるべきである。

4. 通信訓練

a. 前任軍曹、偵察軍曹、輸送軍曹、ラッパ手、中隊および小隊伝令兵は、以下の科目について訓練を受ける。

(1) パネル（種類と用途）。

(2) 発煙筒。

(3) 無線電話の使用、および無線電話手順。

(4) 音響駆動電話の使用。

(5) ワイヤースプライスと結び方。

(6) 通信軍曹、ラッパ手、および伝令兵は、時間の許す限り暗号演習の訓練を受けるべきである。

b. 無線通信手は、中隊の無線機の設置、操作、および整備について訓練を受ける。彼らはこの訓練を連隊本部小隊で受けることができる。彼らはまた、無線電話の使用および無線電話手順についても訓練を受ける。

c. 補給軍曹は、無線電話および音響駆動電話の使用、ならびに無線電話手順について訓練を受ける。

d. 砲分隊の全要員は、以下の科目について訓練を受ける。

(1) 音響駆動電話の使用。

(2) ワイヤスプライスと結び方。

e. 対戦車地雷小隊の指揮班の全要員、ならびに対戦車地雷分隊の選抜された要員は、無線電話および無線電話手順、音響駆動電話、および視覚信号の使用について訓練を受ける。小隊内の選抜された要員は伝令兵として訓練される。

5. 車両整備

ラッパ手、伝令兵、およびトラック運転手は、運転と運転手による整備について訓練を受ける。輸送軍曹と自動車整備兵は、中隊整備について訓練を受ける（24項およびAR 850-15参照）。

付則4. 歩兵連隊対戦車中隊の戦術訓練に関する指示

1. 概要

a. 以下の指示は、対戦車中隊の指揮官およびその部下が、中隊が連隊の一部として野外訓練に参加する際の戦術演習の準備と実施を支援するために作成されたものである。これらの指示は、本マニュアルおよびFM 7-40で中隊に規定されている戦術に基づいている。これらはあくまで指針として考慮されるべきであり、現地の状況や個々の部隊の特定のニーズに応じて拡大または修正されることがある。しかし、対戦車中隊は、これらの指示に概説されている各種の作戦の全ての段階を網羅する演習に参加するまで、完全に訓練されているとは見なされない。

b. 部隊の戦術訓練の指針として機能するだけでなく、これらの指示は、上級指揮官が対戦車中隊の戦術的効率を試験する際に含めるべき重要な点を網羅している。

2. 準備と実施

a. 野外演習および野外機動演習の準備、ならびにその統制と実施に関する一般的な議論については、FM 21-5を参照のこと。

b. 中隊は、その指揮官が適切と判断するように各演習を解決することを許容されるべきである。演習を指揮する将校は、中隊が直面する様々な状況に対する解決策を念頭に置いているべきであるが、彼が想定する行動に従うように、中隊やその構成要素に強制すべきではない。審判員は、必要に応じて中隊またはその構成要素が適切な方法で行動するようにペナルティを課したり、出来事を挿入したりすることがある。しかし、これらの統制措置は論理的かつ適切でなければならない。

c. 部隊の審判員は、演習を可能な限り現実的なものにし、実際の戦場で経験されるような印象を与えるように努めなければならない。審判員の任務、責任、および行動については、FM 105-5を参照のこと。下士官を最大限に活用すべきである。

3. 一般原則

a. 各部隊には、問題を論理的に解決するために十分な時間を与えるべきである。偵察を行い、必要に応じて部下の指揮官を招集し、命令を発令しなければならない。地形が提供する隠蔽と遮蔽を最大限に活用しなければならない。もし部隊が準備段階を急がされ、敵の観測下や想定される敵の射撃下で地形上を自由に移動することを許されるならば、彼らは不自然な印象を抱き、後に悲惨な結果を招く可能性がある。

b. この一連の指示を通じて、中隊長は連隊対戦車将校として、連隊の対機械化防衛に関する提言を提出することが求められていることに留意されたい。この手続きは多くの場合に踏襲されるかもしれないが、中隊

長は連隊長が彼の計画・訓練担当将校（S-3）に提言を提出するよう指示するか、または中隊長に提言を提出させることなく、独立して決定を下す可能性があることを認識しなければならない（FM 7-40参照）。

4. 講評

常に各野外演習の一部である講評については、FM 21-5を参照のこと。講評は演習のどの段階でも実施できる。しかし、通常は、演習を指揮する将校と彼の補佐官が、演習終了時に使用するためのメモを取ることが最善である。

5. 指令—対戦車中隊（FM 7-20、7-40、および100-5を参照）

a. 行軍

概要

連隊の対戦車中隊が、単一縦隊で行軍中の問題。以下を必要とする状況を想定する。

- (1) 行軍中の連隊の対機械化防御に関する提言。
- (2) 様々な地形での行軍中における、連隊の行軍命令に従った中隊の運用と行動。
 - (a) 行軍経路に沿った逐次陣地の占領が実行可能な場合。
 - (b) そのような占領が実行不可能な場合。
- (3) 行軍経路に沿った偵察。
- (4) 空中攻撃および小規模地上部隊による局地攻撃に対する警戒。
- (5) 通信と連絡。

実施

行軍開始前に中隊長が提出する提言には、中隊の要素を警戒部隊に配属すること、および中隊長が統制する中隊の残りの部分の配置と任務を含めるべきである。提言は、大隊、隣接部隊、および上級部隊の対機械化対策と連携して、連隊に最大限の防御を提供するものでなければならない。

中隊長が統制する小隊長への命令は、明確かつ簡潔でなければならない、可能であれば、小隊が逐次射撃陣地を行軍経路に沿って占領するように指示すべきである。そうでない場合、要素は縦隊に分散され、カノン砲小隊および大隊対戦車小隊の要素と連携させるべきである。カノン中隊要素の運用に関する連携は、連隊S-3を通じて榴弾砲将校と行うべきである。

逐次射撃陣地への躍進移動の場合、次の陣地までの距離と旧陣地での防御継続の必要性によって、小隊が単位として移動するか、分隊梯隊で移動するかが決定される。分隊梯隊で移動する場合、1個分隊が前進し、2個分隊を旧陣地に残すか、その逆も可能である。または、分隊が逐次移動し、陣地に残る分隊を飛び越えて移動することもできる。

中隊長は、前衛部隊と共に移動する偵察要員を投入し、敵戦車が最も接近しやすい経路、適切な射撃陣地とその経路、および対戦車地雷の設置場所を特定すべきである。行軍中に敵戦車攻撃の明確な脅威が発生した場合、中隊長は、そのような攻撃を誘導または阻止

するのに役立つ場所に、対戦車地雷を敷設することを提言すべきである。

対空対戦車警戒員とロケットチームは指定されるべきである。移動中および停止中ともに、利用可能な遮蔽と隠蔽を最大限に活用すべきである。中隊の下級要素は、航空機または小規模地上部隊による攻撃の場合に備え、個人兵器および配属機関銃で常に自身を防御する準備を整えておくべきである。

中隊指揮班は連隊指揮班と行軍すべきである。中隊長は連隊長と同行するか、やむを得ず不在の場合は、連絡員（通常は副官）を通じて彼と連絡を維持すべきである。中隊内および上級司令部との連絡を維持するために、利用可能な全ての施設を活用すべきである。

b. 接近行進

概要

内部連隊による昼間の接近行進における対戦車中隊の問題。機械化攻撃を防ぐには不十分な援護部隊によって前方から防御されている。

連隊が行軍縦隊で進軍し、対戦車中隊の要素が前衛大隊に配属されている状況で始まる。連隊は直ちに接近行進のための展開を命じる口頭命令を発令する。命令は前衛（先頭）大隊に広範な正面で前進するよう指示し、対戦車中隊の要素を前衛からの配属解除し、対戦車中隊に、行進中に先頭大隊の対機械化防御を強化し、連隊の側面と後方を防御する任務を与える。

以下を必要とする状況を想定する。

- (1) 両側面が戦車攻撃にさらされる広範囲な正面での移動。
- (2) 連隊の展開命令に従った中隊長による迅速な命令の発令。
- (3) 接近行進中の指揮官による中隊の運用と行動。
- (4) 対戦車中隊要員による前進区域の偵察。
- (5) 航空攻撃および小規模地上部隊による局地攻撃に対する警戒。
- (6) 通信と連絡。

実施

小隊長への明確かつ簡潔な命令は、全ての小隊の初期位置と移動方法を規定し、各対戦車小隊に明確な任務を割り当てるべきである。対戦車小隊に、連続する区域や可能性のある接近経路からの攻撃に対する防御任務が割り当てられた場合、各連続する位置からの解除の時期（または条件）、および小隊長または中隊長のどちらが連続する位置の偵察に責任を負うかについての明確な記述は、最初の命令またはその後の命令に含まれるべきである。

小隊に連続する区域や可能性のある接近経路からの攻撃に対する防御が割り当てられた場合、移動は前項の行軍に関する指示で述べられているように行われる。

中隊長は、大隊対戦車小隊の活動と最大限に連携し、継続的な全周防御を確保するように、自らの小隊を、そして小隊長は自らの分隊を運用すべきである。

偵察将校は、偵察分隊と共に先頭のライフル要素に同行すべきである。彼は戦車障害物、戦車の接近経路になりやすい場所、自動車の移動に対する障害物（お

および必要な迂回路)、適切な射撃陣地、および対戦車地雷の適切な設置場所を特定し、報告すべきである。

指揮班の利用可能な要員の助けを借りて、小隊長は有利な前進経路、危険にさらされた区域を横断または回避する最善の方法、および可能な連結解除、遮蔽、および射撃陣地を偵察すべきである。同様の偵察は分隊長によっても行われるべきである。ロケットチームは指定されるべきである。小隊長は、自らの分隊の行動を綿密に監督し、その配置や行動の変更に必要な指示を迅速に発令すべきである。遮蔽と隠蔽を最大限に活用すべきである。

逐次射撃陣地が占領されるにつれて、対空対戦車警戒員を配置すべきである。砲は地形と機械化攻撃の可能性に応じて、連結したままにするか、または連結を解除することができる。連結を解除する場合、砲は利用可能な遮蔽陣地を占領すべきであり、そうでなければ直接射撃陣地へ移動すべきである。砲が連結解除されている場合、弾薬は射撃陣地に配置されるべきである。

航空機または小規模地上部隊による攻撃に対する警戒、および通信と連絡の維持については、前項の行軍に関する指示に規定されているものと同様の措置を講じるべきである。

c. 連隊集結地の防御

概要

連隊集結地の昼間防御における対戦車中隊の問題。この問題は前項の指示の続きである。

以下を必要とする状況を想定する。

(1) 接近行進中にその位置が発表される連隊集結地の対機械化防御に関する中隊長の提言。

(2) 区域における対機械化防御の確立を迅速化するための準備措置。

(3) 中隊長によって割り当てられた射撃陣地区域の各小隊による占領。

(4) 区域の協調的な対機械化防御を確保するための、中隊長による検査。

実行

勧告の提出を命じられた際、中隊長は入手可能な地図、または航空写真、および当該区域の偵察報告書を直ちに検討すべきである。連隊榴弾砲将校との調整後、彼は集結地の周縁において大隊対戦車砲によって防御されるべき区域または区画、ならびに自身の小隊と榴弾砲中隊の榴弾砲(使用する場合)の射撃陣地区域と主射撃方向を勧告すべきであり、これらが大隊の対戦車小隊とロケットチームによって提供される防御を完成させることになる。彼は、当初は陣地構築の必要がない対戦車砲と榴弾砲中隊の榴弾砲を中央に機動的に保持することを勧告するかもしれない。彼は、現況と地形に関する知識がその時点でのそのような行動を正当化するに十分であるならば、対戦車地雷の敷設を勧告するかもしれない。

連隊長の決定を受けたら、中隊長は、対戦車小隊に連隊集結地到着時に指定された射撃陣地区域を占領させ、その主射撃方向を割り当てる断片的な命令を発令すべきである。地雷を敷設する場合、これらは対戦車

小隊、またはそのような小隊に配属された地雷小隊の要素に支給されるべきである。

各対戦車小隊は、連隊集結地の直近に到達次第、割り当てられた射撃陣地区域へ迅速に進むべきである。射撃陣地区域は直ちに偵察され、広範囲であれば選抜されたリーダー間で分担されるべきである。対空対戦車警戒員を配置し、遮蔽陣地を占領し、射撃陣地を選定すべきである。

偵察完了後、小隊長は分隊長と会合し、命令を発令すべきである。命令は簡潔かつ明確でなければならず、射撃陣地、主射撃方向、各分隊の担当区域、および砲の防御におけるロケットチームの運用を規定すべきである。各対戦車小隊長は自身の射撃陣地を点検し、必要な調整を行うべきである。

中隊長は直ちに対機械化防御の点検を開始し、副官に補佐させるべきである。この点検は以下を決定すべきである。

(1) 当該区域への全ての戦車接近路が観測員、対戦車砲、ロケットチーム、および榴弾砲中隊の榴弾砲によって適切にカバーされているか。

(2) 当該区域への協調的かつ効果的な防御を提供するために、対戦車砲、ロケットチーム、または榴弾砲中隊の榴弾砲の位置または任務の変更が必要か。

(3) 追加の地雷原を敷設するか、または地雷が敷設された道路封鎖を確立すべきか。

対戦車中隊の下級要素の割り当てられた任務の適切な遂行に必要な配置の変更は、中隊長によって直ちに実行されるべきである。点検後直ちに、彼は連隊長に対し、自身または大隊の対戦車小隊の位置または任務の変更、大隊ロケットチームの運用、または榴弾砲将校との協議後、効果的な対機械化防御を提供するために必要な榴弾砲中隊の榴弾砲の運用に関する変更を勧告すべきである。状況が緊急である場合、勧告は点検中に伝令によって送達されるべきである。

d. 夜間における攻撃開始線への前進の防御(昼間攻撃準備)

概要

昼間攻撃に備え、夜間、集結地から攻撃開始線への連隊の前進を対戦車中隊が防御する問題。この攻撃は、より大規模な部隊の一部として連隊によって、装甲戦力を持つことが知られている急造の敵陣地に対して行われる。

中隊が集結地の防御のために配置されている状況から始まる。状況は連隊の命令に基づき、以下を必要とするように想定される。

(1) 連隊の夜間移動と攻撃の初期段階を防御するための、連隊の全ての対戦車手段の運用に関する中隊長の偵察と提言。

(2) 夜間移動中の連隊に対する、対戦車中隊による対機械化防御の確立。

(3) 対戦車中隊の要素による初期射撃陣地区域への移動。

(4) 小隊長による自小隊の運用に関する偵察。

(5) 中隊命令で割り当てられた任務を実行するための小隊長の命令。

実施

連隊の夜間移動を防御するため、中隊長は、連隊の作戦区域の側面から流入する全ての道路において、地雷その他による道路封鎖、およびそれを援護する砲の射撃陣地に適した場所を偵察すべきである。偵察は、攻撃の初期段階における射撃陣地区域と対戦車地雷原の設置場所もカバーすべきである。射撃陣地と対戦車地雷原の設置場所への経路は標識をつけ、案内人はそれらに熟知させるべきである。可能な限り、中隊長の提言は、部下が昼間に陣地を偵察できるよう、時間的余裕をもって提出され、命令が発令されるべきである。

対戦車中隊長は、必要であれば大隊指揮官または対戦車将校と協議し、全ての対戦車手段の連携を確保すべきである。

夜間移動の防御のための道路封鎖は、日没後に設置され、それを援護する射撃陣地は指定された部隊によって占領されるべきである。日没後の全ての移動は静かに行われ、灯火なしで行うべきである。それらは混乱なく、時間的損失なく完了すべきである。無線封鎖を徹底すべきである。全ての地雷が敷設された道路封鎖または対戦車地雷原は、友軍兵士または車両の死傷を防ぐために警備されるべきである。初期射撃陣地区域への移動は、日出前に完了すべきである。

小隊長は、分隊長を伴い、夜間移動の防御と攻撃の初期段階の両方のために、割り当てられた射撃陣地区域を偵察すべきであり、これにはそこへの経路も含む。経路には標識をつけるべきである。さらに、時間が許せば、案内人を配置すべきである。

小隊長の命令は明確かつ簡潔でなければならず、明確な任務を割り当てるべきである。各分隊には、道路封鎖または地雷原を援護する射撃陣地を割り当てるか、または攻撃する大隊の1つ以上の要素を防御するように指示すべきである。射撃陣地と担当区域が割り当てられたら、日没後にそれらを占領すべきである。射撃陣地は指定されたロケットチームによって防御されるべきである。

質問を通じて、小隊長は自小隊の全要員が任務を理解していることを確認すべきである。移動中および攻撃のための初期射撃陣地の占領後、検査によって、全ての砲が割り当てられた任務を遂行できることを確認し、その旨を中隊長に報告すべきである。

攻撃の初期段階中に、小隊長は次項の指示に概説されている、移動およびその他の事項に関する暫定的な指示を発令すべきである。

e. 日中攻撃

概要

日中攻撃の初期段階における連隊の対機械化防御における対戦車中隊の問題。

以下を必要とするように状況を想定する。

(1) 少なくとも1回の小隊による新陣地への移動。これには以下を含む。

(a) 新陣地への移動を容易にするための小隊長による偵察。

(b) 地形遮蔽物の確保後、攻撃する梯隊に継続的な対戦車防御を提供するための移動。

(2) 敵地雷原の啓開。

(3) 弾薬の補充。

(4) 中隊長による偵察と統制（指揮班の支援を受けて）。

実施

分隊長に移動に関する暫定的な指示を発令した後、先頭大隊を防御するよう指定された小隊のリーダーは、伝令を伴い、分隊が広範囲に分散している場合は小隊軍曹の支援を受けて、攻撃梯隊に密接に追従し、自小隊の移動のために偵察を行うべきである。偵察は、攻撃梯隊と近傍の対戦車兵器の位置、可能性のある敵戦車の接近経路、移動経路、射撃陣地と遮蔽陣地、およびトラックを遮蔽下で保持できる場所を網羅すべきである。経路は標識をつけるか、分隊長にその場所を知らせるべきである。

最初の敵の地形遮蔽が確保され次第、迅速に移動を行うべきである。初期陣地での防御維持の必要性に応じて、移動は分隊梯隊で（2個分隊が移動し、1個分隊がその場に残る、またはその逆）、あるいは小隊が単位として、小隊長または小隊軍曹の指揮下で行うべきである。分隊は新射撃陣地区域に近づいたら合流し、陣地に誘導されるべきである。機械化反撃を撃退する準備は遅滞なく完了すべきである。

任務命令の下で行動する小隊は、現在の陣地から任務を遂行できなくなった時点で、可能な限り早期に移動すべきである。中隊長は、直属の小隊の移動について、適切な時期に命令を発令すべきである。

中隊長は、前線大隊の進撃を遅らせる敵地雷原の啓開を支援するため、対戦車地雷小隊の部隊に指示を出すべきである。広大な地雷原に遭遇した場合は、工兵が利用可能であれば、その監督下で啓開部隊を指定して展開させるべきである。

中隊長は、中隊弾薬補給所の運用に要員を提供し、小隊長に弾薬補給の状況を常に報告させ、適時の補充を確保すべきである。

偵察要員は攻撃梯隊に密接に追従し、中隊長が事前に指示した区域を偵察し、戦車障害物、敵戦車の接近経路になりやすい場所、対戦車地雷原の設置場所、およびそこへの遮蔽された経路を報告すべきである。小隊に関連する情報は、迅速に小隊長に伝達されるべきであり、偵察要員は、適切な場合は小隊を新しい場所へ誘導すべきである。中隊長は、個人的な観測と適時の命令、および指揮班の活用によって、中隊の統制を維持すべきであり、状況が変化するにつれて、必要とされる中隊要素の配置または任務の変更を迅速に勧告すべきである。

中隊の要素間および連隊指揮所との通信は維持されるべきである。

f. 再編成と攻撃の継続

概要

連隊の再編成と攻撃再開中の対戦車中隊に関する問題。

以下を必要とするように状況を想定する。

(1) 連隊の再編成を防御するための射撃陣地の選定と占領。

(2) 中隊の再編成と弾薬の補充。

(3) 攻撃再開時に連隊を防御するための偵察、命令、および射撃陣地の占領。

(4) 弾薬補給。

(5) 通信。

実施

中隊長は直ちに小隊を配置し、連隊の再編成を防御すべきである。状況と地形がそのような行動を正当化する場合、彼は対戦車地雷原の敷設を勧告すべきである。これらの配置は、カノン中隊、大隊対戦車小隊、および隣接部隊の配置と連携し、連隊の側面と後方に十分な防御を確保すべきである。

中隊長は、自身の指揮班および小隊長の死傷者を補充し、小隊間の戦力に必要な調整を行い、弾薬が迅速に補充されることを確認すべきである。小隊長は小隊の必要な再編成を指揮し、死傷者となったリーダーまたは主要兵員を補充し、必要に応じて分隊間で移動させることにより、分隊の戦力を均等にすべきである。

中隊長は、攻撃が再開された際に連隊を防御するための新しい射撃陣地区域の早期偵察を開始すべきである。連隊長の承認を得た後、彼は必要な命令を発令し、連隊に継続的な防御を維持するように移動が行われることを確認すべきである。

小隊長は、割り当てられた任務を遂行するために、直ちに砲を移動させるべきである。彼らは、攻撃が再開された際に攻撃梯隊を防御するための新しい射撃陣地の早期偵察を開始し、小隊に適切な命令を発令すべきである。新しい陣地への移動は指示通りに行われる。小隊長は、射撃任務を完了するために、砲陣地に十分な量の弾薬が利用可能であることを責任を負う。

g. 昼間における連隊戦闘陣地区域の占領

概要

より大規模な部隊の一部である連隊が、昼間において連隊戦闘陣地のセクターを占領する際の対戦車中隊に関する問題。

以下を必要とするように状況を想定する。

(1) 対戦車地雷原の敷設を含む、戦闘陣地の連隊セクターの対機械化防御に関する中隊長の偵察と提言。

(2) 連隊区域内および隣接部隊と上級部隊との対機械化防御措置の調整。

(3) 中隊長による命令の発令。

(4) 戦闘陣地への移動中およびその編成中の小隊長による偵察。

(5) 小隊長の命令、および小隊の配置。

(6) 連隊防御命令に従った、主要、補助、および代替砲陣地の構築。連隊防御命令は、小隊の位置と任務、および陣地に配置される弾薬の量を規定する。

(7) 対空対機械化警戒システムの確立。

(8) 弾薬補給。

実施

戦闘陣地の連隊区域を偵察した後、独立して、または連隊長の指示に従い連隊長と同行して、中隊長は連隊長に以下の勧告を提出すべきである。

(1) 対戦車地雷原の場所、およびその他の対戦車障害物（自然または人工）の構築または改善。

(2) 全周対機械化防御を提供するための小隊（連隊が確立した前哨にいるいかなる要素も含む）の運用。

(3) 連隊の対機械化防御におけるカノン中隊の要素と対戦車部隊との連携計画。

対戦車中隊の全ての要素の運用は、大隊の対機械化計画と連携すべきであり、主として戦闘陣地の前方部分の防御を目的とするが、側面または後方からの攻撃にも対応する備えをすべきである。砲は、その射撃が対戦車地雷原やその他の障害物、およびカノン中隊、隣接部隊、ならびに連隊の対機械化防御を強化する上級部隊の対戦車要素の配置と連携するように配置すべきである。対戦車地雷原は、工兵、対戦車地雷小隊、または陣地を占領する部隊からの班によって、地雷小隊の支援を受けて敷設されることがある。地雷原は敵による除去を防ぐために小火器の射撃で援護され、友軍要員と車両の死傷を防ぐために警備され、標識をつけられるべきである。可能であれば、全ての対戦車障害物も対戦車兵器の射撃で援護すべきである。

明確で簡潔な中隊命令は、通常口頭で、しばしば断片的な形で、小隊長に十分な時間的余裕をもって発令されるべきである。これにより、小隊長は割り当てられた射撃陣地区域を偵察し、配置を行い、遅滞なく砲の陣地構築作業を開始できるようになる。中隊長は区域を視察し、自身の命令の遂行を監督すべきである。

割り当てられた任務に応じて、小隊長は前方大隊防御区域または後方区域において、自小隊が投入される可能性のある主要、補助、および代替射撃陣地の偵察を迅速に開始する。主要陣地を編成している間に、補助および代替陣地の偵察を行うべきである。

明確で簡潔な口頭命令は、分隊長に十分な時間的余裕をもって発令されるべきである。これにより、分隊長は割り当てられた射撃陣地区域を偵察し、配置を行い、遅滞なく砲の陣地構築作業を開始できるようになる。最前線の大隊防御区域に配置された小隊の場合、弾薬は各砲陣地に配置されるべきである。機動的に保持されるべき小隊は、弾薬を車両に保持すべきである。弾薬が射撃陣地に配置された場合、空の輸送車両は後方区域で上級部隊の統制下に集結すべきである。ロケット発射器の砲座は、射撃位置にある砲に近接防御を提供できる場所において構築されるべきである。

利用可能な通信手段を適切に活用することにより、全小隊の全ての要素に、いかなる対空対機械化警戒も迅速に中継されることを確保するための措置を講じるべきである。

中隊長は、中隊弾薬補給所の運用に要員を提供すべきである。彼はまた、中隊弾薬補給所から、または使用量がより多い別の小隊への弾薬の移送によって、弾薬を補充する手段も提供すべきである。全ての弾薬は、弾薬壕内で隠蔽されるべきである。

h. 夜間における連隊戦闘陣地区域の占領

概要

より大規模な部隊の一部である連隊が、夜間において連隊戦闘陣地セクターを占領する際の対戦車中隊に関する問題。

以下を必要とするように状況を想定する。

(1) 中隊長による昼間偵察、および対戦車地雷原の敷設を含む、戦闘陣地の連隊区域の対機械化防御に関する提言。すべて暗闇の中で実施される。

(2) 暗くなる前、および敵との接触が差し迫る前に発令される中隊長の命令。

(3) 小隊長による昼間偵察。

(4) 小隊長の命令。分隊長による昼間偵察。夜間の迅速な認識のための経路、主要、補助、および代替陣地の標識。割り当てられた場所への移動、砲陣地の構築、および暗闇の中での地雷の設置。

(5) 対空対機械化警戒システムの確立。

(6) 弾薬補給。

(7) 昼間までに、あらゆる方向からの機械化攻撃に対応する準備。

実行

中隊長は、連隊長の指示に従い、単独で、または連隊長と同行して、昼間に戦闘陣地の連隊セクターの徹底的な偵察を行うべきである。彼は偵察要員を投入し、この偵察を増強し迅速化すべきである。その後、彼は前項の指示に概説されている事項を網羅する提言を提出すべきである。

中隊長は、連隊長の対機械化防御に関する決定が発表された後、可能な限り早期に、明確で簡潔な命令を小隊長に発令すべきである。命令は、小隊および下級指揮官に昼間偵察およびその他の必要な準備のための時間を与えるために、必要に応じて断片的なものであってもよい。

小隊長は、割り当てられた射撃陣地地域を偵察し、射撃計画を策定し、それを中隊長に提出すべきである。時間がない場合、小隊長は遅滞なく分隊長に命令を発令する。命令は、集められた分隊長に、またはそれぞれの射撃陣地地域にいる分隊長に逐次発令することができる。いずれの場合でも、小隊長は、分隊長が占領すべき正確な陣地を偵察し、標識を付けるために最大限の昼間時間を与えられるように命令を発令すべきである。

小隊長の命令は、各分隊に主要射撃陣地を割り当てるべきであり、時間が限られている場合は、分隊長に補助および代替陣地、ならびに遮蔽陣地を選定するよう指示すべきである。主射撃方向および担当区域は、可能な限り地面に示されるべきである。各分隊のロケットチームの陣地が示されるべきである。もし射撃を開始する条件が規定されていない場合、小隊長が自らその条件を規定すべきである。可能な限り、射撃陣地は、敵の砲撃によって他の近隣の施設が危険にさらされないように配置されるべきである。兵器および施設が敵の浸透から局地的に防御されることを確保するための対策を講じるべきである。

日没前には、砲陣地、対戦車地雷原の位置、およびそこへの経路は標識をつけ、案内人はそれらに習熟させるべきである。

陣地の占領と編成は、静かに行われ、灯火なしで、連隊長によって規定されたその他の秘密保持措置に厳密に従って行われるべきである。全ての陣地は混乱なく、時間的損失なく到達されるべきである。砲座や障害物の作業、対戦車地雷の敷設は、地形の性質と視界の条件と一致して、利用可能な時間内で最大限の結果を達成するように組織されるべきである。利用可能な通信手段を適切に利用することにより、対空対機械化

警戒が全ての要素に迅速に中継されることを確保するための対策を講じるべきである。

弾薬補給に関する規定は、前項の指示に規定されているものと同様であるべきである。

中隊長は、個人的な視察によって、自身の命令の遂行を監督し、中隊の全ての要素が昼間までに、あらゆる方向からの機械化攻撃に対応する準備ができていることを確認すべきである。

i. 防御の実施

概要

連隊による戦闘陣地の内部セクター防御における対戦車中隊の問題。

以下を必要とするように状況を想定する。

(1) 主抵抗線を突破しようとする敵機械化部隊に対する、最前線大隊の対戦車小隊と連携した中隊の運用。

(2) 隣接する連隊セクターを突破した敵装甲攻撃に対する、カノン中隊の要素および予備大隊の対戦車小隊と連携した中隊の運用。

(3) 敵航空機および歩兵部隊による攻撃に対する行動。

(4) 弾薬補給。

(5) 通信と連絡。

実施

小隊長は、砲が発砲する前に敵の装甲車両が横断または通過しなければならない地形上の特徴を指定すべきである。中隊命令で指定された砲のみが、偵察に従事していると思われる敵車両または戦車に発砲すべきである。他の砲は、敵戦車の攻撃が明確に開始され、有効射程内に入ってからのみ発砲すべきである。中隊長は行動を綿密に監督し、敵の攻撃を撃退するために必要な小隊の行動の変更を迅速に命じるべきである。

隣接するセクターを突破した戦車による攻撃から連隊を防御するため、中隊長は、榴弾砲校との協議後、カノン中隊の要素および予備大隊の利用可能な対戦車砲とロケットチームの運用を含む、対機械化防御に関する連隊計画の必要な変更を迅速に勧告すべきである。状況が追加の対戦車地雷の敷設を正当化する場合、彼はそのような行動を勧告すべきである。最前線大隊の対戦車小隊または対戦車中隊の要素の使用は、主抵抗線の正面攻撃の再開に対する防御を不当に弱めることになるため、推奨すべきではない。連隊命令の受領後、中隊長は利用可能な最も迅速な手段で断片的な命令を発令すべきである。積極的な監督により、彼は攻撃を撃退するために移動する全ての部隊の移動を調整し、迅速化すべきであり、また、それらの射撃が連隊の側面を効果的にカバーするように連携されていることを確認すべきである。

敵の空襲に対する防御は、隠蔽、分散、および散兵壕の使用によって提供されるべきである。追加の防御は、近くの重機関銃およびライフル部隊によって提供されることがある。

敵の歩兵部隊に対する防御は、隣接するライフル部隊によって提供されるべきである。敵の歩兵部隊による攻撃を受けた場合、砲を操作する要員以外の要員は散兵壕に隠れ、個人兵器で発砲すべきである。

中隊長は常に弾薬補給の状況を把握しておくべきである。補給が深刻に不足した中隊のいかなる要素に対しても、弾薬の迅速な補充を確保すべきである。

利用可能な全ての通信手段を活用し、また指揮班を運用することにより、中隊長は中隊の全ての要素と常に連絡を維持すべきである。連隊長および中隊指揮所との連絡は継続的に維持されるべきである。

j. 夜間撤退

概要

より大規模な部隊の内部連隊による、防御陣地から数マイル後方に位置する新しい防御陣地への夜間撤退における対戦車中隊の問題。

連隊の警告命令は、中隊集結地の位置を規定し、最前線大隊の防御地域に配置されている中隊の全ての要素を、中隊集結地の近傍への撤退のためにそれらの大隊に配属させる。

以下を必要とするように状況を想定する。

(1) 撤退経路および後方防御陣地の連隊セクターの昼間偵察。

(2) 撤退中の連隊（援護部隊を除く）の対機械化防御に関する中隊長の提言。

(3) 中隊の全ての要素による撤退の実行。

(4) 日出前における後方陣地での射撃陣地の構築と占領、および地雷敷設道路封鎖の準備と局地対戦車地雷の敷設。

実施

連隊の警告命令を受領したら、中隊長は直ちに副官または偵察将校を派遣し、他の選抜された要員の支援を受けて、撤退経路、中隊集結地、および新しい防御陣地を偵察し、案内人として行動させるべきである。断片的な警告命令は、遅滞なく小隊長に発令されるべきである。これらの命令を受領したら、小隊長は要員を派遣して中隊集結地への経路を偵察すべきである。中隊長と小隊長は、防御交戦中も部隊と共に留まるべきである。

地図の調査および偵察要員から受け取った報告に基づいた、連隊の撤退防御に関する中隊長の提言は、撤退開始前に実行されるよう、時間的余裕をもって提出されるべきである。通常、これらの提言は、狹隘地の防御、および撤退経路と交差する接近路上の局地的な地雷原と道路封鎖の確立を考慮すべきである。

撤退の意図を露呈させる可能性のある昼間の活動は避けるべきである。車両は日没後に中隊集結地へ移動させるべきである。可能であれば、牽引車のみをさらに前進させ、射撃陣地の後方にある最初の頂の後ろの場所へ移動させるべきである。日没後の全ての移動は静かに行われ、灯火なしで行うべきである。無線使用に関する連隊の制限は厳守されるべきである。最前線大隊への撤退のために配属された要素は、それらの大隊の指揮官の指示に従って撤退すべきであり、他の要素は中隊長の命令の下で撤退すべきである。後者は中隊集結地において中隊全体を再び統制すべきである。中隊は連隊の命令に従って後方へ移動し、途中の割り当てられた防御任務を統制された秩序ある方法で遂行すべきである。

新しい防御陣地においては、副官または偵察将校は、中隊偵察班の他の要員の支援を受けて、中隊到着前に小隊の射撃陣地および道路封鎖と局地地雷原の位置を選定し、連隊指揮官の代表者によるこれらの配置の承認を得るべきである。彼らはこれらの位置とそこへの経路を標識し、中隊の到着時に迎え、中隊の要素をその陣地へ誘導すべきである。射撃陣地の占領と構築、および対戦車地雷の敷設は、戦闘陣地の占領に規定されているように実施されるべきである。砲は新しい射撃陣地地域に位置し、昼間までに機械化攻撃に対応する準備を整えておくべきである。

k. 昼間撤退

概要

内部連隊による昼間撤退における対戦車中隊の問題。状況は、右側面への浸透に対する予備大隊の反撃が失敗した後、戦闘陣地全体が厳しい敵の圧力を受けているものとする。以前、左前方大隊の予備を構成していたライフル中隊は、新しい連隊予備に指定された。

連隊は、数マイル後方にある新しい防御陣地へ直ちに撤退するよう命じられる。連隊長は、新たに編成された連隊予備を、左前方大隊長の下で連隊援護部隊として指定する。予備のライフル小隊は、連隊の作戦区域に危険な（右）側面から入る重要な幹線道路に道路封鎖を確立し、防御するよう命じられる。

対戦車中隊は、1個小隊が右前方大隊の再確立された防御地域を防御する陣地に配置され、1個小隊は反撃に投入された大隊に配属されており（この小隊は現在ひどく混乱しており、2門の砲が使用不能）、そして中隊は2個小隊を除いて連隊予備の近傍に位置し、砲は射撃陣地にある。

以下の指示を含む連隊命令によって行動が開始される：連隊による即時撤退、右前方大隊の防御地域にある対戦車小隊をその大隊に配属し、援護部隊の位置までのみ撤退させ、その後中隊の統制下に戻す。反撃に投入された大隊に配属された小隊は、撤退中も引き続き配属され、その大隊に対戦車地雷分隊を1個配属する。道路封鎖を防御するライフル小隊に対戦車分隊を1個と対戦車地雷分隊を1個配属する。分遣隊を除く中隊は援護部隊に配属する。撤退の初期段階を容易にするために煙が利用可能であると仮定する。

実施

右前方大隊に配属された対戦車小隊は、大隊長の命令と統制の下で撤退すべきである。援護部隊の近傍に到着し、大隊の統制下から解放されたら、案内人が各要素を中隊長が指定した陣地に誘導すべきである。

失敗した反撃に投入された予備大隊に配属された小隊は、大隊長の命令に従って再編成し、撤退すべきである。残りの砲と利用可能なロケットチームを使い、大隊対戦車小隊の兵器と連携して、撤退と後退移動の間、大隊に対戦車防御を提供するべきである。

牽引車の即時前方移動を浸透によって行うよう指示を出すべきである。大隊に配属された小隊への車両の解放は、状況と敵の射撃が許す限り前方で行うべきである。車両の移動と解放は、中隊指揮班の指定された要員の監督下で行うべきである。

援護部隊に配属される全ての対戦車要素の射撃陣地は、迅速かつ混乱なく占領すべきである。推定される必要量のみの弾薬を車両から降ろすべきである。牽引車は砲陣地の近くに留めておくべきである。

中隊長は、援護部隊長の命令に従い、連隊のさらなる後退移動を防御するための早期偵察を開始すべきである。そのような防御は、追撃を試みる敵の装甲要素に対する警戒を提供すべきである。

1. 遅滞行動

概要

逐次陣地における遅滞行動における対戦車中隊の問題。状況は、連隊（増強）がより大規模な部隊のための一般的な援護部隊として独立した遅滞行動を実施し、敵が接触する約1時間前に最初の遅滞陣地に到着する必要があるものとする。

以下を必要とするように状況を想定する。

(1) 最初の遅滞陣地の対機械化防御に関する中隊長の提言。

(2) 前哨に配属される可能性のある中隊の要素の運用、およびそれらの最初の遅滞陣地への撤退。

(3) 側面および後方陣地の偵察。

(4) 少なくとも2つの遅滞陣地における中隊の運用。対戦車地雷の使用を含む。

(5) ライフル兵によって防御された中間遅滞陣地における、中隊の一部または全ての要素の運用。

(6) 弾薬補給。

実行

最初の遅滞陣地に到着したら、中隊長は、偵察要員の支援を受けて迅速な偵察を行うべきである。これは、独立して、または連隊長の指示に従い連隊長と同行して行うべきである。その後、彼は小隊の初期配置、および最初の遅滞陣地の前方、側面、またはすぐ後方に対戦車地雷を敷設すべき場所を勧告すべきである。通常、勧告は、中隊の大部分を大隊および警戒部隊に配属し、残りの部隊（もしあれば）を連隊の統制下で機動的に保持し、側面および後方を防御することを想定すべきである。

前哨に最初に配属された部隊は、敵の装甲部隊をかく乱、誘導、および遅滞させるべきである。可能であれば、前哨指揮官の指示に従い、蛙飛び方式で撤退し、途中で遅滞行動を継続すべきである。これらの部隊は、最初の遅滞陣地へ撤退する際に連隊の統制下に戻ることができる。撤退の際、以前に敷設された対戦車地雷は、敵の前進を遅らせるためにそのまましておくべきである。

中隊のいずれかの部隊が連隊の統制下に置かれる場合、中隊長は直ちに偵察要員を派遣し、最初の遅滞陣地の側面について仮の射撃陣地を偵察すべきである。対戦車地雷の設置場所も探すべきである。時間が許せば、この偵察は後方に拡大され、次の遅滞陣地の側面も含むべきである。同様の後方偵察は、大隊または警戒分遣隊に配属された中隊の部隊のリーダーによって直ちに開始されるべきである。これらの部隊は、この偵察を容易にするために中隊指揮班の要員によって増強されるか、または中隊長によって彼の偵察要員によって確保された情報を提供されるべきである。連隊

の下位部隊に配属された中隊の部隊は、通常、最初は防御として行動し、最大有効射程で発砲する。射撃陣地は地形の頂上付近に配置し、牽引車は砲陣地の近くに保持すべきである。前傾斜面にある陣地は避けるべきである。連隊の統制下にあるいかなる部隊も、遅滞なく、混乱なく、側面の選定された陣地または後方に移動できるべきである。後方陣地への撤退は、迅速かつ統制を失うことなく行うべきである。

連隊の下位部隊に配属された対戦車部隊のリーダーは、後続の遅滞陣地と撤退経路の早期偵察を開始すべきである。

陣地間の移動中、対戦車部隊は、遅滞なくあらゆる方向に行動を開始する準備を常に整えておくべきである。迅速な判断と行動が不可欠である。弾薬は機動的に保持すべきであり、推定必要量のみが射撃陣地に配置されるべきである。車両の防御には、部隊配属の機関銃とトラック運転手の個人兵器が使用される。再補給が必要な場合、小隊軍曹は弾薬の再補給を監督すべきである。中隊長は、必要な追加の対戦車地雷と弾薬を早期に見積もり、S-4にそれらの調達を要請し、指揮班の要員を投入して、適切な時期と場所で中隊の全ての部隊に弾薬が供給されることを確保すべきである。